

目 次

第1章 千歳市の概要

1 位置、地勢	1
2 世帯数・人口の推移	2

第2章 防衛施設の概要

1 防衛施設の沿革	3
2 防衛施設の概況	5
3 陸上自衛隊東千歳駐屯地	
(1) 駐屯地の沿革	7
(2) 陸上自衛隊第7師団(機甲師団)	8
(3) 陸上自衛隊第1高射特科団	11
4 陸上自衛隊北千歳駐屯地	
(1) 駐屯地の沿革	12
(2) 陸上自衛隊第1特科団	12
5 航空自衛隊千歳基地	
(1) 基地の沿革	14
(2) 千歳基地における機種の変遷	17
(3) 千歳飛行場の滑走路概要	17
(4) 航空自衛隊千歳飛行場・新千歳空港 利用状況調べ	19
6 防衛省技術研究本部札幌試験場	
(1) 札幌試験場の沿革	21
7 米軍千歳基地の経緯	22
8 施設の提供及び各種演習の状況	
(1) 提供施設	24
(2) 日米共同訓練の実施状況	28
(3) 自衛隊統合演習	39
(4) 航空自衛隊の演習の実施状況	39
9 市民と自衛隊との交流	43
10 自衛隊の災害派遣(千歳市所在基地等関係分)	45

第3章 防衛施設に起因する諸障害

1 米軍占領下における基地周辺諸障害の経過	51
2 防衛施設の設置による諸障害の経過	
(1) 防衛施設等による障害	52
(2) 航空機による障害	52
(3) C経路の装軌車走行による障害	52
3 平成23年度騒音測定結果	54
4 千歳周辺における自衛隊機等の事故の状況	57

第4章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

1	千歳市の基地対策関係補助金等	59
2	千歳市一般会計歳出決算額に占める 基地対策関係補助金・交付金の割合	60
3	教育施設騒音防止対策事業	60
4	医療施設騒音防止対策事業	66
5	保育所等騒音防止対策事業	66
6	民生安定施設事業（共同利用施設等）	67
7	道路舗装・改良・橋梁整備事業	71
8	障害防止事業（河川関係事業）	76
9	障害防止事業（急傾斜地対策受託事業）	79
10	農耕阻害補償等	79
11	農業用施設・水道施設設置事業	79
12	テレビ共同受信施設設置事業	80
13	騒音用電話機設置事業	81
14	住宅防音工事	
	（1）住宅防音工事の実施状況	82
	（2）住宅防音工事の種類	83
15	テレビ・ラジオ受信料補助の状況	84
16	防音事業関連維持費助成事業	86
17	千歳飛行場周辺移転措置事業	
	（1）土地買収状況	87
	（2）家屋補償の状況、移転補償費の合計額	88
	（3）移転先地の造成状況	89
18	移転跡地使用許可状況 （環境整備法第7条第1項関連）	89
19	特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省所管）	90
20	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業	91
21	再編交付金事業	100
22	国有提供施設等所在市町村助成交付金及び 施設等所在市町村調整交付金（総務省所管）	105
23	基地対策に関する要望事項概要	108

第5章 市の基地対策（防衛施設と周辺地域との調和）

1	基地対策の重点事項	131
---	-----------	-----

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

1	訓練移転の概要	133
2	訓練移転問題に対する判断	133
3	訓練移転に関する主な経過	140
4	訓練移転に関する主な要望内容	150
5	在日米軍再編に係る訓練移転 <資料編>	
	(1) 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）	158
	(2) 再編実施のための日米のロードマップ	166
	(3) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について	171
	(4) 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定	172

年表	173
----	-----

資料

(1)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	179
(2)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）	181
(3)	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）	182
(4)	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）	182
(5)	施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）	184
(6)	国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象資産の範囲	185
(7)	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律	186
(8)	C経路対策委員会報告書（抄）	188
(9)	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）	193
(10)	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）	195
(11)	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（抄）	197

第 1 章 千歳市の概要

1 位置、地勢

千歳市は、北海道の中南部・石狩平野の南端に位置し、市域は東西に細長く西高東低の地形となっており、4市（札幌市、苫小牧市、恵庭市、伊達市）4町（由仁町、長沼町、白老町、安平町）に接しています。

西部は、支笏湖とこれを取り囲む山々（樽前山・恵庭岳）や森林からなる国立公園支笏湖地区に指定され、北海道中央部の温泉があるレクリエーションの場として賑わっています。

この日本最北の不凍湖支笏湖からただひとつ流れ出る清冽な千歳川は、市街地を貫流し、さけの遡上母川として知られています。

また、市域の中央部はほぼ平坦で、市街地を初め工業団地、飛行場、農用地、防衛施設に利用され、東部は丘陵地帯で、畑作や酪農を中心とする農林業に活用されています。なお、支笏湖を含む一帯が国有林のため山林が市域の約53%を占めています。

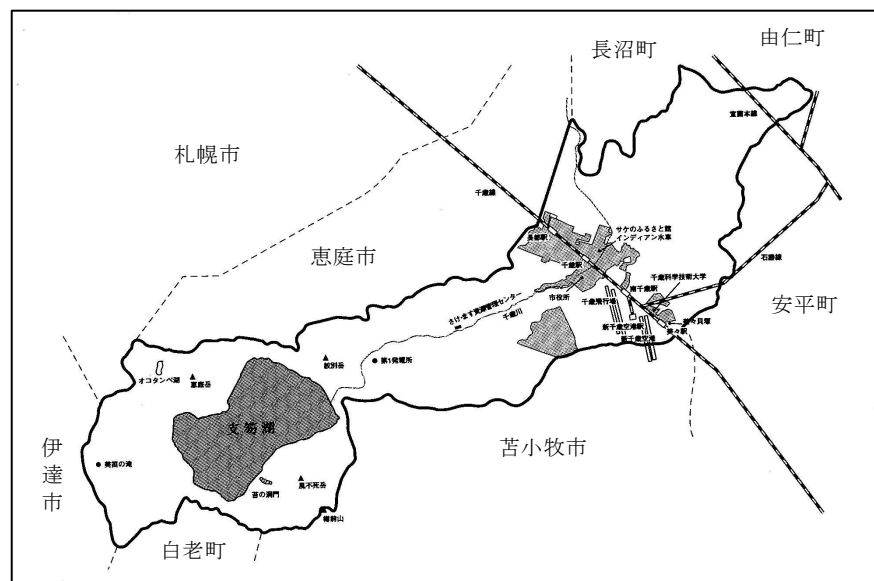
<位置>

東端	西端	南端	北端
東経 141° 52' 12"	東経 141° 10' 17"	北緯 42° 40' 53"	北緯 42° 57' 12"

<広さ>

面積	(東西)	(南北)
594.95 km ²	57.20 km	30.40 km

(参考：東京23区(621.98 km²)) ※東京都HPより



2 世帯数・人口の推移

年	世帯数	人 口			備 考
		総数	男	女	
明治13年	47	209			戸長役場開庁
大正4年	778	3,931	2,074	1,857	2級町村制の施行、4村の合併
大正9年	1,065	5,366	2,825	2,541	第1回国勢調査
14年	991	5,252	2,881	2,371	第2回国勢調査
15年		5,045			鉄道開通、着陸場造成
昭和5年	947	5,275	2,753	2,522	第3回国勢調査
9年	972	5,513	2,805	2,708	飛行場完成
10年	1,057	6,557	3,713	2,844	第4回国勢調査
14年		10,678			海軍航空隊開庁
15年	1,856	10,512	5,960	4,552	第5回国勢調査
17年	2,250	13,994			町制施行
22年	2,956	14,816	7,722	7,094	第6回国勢調査
24年	3,123	15,757	8,107	7,650	開基70年
25年	3,346	20,030	11,974	8,056	第7回国勢調査
26年	4,061	20,212	10,432	9,780	米オクラホマ州兵師団駐屯
27年	4,967	25,286	12,900	12,386	自衛隊駐屯開始
30年	7,525	42,317	25,594	16,723	第8回国勢調査
33年	10,245	47,188	27,748	19,440	市制施行
34年	10,615	48,963	28,924	20,039	開基80年
35年	9,267	44,522	25,873	18,649	第9回国勢調査
40年	12,156	51,243	28,623	22,620	第10回国勢調査
44年	22,477	60,592	33,180	27,412	開基90年
45年	14,667	56,118	30,330	25,788	第11回国勢調査、米軍基地閉鎖
50年	16,849	61,031	32,692	28,339	第12回国勢調査、米軍基地完全閉鎖
54年	24,044	64,610	34,403	30,207	開庁100年
55年	19,907	66,788	35,544	31,244	第13回国勢調査
60年	22,681	73,610	38,749	34,861	第14回国勢調査
平成2年	26,010	78,946	41,586	37,360	第15回国勢調査
7年	30,071	84,866	44,237	40,629	第16回国勢調査
12年	33,532	88,897	46,155	42,742	第17回国勢調査
17年	35,983	91,437	46,985	44,452	第18回国勢調査
22年	38,541	93,604	47,836	45,768	第19回国勢調査
25年	45,623	94,916	48,263	46,653	25年1月1日現在

※国勢調査年度以外の数値は、住民基本台帳に基づくものである。

第2章 防衛施設の概要

1 防衛施設の沿革

千歳市は支笏湖（カルデラ湖）や樽前山などを形成した那須火山帯の火山活動により、全体が火山礫におおわれた不毛の地と化していました。

和人が移り住み開拓がはじめられた時代になって、この不毛の地をいかに開拓するかについて、当時の人々は日夜悩み続けていました。

このような状況に一大転機が訪れたのは、大正15年8月のことでした。北海道鉄道線（現千歳線）の開通に伴い、小樽新聞社がこの鉄道を利用した旅行会を計画し、昼食の応援を千歳に依頼しました。小樽新聞社は、そのお礼として購入したばかりの飛行機で千歳の上空を飛来することを伝えました。ところが、村民は上空を飛ぶのではなく、どうせなら着陸した機体を間近で見たいと考え、老若男女の別なく、腰弁に鋤、鍬をかかえて、抜根、整地に奉仕し、大正15年9月、ここに村民の汗の結晶による、約7千坪の土地の整地が完了したのです。同年10月22日、当時北海道に4機しかなかった飛行機の1機、小樽新聞社の「北海第1号機」（三菱式R2・2）が、住民が歓呼で迎える中、無事に着陸し、村民はその成功を祝いました。これが着陸場の誕生で、基地発展への1頁でもあったと言えます。そして、千歳に着陸場があるというニュースが広く報道され、北海タイムス機が飛来するなどあいつぐ訪問飛行により、村民はますます飛行場づくりに意欲を燃やしていったのです。

年号が変わった昭和9年10月には、村費と王子製紙、伊藤組（札幌市）などの寄付によって、着陸場を一挙に約4万5千坪に拡張して千歳飛行場開場式が行われました。さらに、昭和10年8月の陸軍航空攻防演習（軍用機30機）、昭和11年10月の第34回北海道陸軍特別大演習（千歳に統監部が置かれる）では、千歳飛行場が基地として使用されました。

このようにして、千歳が軍事上からも注目されるなか、昭和12年4月、大湊海軍航空隊から小福田中尉等が海軍飛行場建設を前提とした調査のため来訪し、同年9月には海軍大臣の訓令「貴地に飛行場を設置することに決定した。近く測量隊を派遣するから、しかるべくたのむ」という村長宛の正式文書が届きました。このことにより、村有地130haの寄付が条件としてつきましたが、千歳飛行場は海軍航空隊飛行場として正式に決定をされました。

当時、一寒村にすぎなかった千歳は、海軍基地建設の決定により、獄舎をつくって囚人を投入し、夜を日につぐ飛行場建設が進められ、昭和14年10月には、海軍航空隊開隊式を行ない、基地への様相を深めていったのです。千歳海軍航空隊の設置により、千歳は人口が増加し、昭和14年4月に1級町村制施行、昭和17年5月には町制を施行し、千歳の将来を飛行場に託した先覚の士の夢はみごと実現されました。この後、千歳は終戦まで北方における海軍の最大拠点として町の人口は急増し、第41海軍航空廠の工員だけでも1万人を超えるほどでした。

太平洋戦争の終結によって、昭和20年8月30日、海軍が解隊されたため、一時は人口も半減しましたが、同年10月5日、連合軍米軍の進駐によって、滑走路・格納庫などの飛行場施設と通信施設が整備され、町は異常な雰囲気につつまれましたが再び活気を取りもどしました。こうした占領下において、基地は近代設備とともに、北方最大の重要拠点として発展を遂げたのです。

その後、駐留米軍は逐次撤退し、昭和45年12月にクマ基地（通信部隊）が閉鎖、昭和50年6月30日には米軍千歳基地は完全に閉鎖し、30年にわたる永い駐留に終止符が打たれました。

千歳市の自衛隊の歴史は、その前身である警察予備隊が、昭和25年、朝鮮戦争の真ただ中、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の指令で、7万5千の隊員を持つ治安部隊として、国家警察予備隊が発足し、昭和27年6月、千歳臨時部隊が、第1基地（現千歳基地）の100ビル（航空廠病院）と呼ばれていた兵舎に設置されたのが始まりです。

北千歳駐屯地は、昭和27年、保安隊千歳駐屯地（昭和29年から北千歳駐屯地）として開設し、昭和37年には、第1特科団が編成され、現在に至っています。

東千歳駐屯地は、昭和29年に、特科団本部が移駐、昭和37年第7混成団が移駐し、同年「第7師団」へ改編、さらに昭和56年には、我が国唯一の機甲師団として改編を行い、現在に至っています。

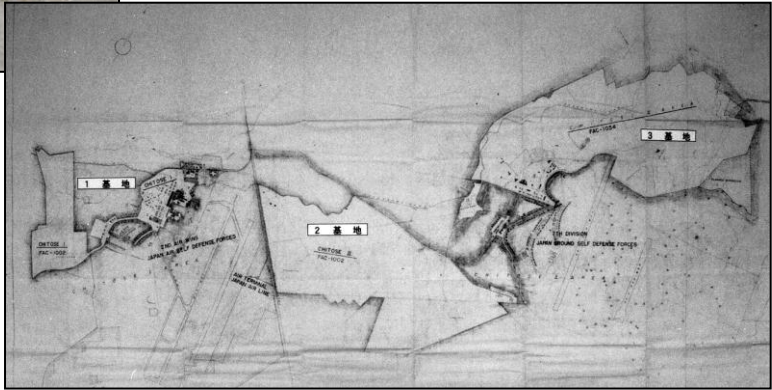
千歳基地は、戦後、米軍によって使用されていましたが、青森県三沢飛行場の完成により、昭和32年8月に航空自衛隊に移管、浜松より航空自衛隊第2航空団が移駐し、昭和45年には、第3高射群が編成されるなどの変遷を経て、現在に至っています。

一方、昭和26年春に民間航空が再開し、同年9月には千歳飛行場は北海道空港として指定され、同年10月26日から、東京～千歳の定期航路が開始されました。



北海第1号機

米軍駐留時の提供施設平面図



2 防衛施設の概況

本市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地の3つの防衛施設が所在しています。

これらの施設は市街地に隣接、あるいは至近な距離にあり、全体面積は4,906ヘクタールと行政区域の8.3%を占め、また市街化区域の約1.6倍もの広大な面積を有しています。

(単位：ha)

防衛施設 面積	都市計画面積			その他
	市街化区域	市街化調整区域	計	
4,906 (8.3%)	3,176 (5.3%)	24,394 (41.0%)	27,570 (46.3%)	27,019 (45.4%)
行政区域面積：59,495 (100%)				



<防衛施設の位置図>

<防衛施設別の面積>

(単位：ha)

■陸上自衛隊 使用施設		
(東千歳地区)	東千歳駐屯地	672
	柏台演習場	202
	北海道大演習場(東千歳地区)	951
	東千歳小火器射撃場	※ 661
	中央地区・祝梅高射教育訓練場	13
	小計	2,499
(北千歳地区)	北千歳駐屯地	78
	北海道大演習場(千歳地区)	871
	長都高射教育訓練場	13
	小計	962
■航空自衛隊 使用施設		
	千歳飛行場	※ 920
	千歳高射教育訓練場	73
	小計	993
■防衛省技術研究本部札幌試験場		25
■米軍 使用施設		
	F A C 1 0 5 4 キャンプ千歳	427
合計		4,906

※印は、全体面積のうち、本市行政区域内の面積を表示。

<自衛隊隊員数(概算)>

陸上自衛隊東千歳駐屯地 約4,900人、同 北千歳駐屯地 約1,800人、
航空自衛隊千歳基地 約2,400人

3 陸上自衛隊東千歳駐屯地

(1) 駐屯地の沿革

駐屯地は、本市の東部にある祝梅地区（海拔20m～25mの平坦地）に位置し、東に馬追山が連なり、地質は火山礫で灌木の繁茂するやせ地となっています。

この525haの地は、昭和10年から水谷政次郎氏が馬鈴薯を栽培して澱粉を製造していました。水谷農場による開拓が東千歳駐屯地の前身であり、その後、国際情勢の悪化にともない、昭和16年太平洋戦争の勃発と、戦雲急をつけるころ旧海軍に寄付したものです。

この戦争中期から、防衛施設の沿革で述べたとおり、出動した部隊は次々と玉砕、時局の緊迫とともに、朝鮮人の大量動員による「連山滑走路」の建設がこの東千歳（当時第2基地）で行われました。

終戦後は米軍の管理下に置かれ、昭和26年5月には朝鮮動乱により、米軍オクラホマ州兵師団12,000名が本国から直接進駐し、大量の兵舎が建設されてから本格的な基地となりましたが、さらに射撃場や弾薬庫の設置により、付近一帯は演習場として接收が拡大されました。なんらの通告もなくこの射撃場の設置工事（3,200ha安平町の一部を含む）が始められたため、計画的に生産された多くの薪炭林が、戦車やブルドーザーによって無差別に荒らされ、さらに、接收地内の生産品や生産の為の諸物資の搬出入が制限され、当時の価格で1,700万円以上の損害を被ることとなり生産者の狼狽は大きかったものと思われます。

このようにして、米軍の増強と施設の拡大、自衛隊の駐屯によって、接收による賃貸借契約から買収契約へと進み、入林禁止、入植者の立ち退き、離農という事態に追いこまれていきました。

この間基地は着々と整備され、昭和29年9月米軍の撤退によって、陸上自衛隊第1特科団が札幌市から東千歳に移駐、昭和37年1月、自衛隊の組織替によって第1特科団は、北千歳へ移駐し、すでに編成が進められていた第7混成団が、同年8月15日第7師団に改編され、昭和56年3月25日には、わが国唯一の機甲師団となりました。

また、昭和47年3月には、わが国最初の地对空誘導弾ホークを装備した第1高射特科団が編成されています。

(2) 陸上自衛隊第7師団 (機甲師団)

陸上自衛隊近代化の「先駆」として誕生した我が国唯一の戦車を主体とした機甲師団で、全陸上自衛隊の機動打撃力の骨幹となる諸職種連合の戦略機動打撃師団であり、また、胆振総合振興局、日高振興局及び石狩振興局と空知総合振興局の一部を担当地域とし、それぞれの各部隊が警備等を担当して、「災害派遣」や「民生協力」を任務としています。

<担任地域と部隊>

- ・ 千歳地区 第11普通科連隊
- ・ 室蘭地区 第71戦車連隊
- ・ 夕張地区 第72戦車連隊
- ・ 苫小牧地区 第73戦車連隊
- ・ 勇払、日高地区 第7特科連隊
- ・ 静内地区 第7高射特科連隊
- ・ 恵庭地区 第1戦車群

<組織>

第 七 師 団	師 団 司 令 部	東千歳
	師 団 司 令 部 付 隊	東千歳
	第 1 1 普 通 科 連 隊	東千歳
	第 7 1 戦 車 連 隊	北千歳
	第 7 2 戦 車 連 帯	北恵庭
	第 7 3 戦 車 連 隊	南恵庭
	第 7 特 科 連 隊	東千歳
	第 7 高 射 特 科 連 隊	静内・東千歳
	第 7 後 方 支 援 連 隊	東千歳・北千歳・北恵庭・南恵庭・静内
	第 7 施 設 大 隊	東千歳
	第 7 通 信 大 隊	東千歳
	第 7 偵 察 隊	東千歳
	第 7 飛 行 隊	丘珠
	第 7 化 学 防 護 隊	東千歳
第 7 音 楽 隊	東千歳	

- (ア) 普通科連隊
完全な装甲車化で各種戦術行動が可能であり、戦車部隊と一体となって戦闘する部隊。
- (イ) 戦車連隊
国産の90式戦車を装備して、師団の主力戦闘力として行動し、強力な装甲火力、機動力、防護力をもった師団の主力部隊。
- (ウ) 特科連隊
国産の99式自走155ミリリゅう弾砲を装備した師団の対地火力戦闘骨幹部隊。
- (エ) 高射特科連隊
81式短距離地对空誘導弾及び87式自走高射機関砲を装備した師団の対空戦闘部隊。
- (オ) 後方支援連隊
2個の整備大隊、補給隊、輸送隊、衛生隊を統合した師団の兵站業務を担当する部隊。
- (カ) 施設大隊
91式戦車橋、装甲ドーザー等の各種施設器材を装備した障害の構成、処理、築城、交通等の施設作業を担当する部隊。
- (キ) 通信大隊
各種通信電子器材を装備した師団の指揮・運用に必要な通信組織の構成・維持・運営を担当する部隊。
- (ク) 偵察隊
74式戦車、87式偵察警戒車及び装甲車を装備した師団の偵察・警戒及び掩護を担当する部隊。
- (ケ) 飛行隊
ヘリコプターをもって師団の指揮・連絡、観測、輸送などの支援を担当する部隊。
- (コ) 化学防護隊
化学防護車及び除染車を装備した師団の化学汚染地域に対する偵察・除染を担当する部隊。
- (サ) 音楽隊
部隊・隊員の士気高揚及び部内外に対する広報活動を担当する部隊。



＜90 式戦車＞



＜74 式戦車＞



＜99 式自走 155mm リゅう弾砲＞



＜89 式装甲戦闘車＞



＜87 式偵察警戒車＞



＜87 式自走高射機関砲＞

(3) 陸上自衛隊第1高射特科団

昭和47年3月に編成された陸上自衛隊最大の高射特科部隊で「地对空誘導弾ホーク」及び「無人偵察機」等を装備し、常に即応態勢を保ち、航空自衛隊と密接に連携して侵攻する敵航空機等から広く北海道を防衛することを主な任務としている。

<主要装備> 地对空誘導弾ホーク、無人偵察機チャカR等

<組織>

第 一 高 射 特 科 団	団本部及び本部付隊	東千歳
	第1高射特科群	東千歳・北千歳・島松
	第4高射特科群	名寄
	第101無人偵察機隊	静内



<地对空誘導弾ホーク>



<無人偵察機>

4 陸上自衛隊北千歳駐屯地

(1) 駐屯地の沿革

駐屯地は市の西南部に位置し、西側一帯は旧陸軍の北海道演習場でありましたが、現在は北千歳駐屯地の管理下で、北海道大演習場千歳・恵庭・島松地区として北方防衛上の重要な拠点となっています。

この地区は、戦後緊急開拓によって満州等からの引揚げ者が入植したところですが、樽前系火山礫におおわれた地盤であり、生産性の低い土地のため、祖国再建と新天地開拓の夢を抱いて入植した開拓者には、あまりにも厳しい現実となり、営農意欲は減退し、生活のため他の職と兼業で生計をたてていました。

こうした状況のなか、昭和28年5月、当時の保安隊が用地29.1haを買収して千歳駐屯地として開庁し、昭和30年をピークとして拡張のための買収が進められ、その面積は実に961haになっています。

現在、この駐屯地には、全国の陸上自衛隊で最も新しい装備を保有した第1特科団の主力、第7師団の第71戦車連隊、第1高射特科団の第302高射中隊、北部方面後方支援隊等の支援部隊及び業務諸隊が所在しています。

(2) 陸上自衛隊第1特科団

第1特科団は北千歳のほか、上富良野、美唄、美幌、真駒内に駐屯し、陸上自衛隊最大の野戦特科部隊として、海上から侵攻する艦船を洋上で撃破するミサイルや威力強かつ長射程の火砲及びロケットを装備する部隊と各種情報を収集・処理する観測機関からなり、敵を洋上から内陸にわたり制圧し、北海道を防衛することを主たる任務としています。

<主要装備> 203mm自走りゅう弾砲、多連装ロケットシステム、地对艦誘導弾システム

<組織>

第 一 特 科 団	団本部及び本部長官	北千歳
	第1地对艦ミサイル連隊	北千歳
	第2地对艦ミサイル連隊	美唄
	第3地对艦ミサイル連隊	上富良野
	第1特科群	北千歳・美幌・真駒内
	第4特科群	上富良野
	第301観測中隊	北千歳



<88 式地对艦誘導弾>



<203mm 自走りゅう弾砲>



<多連装ロケットシステム>

5 航空自衛隊千歳基地

(1) 基地の沿革

千歳基地は、平坦でしかも風向きが春夏は南の風、秋冬は北の風と季節によって一定で、また太平洋岸に近いところから雪が少なく、気象条件が航空基地に最適であったことから、戦前、戦後を通じ北方防衛の最大拠点となっています。

終戦後ただちに米軍が進駐し、飛行場区域を1,049.4haに拡張し、滑走路の延長、照明施設、GCA（着陸誘導管制）、誘導路、エプロン等の整備が行なわれました。昭和32年米軍の三沢基地への移住によって、その前年浜松に設置された第2航空団が同年8月千歳基地に移住を完了し、飛行場は米軍から航空自衛隊に引き継がれています。さらに、昭和34年7月千歳基地は米軍接收から大幅に返還されました。この間、昭和26年民間航空北方航路の再開によって、北海道空港に指定され、同年、東京～千歳間に定期航路が開設されています。

また、昭和36年11月には、東側滑走路が完成し、民航区域が第2航空団と対した国道36号沿いに設置され、昭和39年で整備が一応完了しています。

その後、昭和63年の新千歳空港の開港、平成8年新千歳空港B滑走路の供用開始に伴い、千歳飛行場は官民分離が行われ、現在に至っています。

基地の機能としては、昭和45年6月に、地对空ミサイル「ナイキJ」を擁する第3高射群、昭和61年10月には第1基地防空群が編成され、平成2年3月には第3高射群の改編とナイキJからペトリオットへの換装、第3移動通信隊が新設され、防空体制の強化が図られるとともに、機種もF-104からF-4E、F-15へと変わり、北の一線部隊として態勢を整えてきています。

また、平成4年4月からは、政府専用機（ボーイング747-400型2機）の管理運用を行う臨時特別航空輸送隊が編成され、平成5年6月1日には、わが国初の特別航空輸送隊となっています。平成8年3月からは、それまで千歳救難隊に配備されていた、MU-2型救難機に変わり、U-125Aが2機配備されています。また、平成10年7月末には、基地防空部隊（第1基地防空群等）が改編され、第2基地防空隊（第2航空団に編入）及び基地防空教導隊が新設されています。

平成22年3月末には、第8移動警戒隊が三沢基地所在の第1移動警戒隊と統合され第1移動警戒隊となりました。

<組織>

千 歳 基 地	第 2 航 空 団
	第 1 移 動 警 戒 隊
	第 3 高 射 群
	北 部 航 空 施 設 隊 第 2 作 業 隊
	基 地 防 空 教 導 隊
	千 歳 救 難 隊
	千 歳 管 制 隊
	千 歳 気 象 隊
	特 別 航 空 輸 送 隊
	第 3 移 動 通 信 隊
千 歳 地 方 警 務 隊	

- (ア) 第2航空団
航空自衛隊として最初にできた戦闘航空団であり、F-15（イーグル）2個飛行隊（201、203飛行隊）を持つ実力NO.1の航空団で、北部日本全空域での領空侵犯に対する対処、防空行動及び陸上自衛隊の地上行動又は海上自衛隊の海上行動に対する支援を任務としている。
- (イ) 第1移動警戒隊
移動用レーダーを装備し、北部航空警戒管制団全9か所のレーダーサイトの防空網の補完を担当している部隊。
- (ウ) 第3高射群
地对空ミサイル（ペトリオット）をもつ誘導弾部隊で、有事の際は重要地域へ侵入する目標を撃退する部隊。
- (エ) 北部航空施設隊第2作業隊
積雪時、離発着及びアラート態勢の確保のため、24時間態勢をもって千歳飛行場の除雪を担当するとともに、道内レーダーサイトの施設工事及び災害地での復旧工事等、機械力をもって作業する部隊。
- (オ) 基地防空教導隊
基地防空火器（短SAM、携SAM、20mm対空機関砲）をもって基地防空部隊の教導を担当する部隊。
- (カ) 千歳救難隊
事故航空機の搭乗員の捜索及び救助、緊急物資の空輸等、空における救難作業や各都道府県知事の要請に基づく災害派遣等にも活躍する部隊。
- (キ) 千歳管制隊
過密度の高い千歳飛行場において、民航機、自衛隊機等の安全の確保のため、24時間態勢をもって航空機の管制誘導をしている部隊。

- (ク) 千歳気象隊
気象予報及び千歳飛行場の航空気象観測を担当し、自衛隊機の飛行運用を支援する部隊。
- (ケ) 特別航空輸送隊
政府専用機（ボーイング747-400）を2機装備し、政府要人輸送のほか、国際緊急援助活動や国際平和協力業務などの輸送のための地球的規模で行動する航空輸送部隊。
- (コ) 第3移動通信隊
各種通信機器を持って、日本全国に移動し、各基地間及び災害派遣現場等との間に臨時の通信を確保する移動通信部隊。
- (サ) 千歳地方警務隊
部隊の秩序維持を専門とし、犯罪捜査等の司法警察業務及び政府専用機の警乗並びに要人警護等の保安業務を行う部隊。

(2) 千歳基地における機種の変遷

機種	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代	平成～ 現在まで
F-86F	31年 ●——● 36年				
T-33A	31年 ●—————●				7年 ●—————●
F-86D	36年 ●——●	43年 ●——●			
F-104	38年 ●—————●		59年 ●—————●		
V-107		43年 ●—————●			4年 ●—————●
MU-2		43年 ●—————●			8年 ●—————●
F-4EJ		49年 ●—————●	60年 ●—————●		
F-15J			58年 ●—————●		現在 ●—————●
B747-400					3年 ●—————● 現在
T-4					4年 ●—————● 現在
UH-60J					4年 ●—————● 現在
U-125A					8年 ●—————● 現在

(3) 千歳飛行場の滑走路概要

東側滑走路：3,000m × 60m

西側滑走路：2,700m × 45m



<B747-400 政府専用機>



<UH-60J 救難機>



<F-15 イーグル>



<F-15とU-125A救難搜索機>

(4) 航空自衛隊千歳飛行場・新千歳空港利用状況調べ

年度	自衛隊機			民航機	
	管制回数	月平均	日平均	離発着回数	乗降客数
昭和41	16,958	1,413	46	13,486	793,085
42	17,440	1,453	48	15,469	1,082,129
43	29,651	2,471	81	17,874	1,447,292
44	26,990	2,249	74	21,541	1,769,813
45	27,718	2,310	76	24,622	2,329,007
46	18,132	1,511	50	25,546	2,710,710
47	24,708	2,059	68	26,599	3,061,572
48	21,469	1,789	59	26,630	3,778,969
49	19,460	1,621	53	30,819	4,371,897
50	25,219	2,102	69	38,486	4,940,961
51	24,438	2,037	67	42,536	5,818,835
52	23,725	1,977	65	45,413	6,525,482
53	22,009	1,834	60	51,281	6,947,697
54	26,614	2,218	73	47,685	7,652,252
55	28,087	2,341	77	48,266	7,802,599
56	29,123	2,427	80	47,214	7,921,915
57	27,150	2,263	74	46,335	7,748,582
58	27,016	2,251	74	45,477	7,854,678
59	25,486	2,124	70	45,885	8,321,185
60	27,497	2,291	75	48,011	8,558,436
61	28,779	2,398	79	49,367	8,795,789
62	29,173	2,431	80	52,265	10,007,831
63	28,742	2,395	79	52,978	10,811,340
平成元	28,951	2,413	79	53,999	11,944,306
2	28,800	2,400	79	55,312	13,144,863
3	25,000	2,083	68	61,530	14,123,241
4	26,900	2,242	74	65,389	14,685,358
5	25,000	2,083	68	69,112	14,703,293
6	23,920	1,993	66	73,355	15,084,296
7	23,264	1,939	64	78,652	15,689,377
8	24,596	2,050	67	82,813	16,294,282
9	25,149	2,096	69	86,883	16,959,082
10	25,409	2,117	70	94,138	17,495,034
11	26,160	2,180	72	99,591	18,561,947
12	24,313	2,026	67	99,770	17,879,220
13	22,430	1,869	61	97,520	18,471,077
14	20,775	1,731	57	100,110	18,932,126
15	20,511	1,709	56	97,928	18,004,683
16	20,990	1,749	58	97,722	17,699,877
17	18,174	1,515	50	98,772	17,738,000
18	18,809	1,567	52	103,542	18,536,350
19	18,152	1,513	50	102,102	18,276,205

(「航空自衛隊千歳飛行場・新千歳空港利用状況調べ」の続き)

年度	自衛隊機			民航機	
	管制回数	月平均	日平均	離発着回数	乗降客数
平成20	16,875	1,406	46	99,840	17,303,843
21	18,306	1,526	50	100,750	16,586,722
22	18,693	1,558	51	112,158	16,452,660
23	18,494	1,541	51	113,332	16,089,511

※自衛隊機は、航空自衛隊千歳基地調べ（H14分データから「管制回数」を記載。自衛隊機には、米軍機を含む。）

※民航機は、H14分データから国土交通省航空局「空港管理状況調書」による。（「離発着回数」＝「着陸回数」×2）

6 防衛省技術研究本部札幌試験場

(1) 札幌試験場の沿革

札幌試験場は装備品等の寒地、積雪地及びでいねい地における性能に関する試験を行う試験場として、昭和32年11月に札幌市丘珠に発足しましたが、近年の航空機、ミサイル等の高速化・高機動化等の性能向上に伴い、地上において実飛行・実飛しょう状態を模擬し、エンジンや機体の機能、性能を総合的に試験評価する試験施設の必要性が高まってきました。このような背景から航空機・誘導武器等の装備品の試験研究を目的に、国内で唯一・最大級の総合的な試験研究施設として東千歳駐屯地の東南に隣接する敷地にエンジン高空性能試験装置、燃焼風洞装置、三音速風洞装置などの施設を平成3年度から着工し、平成16年度に全てが完成し、所在地を千歳市としました。併せて車両定地試験施設の改修を平成15年から平成17年度にかけて実施し、現在に至っています。

<施設概要>

- ・ エンジン高空性能試験装置

航空機用ジェットエンジンの高空における飛行状態を模擬し、性能・機能を試験評価する試験装置です。

- ・ 燃焼風洞装置

誘導弾用空気吸込型エンジン等の実飛しょう状態を模擬し、燃焼及び空力特性を試験評価する装置です。また、高速砲弾の空力特性も本装置で試験評価ができます。

- ・ 三音速風洞装置

航空機及び誘導弾等の飛行速度に相当する亜音速から超音速までの空気流を発生させて、その空力特性を模型により試験評価する装置です。

- ・ 中圧空気源装置（旧名称：燃焼器試験用装置）

試験に必要な圧縮空気を製造する装置で、上記の各試験装置へ圧縮空気を供給するための装置です。

- ・ 車両定地試験施設

装軌車及び装輪車の機動性能を評価する全長約4.3kmの周回路及び試験解析棟からなり、最高速度、加速、旋回性能などの試験、解析及び評価を行なうための施設です。最近では、北海道補給処の車両整備後の完成検査や北海道警察の走行訓練等で本施設を使用しています。



7 米軍千歳基地の経緯

昭和20年の終戦直後、旧海軍航空隊のあとに連合軍米軍航空隊が進駐し、その後朝鮮動乱を契機として、昭和26年5月オクラホマ州兵師団12,000名が進駐したことによって町の様相は一変しました。新聞、雑誌では「カチューシャのいる北のチトセ」などと全国に紹介されました。この当時、米軍が接收していた基地面積は29,387haあり、実に本市面積の49%を占めていました。

<米軍の進駐経緯>

昭和20年9月9日	第2基地（現東千歳駐屯地）に米空軍将校数名が単機で着陸、飛行場滑走路の延長と拡幅を指示し、翌日第1基地（現千歳基地）に米第5空軍管下先遣部隊の高級将校以下20名が進駐し、旧海軍財産を接收
昭和20年9月22日	占領軍の演習場として札幌郊外の石切山射撃場、月寒演習場、島松演習場、恵庭着弾地とともに千歳の小火器射撃場が接收と決定
昭和21年4月	米陸軍第11空挺師団兵員7,000名が進駐し、使用開始
昭和24年4月	米陸軍第11空挺師団撤退。これにかわって米陸軍第7兵師団7,000名が進駐
昭和26年4月1日	周辺民有地を接收し、同年5月朝鮮戦線出動のため米本国からオクラホマ第45州兵師団12,000名が進駐。（ママチ川上流に幕舎を作り、暫定的に一時野営駐留）
昭和27年1月1日	米陸軍第1騎兵師団兵員12,000名が駐留
昭和27年4月28日	講和条約の発効により、在日米軍に提供する施設として同年7月26日、FAC-1002キャンプ千歳（現千歳基地、東千歳駐屯地）とFAC-1003北海道大演習場千歳小火器射撃場が決定
昭和29年8月	朝鮮戦争が終末を告げるに伴って米駐留陸上部隊が大幅に撤退
昭和29年11月	米陸軍第1騎兵師団の主力が本基地より撤退
昭和30年4月	第1基地駐屯の第39米空軍師団隷下の第4戦闘爆撃隊兵員1,500名が一部を残して撤退
昭和31年3月	第3基地（現東千歳駐屯地と隣接）の一部が返還。昭和32年2月第1基地の一部も返還され、第2基地にオペレーション（通信施設）が竣工し、沖縄からASA通信部隊が移駐
昭和33年1月	米空軍第4戦闘爆撃隊の残った一部も三沢基地に引揚開始、そのため基地の運営管理を陸軍が引継ぎ、第2基地から陸軍管理部隊が移駐
昭和34年1月	空軍管理部隊引揚
昭和34年7月	FAC-1002第1基地約1,366haの大規模な返還となり、本飛行場は米軍から航空自衛隊に正式に引継ぎ完了
昭和34年10月	第1基地、第2基地の内ASA通信区域、射撃場、それに第3基地の各々一部を第3基地に集約することに決定。翌35年に第1基地の管理部隊を第3基地に移し、第1、第2基地はキャンプ千歳補助施設と呼ぶようになり、米軍の施設は次第に第3基地（FAC-1054キャンプ千歳）に集結されました。このようにしてアメリカ対日政策の変更等から、千歳の米軍は、FAC-1054基地（通称クマ基地）に陸軍の通信部隊を駐留させ、共産圏諸国の通信をキャッチし、米本国に電送するという極東通信網の最前線基地となる。施設規模は未公開。
昭和45年12月28日	基地閉鎖。駐留米軍は一部（軍人73名、軍属15名、職員85名）を残し撤退
昭和50年6月30日	戦後30年におよぶ米軍の駐留も終わり、完全に撤退が終了



<米陸軍駐留時（昭和 28 年頃）の新橋通り>

8 施設の提供及び各種演習の状況

(1) 提供施設

(ア) 日米地位協定第2条第1項(a)に基づき、FAC-1054キャンプ千歳として土地約4,263,000㎡を米軍に提供し、同第2条第4項(a)により陸上自衛隊と共同使用しています。

(イ) 日米地位協定第2条第4項(b)に基づき、自衛隊施設を米軍に提供し、共同使用しています。

① FAC-1066 東千歳駐屯地

陸上自衛隊東千歳駐屯地をFAC-1066東千歳駐屯地として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件	備考
昭和57年8月30日 新規提供	土地 69,546㎡ 建物15棟 21,851㎡ 工作物 水道等	年間約8週間	
昭和58年9月28日 追加提供	建物5棟 1,137㎡ 工作物 水道等		
昭和61年9月26日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に変更	
昭和62年11月27日 閣議決定 使用条件変更		「年間約12週間」に「仮設建物等の設置を必要とする場合、その設置期間」を追加	
平成2年12月20日 追加提供	建物1棟 29㎡ 工作物 照明装置等		
平成4年3月25日 一部返還	建物1棟 884㎡		
平成5年1月18日 一部返還	建物1棟 826㎡		
平成5年12月16日 追加提供	土地 19,588㎡ 建物1棟の一部 316㎡		
平成7年12月20日 追加提供	建物1棟 2,143㎡ 工作物 水道等		
平成10年5月19日 一部返還	土地 8,580㎡		
平成16年11月4日 追加提供	建物5棟 11,441㎡		
平成17年3月25日 一部返還	建物7棟の一部 約9,076㎡		
平成21年11月5日 一部返還	建物2棟 約2,800㎡		

(「①FAC-1066東千歳駐屯地」の続き)

年月日	面積等	使用条件	備考
平成21年11月13日 追加提供	建物2棟 約2,700m ²		
平成22年2月5日 一部返還	建物1棟 約830m ²		
		土地 80,554m ² 建物21棟 約25,296m ² 工作物 水道・照明装置等	

※建物の面積はおおよその数字のため、合計と一致しておりません。

②FAC-1067北海道・千歳演習場

陸上自衛隊北海道大演習場の一部（千歳地区、東千歳地区、島松地区、恵庭地区、西岡地区）、東千歳柏台演習場、東千歳小火器射撃場及び北千歳駐屯地をFAC-1067北海道・千歳演習場として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件	備考
昭和57年8月30日 新規提供	土地 87,279,337m ² 工作物 橋梁等	年間約4週間	
昭和58年9月28日 追加提供	土地 2,568,546m ² 建物4棟 366m ² 工作物 射場等		東千歳小火器射撃場の一部を追加
昭和61年9月26日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に 変更	
昭和63年10月11日 一部返還	土地 293,170m ²		恵庭地区の一部を返還
平成元年8月29日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に「仮設建物等の設置を必要とする場合、その設置期間」を追加	
平成4年3月25日 一部返還	土地 838,148m ²		
平成4年10月30日 追加提供	建物2棟 1,307m ² 工作物 水道等		北千歳駐屯地の一部を追加
平成5年7月2日 実測増	土地 29m ²		
平成6年5月16日 一部返還	土地 2,728m ²		柏台演習場の一部を返還
平成7年6月14日 一部返還	土地 16,561m ²		島松地区の一部を返還
平成8年4月5日 一部返還	土地 21,963m ²		千歳地区及び恵庭地区の一部を返還

(「②FAC-1067北海道・千歳演習場」の続き)

年月日	面積等	使用条件	備考
平成9年2月13日 追加提供	土地 4,540,861㎡		西岡地区の一部を追加
平成9年3月17日 一部返還	土地 5,075㎡		柏台演習場の一部を返還
平成10年9月8日 一部返還	土地 5,071㎡		恵庭地区の一部を返還
平成15年5月13日 一部返還	土地 904,463㎡		東千歳地区の一部を返還(札幌試験場)
平成17年5月18日 一部返還	土地 約13,254㎡		千歳地区の一部を返還
		土地 約92,288,340㎡ (千歳市分面積 20,969,297㎡) 建物6棟 1,673㎡ 工作物 橋梁、射場、水道等	

③FAC-1068千歳飛行場

航空自衛隊千歳基地、奥尻島分屯基地、当別分屯基地及び襟裳分屯基地をFAC-1068千歳飛行場として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件	備考
昭和57年9月20日 新規提供	土地 2,539,784㎡ 建物26棟 8,360㎡ 工作物 滑走路等	年間約4週間	
昭和58年7月18日 一部返還	建物1棟 193㎡		
昭和61年5月15日 追加提供	建物14棟 3,826㎡		
昭和61年7月3日 一部返還	建物4棟 1,267㎡		
昭和63年4月21日 追加提供	土地 44,446㎡ 建物4棟 1,915㎡ 工作物 水道		
昭和63年4月15日 閣議決定 使用条件変更		年間約4回各3~15日程度に改め、仮設建物等設置の場合その設置期間を加える。	
平成7年10月3日 閣議決定 使用条件変更		年間約4回各3~20まで、年間60日以内に変更する。	
平成7年10月5日 追加提供	建物2棟 1,151㎡ 工作物 水道等		
平成8年8月2日 一部返還	建物10棟 3,519㎡		
平成8年9月26日 追加提供	建物4棟 3,865㎡		

(「③FAC-1068千歳飛行場」の続き)

年月日	面積等	使用条件	備考
平成9年10月29日 追加提供	建物1棟 1,269m ² 工作物 水道等		
平成10年1月28日 一部返還	建物1棟 1,269m ²		
平成11年7月15日 追加提供	建物1棟 104m ²		
平成12年1月7日 一部返還	建物1棟 104m ²		
平成13年10月25日 追加提供	建物1棟 124m ²		
平成14年1月16日 一部返還	建物1棟 124m ²		
平成15年7月8日 追加提供	建物1棟 274m ²		
平成15年7月30日 一部返還	建物2棟 274m ²		
平成17年2月7日 追加提供	建物1棟 223m ²		
平成17年5月30日 一部返還	建物1棟の一部 約223m ²		
平成18年10月5日 一部返還	建物2棟 25m ²		
平成19年3月27日 使用条件変更		年間約4回を撤廃	
平成19年4月26日 追加提供	建物1棟の一部 約240m ²		
平成21年4月2日 一部返還	建物3棟 約500m ²		
平成21年4月2日 追加提供	建物3棟 約450m ²		
平成21年6月30日 追加提供	建物2棟 約450m ²		
平成21年11月26日 一部返還	建物3棟 約500m ²		
平成23年1月27日 一部返還	建物1棟の一部 約300m ²		
平成23年2月16日 追加提供	建物1棟の一部 約300m ²		
		土地 2,584,230m ² (千歳市分面積 2,518,230m ²) 建物31棟 約14,305m ² 工作物 滑走路、水道等	

(2) 日米共同訓練の実施状況

①統合演習

期間	訓練内容	日本側	米軍側
S61. 10. 27 ～ S61. 10. 31	実動演習	統合幕僚会議事務局 陸上幕僚監部、北部方面總監部、 第11師団 海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、 第2護衛艦隊群 航空幕僚監部、航空総隊司令部、 北部航空方面隊、第2・3・7 各航空団の一部	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部、第9軍司令 部第25歩兵師団 在日米海軍司令部、第7艦隊 在日米空軍司令部、第5空軍司 令部第3戦術戦闘団の一部、第 18戦術戦闘団の一部、第432戦 術戦闘団の一部
H4. 11. 7 ～ H4. 11. 16	実動演習	統合幕僚会議事務局 陸上幕僚監部、北部方面總監部、 第5師団等、第7師団等 海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、 護衛艦隊等 航空幕僚監部、航空総隊司令部、 北部航空方面隊、中部航空方面 隊	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部、第9軍団司 令部第6軽歩兵師団等 在日米海軍司令部、第7艦隊 在日米空軍司令部、第5空軍、 第3航空団、第432戦術戦闘団 第3海兵機動展開部隊司令部、 第3海兵師団、第1海兵航空団
H6. 11. 8 ～ H6. 11. 17	指揮所 演習 実動演習	統合幕僚会議 陸上幕僚監部、北部方面總監部、 東北方面總監部、第6師団等、 第11師団等 海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、 護衛艦隊等 航空幕僚監部、航空総隊司令部、 北部航空方面隊、中部航空方面 隊、航空支援集団等	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部、第9軍団司 令部第25軽歩兵師団等 在日米海軍司令部、第7艦隊 在日米空軍司令部、第5空軍第 18航空団、第35戦闘航空団等 第3海兵機動展開部隊司令部、 第7海兵連隊第2大隊基幹、第 12海兵航空群等
H8. 11. 5 ～ H8. 11. 15	空地作戦及び海 空作戦等におけ る各自衛隊間の 協同連携要領 陸上・海上及び 航空各作戦にお ける日米部隊間 の協同連携要領	統合幕僚会議事務局 陸上幕僚監部、第2・第4師団 海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、 護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、 舞鶴地方隊、大湊地方隊等 航空幕僚監部、航空総隊司令部、 北部・中部・西部航空方面隊、 航空支援集団等	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部、第2-299歩 兵大隊基幹等 在日米海軍司令部、第7艦隊 在日米空軍司令部、第18航空 団、第35戦闘航空団等 第3海兵機動展開部隊司令部、 第7海兵連隊第2大隊基幹、第 12海兵航空群等
H10. 11. 2 ～ H10. 11. 13	防空戦闘 ホーク部隊 の搜索・追尾 訓練	統合幕僚監部 陸上幕僚監部、第8・第9師団、 第1高射特科団等 海上幕僚監部、自衛艦隊等 航空幕僚監部、航空総隊、航空 支援集団等	第25軽歩兵連隊 第4海兵連隊、第7艦隊 第18航空団、第35戦闘航空団、 第8戦闘航空団

(「①統合演習」の続き)

期間	訓練内容	日本側	米軍側
H12. 11. 2 ～ H12. 11. 18	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部 陸上幕僚監部、東北・東部・中部方面隊 海上幕僚監部、自衛艦隊等 航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米軍各軍司令部 第25軽歩兵師団隷下の第1-27歩兵大隊基幹 第3海兵師団隷下の第1-6大隊基幹、第7艦隊 第18航空団、第35戦闘航空団、第374輸送航空隊等
H14. 11. 11 ～ H14. 11. 22	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部 陸上幕僚監部、東北方面隊、東部方面隊、西部各方面隊 海上幕僚監部、自衛艦隊、横須賀地方隊、呉地方隊、佐世保地方隊、舞鶴地方隊、大湊地方隊、教育航空集団等 航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空システム通信、航空自衛隊補給本部等	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部 在日米海軍司令部 在日米空軍司令部 第25軽歩兵師団 第7艦隊 第5空軍 第3海兵機動展開部隊
H16. 11. 10 ～ H16. 11. 19	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部 陸上幕僚監部、北部・東北・東部・中部・西部各方面隊、第1ヘリコプター団等 海上幕僚監部、自衛艦隊、横須賀・呉・佐世保・舞鶴・大湊各地方隊、教育航空集団等 航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空自衛隊補給本部等	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部 在日米海軍司令部 在日米空軍司令部 テキサス州第36歩兵師団 第7艦隊 第5空軍 第3海兵機動展開部隊等
H19. 11. 5 ～ H19. 11. 16	実動演習	陸上自衛隊各方面隊、中央即応集団、警務隊等 自衛艦隊、各地方隊、教育航空集団、システム通信隊群、補給本部等 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊等 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部	在日米軍司令部 在日米陸軍司令部 在日米海軍司令部 在日米空軍司令部 第7艦隊 第5空軍 在日米陸軍 第3海兵機動展開部隊等
H22. 12. 3 ～ H22. 12. 10	実動演習	統合幕僚監部 陸上幕僚監部、各方面隊、中央即応集団、通信団、陸上自衛隊中央輸送業務隊 海上幕僚監部、自衛艦隊、各地方隊 航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団	第13空軍、第5空軍、第7艦隊、第94ミサイル防衛コマンド等

(「①統合演習」の続き)

期間	訓練内容	日本側	米軍側
H24.11.5 ～ H24.11.16	実動演習	統合幕僚監部、情報本部 陸上幕僚監部、北部方面隊、西部方面隊、中央即応集団等 海上幕僚監部、自衛艦隊、佐世保地方隊等 航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部 在日米陸軍 第7艦隊 太平洋空軍 第3海兵機動展開部隊等

②陸上自衛隊関係

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
S57. 9. 1 ～ S57. 9. 18	通信訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第7師団司令部、第73 戦車連隊 約180人	第25歩兵師団（ハワイ） 約220人
S57. 12. 6 ～ S57. 12. 10	指揮所訓練	東千歳駐屯地	北部方面総監部 約1,500人	第9軍団司令部（座間）、 第25歩兵師団（ハワイ）、 第197歩兵旅団（ジョー ジア）、第18砲兵隊・第 1支援軍団（ノースカロ ライナ）、第7歩兵師団 （カリフォルニア） 約600人
S58. 10. 6 ～ S58. 10. 15	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第11師団司令部 約 1,500人 ※10月7日～10月15 日 航空自衛隊（第2 ・第3航空団）が参加	第9歩兵師団（ワシント ン） 約950人
S60. 1. 21 ～ S60. 2. 3	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	北部方面総監部 約1,500人	第9軍団司令部（座間）、 第47歩兵師団（ミネソ タ）、第25歩兵師団（ハ ワイ）、第81機械化歩兵 師団（ワシントン） 約1,000人
S61. 1. 18 ～ S61. 2. 1	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	北部方面総監部 約1,700人	第9軍団司令部（座間）、 第47歩兵師団（ミネソ タ）、第25歩兵師団（ハ ワイ）、第40機械化歩兵 師団（カリフォルニア） 約1,000人
S61. 10. 16 ～ S61. 11. 1	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11師団隷下第18普 通科連隊 約1,500人	第25歩兵師団隷下第2 旅団（ハワイ） 約1,600人
S61. 10. 19 ～ S61. 10. 25	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11師団 約100人	第25歩兵師団（ハワイ） 約40人
S62. 1. 28 ～ S62. 2. 10	積雪寒冷地 訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11普通科連隊 約190人	第2-8歩兵大隊 約190人
S63. 1. 19 ～ S63. 1. 30	指揮所訓練	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2 ・第3・第7・第11各 師団司令部、富士教導 団本部、北部方面隊直 轄部隊指揮機関 約1,700人	第9軍団司令部（座間）、 第25軽歩（ハワイ）・第 6軽歩（アラスカ）・第 40機械化（カリフォルニ ア）各歩兵師団、第29 歩兵旅団師団（ハワイ）、 第9軍団直轄部隊の指 揮機関（座間） 約1,500人

(「②陸上自衛隊関係」の続き)

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
H元. 1. 17 ～ H元. 1. 28	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第13各師団司令部、北部方面隊直轄部隊指揮機関 約1,700人	第6・第25軽歩師団司令部(アラスカ・ハワイ)、第81機械化歩兵旅団司令部(ワシントン)、第9軍団直轄部隊及び海兵隊指揮機関等(座間) 約1,500人
H元. 10. 6 ～ H元. 10. 11	実動演習	東千歳駐屯地、北海道大演習場 東千歳地区	第5師団1個普通科連隊 約1,000人	第3海兵機動展開部隊の1個大隊等(沖縄) 約1,100人
H元. 10. 16 ～ H元. 10. 22	指揮所演習	東千歳駐屯地の一部使用、北海道大演習場	第7師団司令部 約50人	第25軽歩師団司令部(ハワイ) 約30人
H元. 10. 16 ～ H元. 10. 30	実動演習	東千歳駐屯地、北海道大演習場 東千歳地区	第7師団1個戦車連隊等 約1,400人	第25軽歩師団隷下の1個旅団等(ハワイ) 約1,800人
H3. 1. 22 ～ H3. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第11各師団司令部、第2混成団本部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関等の本部等 約1,800人	第9軍団司令部(座間)、第25軽歩兵師団(ハワイ)、第9軍団直轄部隊の指揮機関(座間)、第3海兵機動展開部隊の指揮官(沖縄) 約1,500人
H4. 1. 22 ～ H4. 1. 31	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第11各師団司令部、第2混成団本部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関等の本部等 約1,800人	第9軍団司令部(座間)、第25軽歩兵師団(ハワイ)、第9軍団直轄部隊の指揮機関(座間)、第3海兵機動展開部隊の指揮官(沖縄) 約300人
H5. 2. 1 ～ H5. 3. 6	積雪寒冷地訓練	東千歳駐屯地 北海道大演習場	第29普通科連隊 約750人	第25軽歩師団(ハワイ) 約400人
H6. 1. 26 ～ H6. 2. 5	指揮所演習	東千歳駐屯地、札幌駐屯地	北部方面総監部、第8・第13各師団、第1空挺団、富士教導団 約2,300人	第9軍団司令部(ハワイ)、第6軽歩兵師団(アラスカ)、第29独立歩兵旅団(ハワイ)、第3海兵機動展開部隊(沖縄) 約1,600人
H6. 11. 8 ～ H6. 11. 12	実動訓練	北海道大演習場	第28普通科連隊基幹 約900人	第3海兵師団隷下の1個歩兵大隊基幹(沖縄) 約730人
H7. 1. 25 ～ H7. 2. 2	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第6・第7・第10・第11・第12各師団司令部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関、富士教導団 約2,000人	第1軍団指揮機関、第9戦域陸軍地域コマンド司令部(座間)、第3海兵機動展開部隊(沖縄) 約1,400人

(「②陸上自衛隊関係」の続き)

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
H9. 2. 25 ～ H9. 3. 12	積雪寒冷地 訓練	北海道大演習 場、真駒内駐屯 地	第18普通科連隊 約600人	第25軽歩師団隷下の1 個歩兵大隊基幹 約450人
H10. 1. 20 ～ H10. 1. 29	指揮所演習	東千歳駐屯地、 旭川駐屯地	北部方面総監部、第6 師団、第1空挺団、富 士教導団等 約2,000人	在日米陸軍第9戦域陸 軍地域コマンド、第1軍 団等 約950人
H10. 2. 16 ～ H10. 2. 28	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第11普通科連隊の1 個中隊基幹 約140人	第4海兵連隊第1大隊 の1個歩兵中隊基幹 約170人
H13. 2. 20 ～ H13. 3. 6	積雪寒冷地 訓練	北海道大演習 場、東千歳駐屯 地	第11普通科連隊の1 個中隊基幹 約120人	第3海兵師団第3-8大隊 の1個中隊基幹 約160人
H13. 11. 12 ～ H13. 11. 26	実動訓練	北海道大演習 場、東千歳駐屯 地	第10普通科連隊 約750人	第3海兵連隊第1海兵 大隊(沖縄)約650人
H15. 1. 18 ～ H15. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊等 約4,500人	在日米陸軍軍司令部、第1 軍団、第9戦域支援コマ ンド、第3海兵師団等 約1,500人
H16. 2. 16 ～ H16. 2. 28	積雪寒冷地 訓練	滝川駐屯地、真 駒内駐屯地、滝 川演習場、北海 道大演習場	第10普通科連隊基幹 約600人	第29軽歩兵師団第1-115 歩兵大隊基幹 約400人
H17. 1. 21 ～ H17. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊等 約3,500人	第1軍団、在日米陸軍司 司令部、第9戦域支援コマ ンド、第3海兵師団等 約1,500人
H17. 2. 28 ～ H17. 3. 11	積雪寒冷地 訓練	東千歳駐屯地 北海道大演習場	第11普通科連隊基幹 約700人	アラスカ州兵第207歩兵 旅団(偵察)2-297歩兵 大隊(偵察)基幹 約300人
H21. 3. 2 ～ H21. 3. 11	実動訓練	北海道大演習 場、真駒内駐屯 地	第18普通科連隊基幹 約350人	第149歩兵旅団第1-149 歩兵大隊基幹 約300人
H21. 12. 1 ～ H21. 12. 14	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊等 約4,500人	太平洋陸軍司令部、在日 米陸軍司令部、第3海兵 師団等 約1,200人
H25. 2. 25 ～ H25. 3. 9	実動訓練	北海道大演習 場、東千歳駐屯 地	第11普通科連隊の1 個中隊基幹 約300名	第3海兵師団第4海兵 連隊(沖縄)の1個中隊 基幹 約120名

③航空自衛隊関係

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
S57. 10. 18 ～ S57. 10. 21	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）
S58. 10. 10 ～ S58. 10. 13	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）
S59. 4. 2 ～ S59. 4. 5	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第49戦術戦闘航空団（ニューメキシコ）
S59. 11. 12 ～ S59. 11. 15	戦闘機戦闘訓練、援護戦闘訓練	第2・第3・第6・第7航空団、偵察航空隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第1海兵航空団（岩国）
S60. 12. 12 ～ S60. 12. 17	戦闘機戦闘訓練、防空訓練、航空偵察訓練	第2・第3航空団、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、臨時警戒航空隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S61. 3. 11 ～ S61. 3. 13	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団（三沢）、第632戦術管制隊（嘉手納）
S61. 6. 2 ～ S61. 6. 6	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団（三沢）、第632戦術管制隊（嘉手納）
S62. 5. 11 ～ S62. 5. 15	防空戦闘、異機種対戦闘機戦闘、艦隊防空、航空偵察、艦艇攻撃	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、第3高射群、北部航空警戒管制団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第388戦術戦闘団（ユタ州ヒル空軍基地）、第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S62. 8. 31 ～ S62. 9. 1	防空戦闘、艦艇防空、航空偵察、艦艇攻撃	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、北部航空警戒管制団、総隊司令部飛行隊	第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S62. 10. 5 ～ S62. 10. 8	調整要領及び部隊運用について演連	全部隊、全機関及び航空幕僚監部	在日米空軍司令部、第3・第8及び第432各戦術戦闘航空隊
S63. 5. 11 ～ S63. 5. 20	防空戦闘、異機種対戦闘機戦闘、航空偵察	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、北部航空管制団、総隊司令部飛行隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第3戦術戦闘団（フィリピン）、第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）、第1海兵航空団（岩国）、第132戦術戦闘航空団（アイオワ州）
S63. 7. 1 ～ S63. 7. 2	異機種戦闘機戦闘、艦艇攻撃	第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団	空母第15航空団

(「③航空自衛隊関係」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
S63. 10. 5 ～ S63. 10. 9	調整要領及び部隊運用 について演練	航空総隊、保安管制気象 団、航空救難団、中央通信 群、飛行教育集团の一部、 術科教育本部の一部、航空 資料作業隊	第5空軍司令部、第18・第 432戦術戦闘航空団等
H元. 9. 25 ～ H元. 10. 4	調整要領及び部隊運用 について演練	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团の一部	第5空軍司令部、第3・第 18・第432戦術戦闘航空団 等
H元. 10. 6 ～ H元. 10. 13	異機種戦闘機戦闘、防空 戦闘、要撃戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、警戒航空団、北部航 空警戒管制団、総隊司令部 飛行隊、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第3・第 18・第432戦術戦闘航空団 等
H2. 5. 11	援護戦闘、要撃戦闘、異 機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団
H2. 6. 21 ～ H2. 6. 22 (中止)	艦艇攻撃、要撃戦闘、異 機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、偵察航空隊、北部航 空警戒管制団	空母艦載機
H2. 7. 24	異機種戦闘機戦闘、要撃 戦闘	第2・第3・第5航空団、 警戒航空隊の一部、偵察航 空隊、北部航空警戒管制 団、総隊司令部飛行隊	第432戦術戦闘航空団
H2. 6. 21 (中止)	救助訓練	航空救難団飛行群千歳救 難隊	第432戦術戦闘航空団
H2. 9. 14	要撃戦闘、異機種対戦闘 機戦闘	第2・第3航空団、北部航 空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第 632戦術管制隊
H2. 10. 9 ～ H2. 10. 17	調整要領及び部隊運用 について演練	全部隊、全機関及び航空幕 僚監部	在日米空軍司令部、第432 各戦術戦闘航空隊、第18 戦術戦闘航空団、第12海兵 航空群等
H2. 11. 30	要撃戦闘、異機種対戦闘 機戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第 632戦術管制隊
H3. 8. 29	防空戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、偵察航空隊、北部航 空警戒管制団、航空総隊司 司令部飛行隊、第3高射群、 第1基地防空群	第432戦術戦闘航空団、第 632戦術管制隊
H3. 10. 3 ～ H3. 10. 11	調整要領及び部隊運用 について演練	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团の一部、中央 航空通信群、航空資料作業 隊	第5空軍司令部、第18・第 432・第132の各戦術戦闘航 空団等
H3. 10. 14 ～ H3. 10. 18	異機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、北部航 空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第 18戦術戦闘航空団、第1海 兵航空団、第961空中警戒 飛行隊、第632戦術管制隊、 第132戦術戦闘航空団
H4. 9. 9 (中止)	防空戦闘	第2・第3航空団、警戒航 空隊、北部航空警戒管制 団、第3高射群、第1基地 防空群	第432戦術戦闘航空団、第 632戦術管制隊

(「③航空自衛隊関係」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H4. 10. 5 ～ H4. 10. 12	防空作戦、艦隊防空及び 基地防衛等	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团の一部、中央 航空通信群、航空資料作業 隊	第18・第432の各戦術戦闘 航空団等
H4. 11. 4 ～ H4. 11. 6	異機種対戦闘機戦闘、再 発進準備	第2・第3航空団、北部航 空警戒管制団	第5空軍司令部、第3・第 18航空団、第1海兵航空団
H5. 9. 16	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第 2航空団、警戒航空隊、偵 察航空隊、北部航空警戒管 制団、第3・第6高射群、 第1基地防空群	第432戦闘航空団、第632 戦術管制隊
H5. 10. 5 ～ H5. 10. 8	防空戦闘	概ね全部隊、全機関及び航 空幕僚監部	第432戦闘航空団、第18航 空団
H5. 11. 1 ～ H5. 11. 13	異機種対戦闘機戦闘、防 空戦闘、航空輸送、再発 進準備	北部航空方面隊司令部、第 2・第3航空団、警戒航空 隊、偵察航空隊、北部航空 警戒管制団、第3・第6高 射群、第1基地防空群	第5空軍司令部、第18航空 団、第432戦闘航空団、第 374空輸航空団（横田）、第 1海兵航空団（岩国）、第 363戦闘航空団（サウスカ ロライナ州ショウ基地）
H6. 10. 26	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第 2・第3航空団、警戒航空 隊、北部航空警戒管制団、 第6高射群	第35戦闘航空団、第632戦 術管制隊
H6. 11. 5 ～ H6. 11. 12 (前段)	急速錬成間における対 戦闘機戦闘、防空作戦	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团	第5空軍司令部、第18航空 団、第35戦闘航空団、第354 戦闘航空団
H6. 11. 20 ～ H6. 11. 22 (後段)	航空阻止、艦隊防空、航 空輸送、再発進準備	中央航空通信群、補給本部 等	第12海兵航空群、第5空母 航空団
H7. 11. 2 ～ H7. 11. 18	異機種対戦闘機戦闘、防 空戦闘、航空輸送、再発 進準備	北部航空方面隊司令部、第2 ・第3航空団、警戒航空隊、 偵察航空隊、北部航空警戒管 制団、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第18航空 団、第35戦闘航空団、第354 戦闘航空団、機動空軍、第1 海兵航空団、第5空母航空団
H9. 11. 1 ～ H9. 11. 15	防空戦闘、戦闘機戦闘、 再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第 2・第3航空団、警戒航空 隊、偵察航空隊、北部航空 警戒管制団、第3・第6高 射群	第5空軍司令部、第18航空 団、第35戦闘航空団、第8 戦闘航空団、第374空輸航 空団、第82偵察航空隊、 第43電子戦飛行隊、第168 空中給油航空団、第12海兵 航空群、第5空母航空団
H11. 11. 3 ～ H11. 11. 20	防空戦闘、戦闘機戦闘、 再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第 2・第3航空団、警戒航空 隊、偵察航空隊、北部航空 警戒管制団、第3・第6高 射群	第5空軍司令部、第18航空 団、第35戦闘航空団、第8 戦闘航空団、第374空輸航 空団、第82偵察航空隊、第 12海兵航空群、第36海兵航 空群、西太平洋艦隊航空部 隊

(「③航空自衛隊関係」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H13. 2. 23	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H13. 6. 4 ～ H13. 6. 26	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	第2航空団、警戒航空隊	第35戦闘航空団、第18航空団、第1海兵航空団
H14. 3. 12 ～ H14. 3. 20	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H14. 10. 29 ～ H14. 10. 30	防空戦闘、戦闘機戦闘	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H15. 3. 6 ～ H15. 3. 7	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H15. 5. 7 ～ H15. 5. 16	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練 （コープノース）	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第5空軍司令部、第35戦闘航空団、第961空中航空管制飛行隊、第909空中給油飛行隊、第36輸送飛行隊
H15. 5. 22 ～ H15. 6. 30	防空戦闘訓練、基地防空訓練、戦術空輸訓練 （コープサンダー）	航空総隊、航空支援集団	
H15. 8. 28 ～ H15. 8. 29	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団（三沢）
H16. 2. 3 ～ H16. 2. 4	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H16. 7. 5 ～ H16. 8. 6	防空戦闘訓練、基地防空訓練 （コープサンダー）	航空総隊	
H17. 2. 23 ～ H17. 2. 24	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H17. 5. 9 ～ H17. 5. 17	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H17. 5. 25 ～ H17. 7. 1	防空戦闘訓練、基地防空訓練 （コープサンダー）	航空総隊	

(「③航空自衛隊関係」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H18. 2. 6 ～ H18. 2. 10	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	南西航空混成団司令部、第83航空隊、第2航空団、第6航空団、南西航空警戒管制隊、警戒航空隊、第5高射群	第18航空団（嘉手納）
H18. 2. 15 ～ H18. 2. 16	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団（三沢）
H20. 2. 25 ～ H20. 2. 28	戦闘機戦闘訓練等 （在日米軍再編に係る 訓練移転）	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊所属派遣海軍部隊（岩国） FA-18×4機 米軍要員13名
H20. 3. 10 ～ H20. 3. 13	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H20. 5. 12 ～ H20. 5. 16	防空戦闘訓練等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H20. 12. 8 ～ H20. 12. 12	戦闘機戦闘訓練等 （在日米軍再編に係る 訓練移転）	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×6機	第18航空団（嘉手納） F-15×5機 米軍要員74名
H21. 4. 20 ～ H21. 4. 23	戦闘機戦闘訓練等 （在日米軍再編に係る 訓練移転）	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊（岩国） FA-18×5機 米軍要員32名
H22. 4. 22 ～ H22. 4. 26	防空戦闘訓練等	第2航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団（三沢）
H22. 11. 8 ～ H22. 11. 19	戦闘機戦闘訓練等 （在日米軍再編に係る 訓練移転）	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団 F-15×8機、F-2×6機	第18航空団（嘉手納） F-15×12機 米軍要員約170名
H23. 2. 2 ～ H23. 2. 3	防空戦闘訓練等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団、第5空母航空団
H24. 3. 12 ～ H24. 3. 13	防空戦闘訓練等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団（三沢）
H24. 9. 5 ～ H24. 9. 7	戦闘機戦闘訓練等 （在日米軍再編に係る 訓練移転）	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×8機	第12海兵航空群（岩国） FA-18×4機 米軍要員約20名

(3) 自衛隊統合演習

期 間	訓 練 内 容	実 施 場 所	主 要 参 加 部 隊
H20. 11. 10 ～ H20. 11. 17	統合輸送統制	市ヶ谷駐屯地	統合幕僚監部、各幕僚監部、自衛艦隊、航空支援集団
	機動展開	九州周辺海・空域並びに九州地区の港湾及び航空基地	東部方面隊、西部方面隊、自衛艦隊、航空支援集団
	島嶼侵攻対処	日出生台演習場、霧島演習場及び同周辺空域	東部方面隊、西部方面隊、航空総隊
	航空作戦 (防空作戦等)	日本周辺海・空域及び基地等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集团
H21. 11. 5 ～ H21. 11. 11	島嶼部の防衛 統合輸送 不法行動等対処	主要参加部隊の所在地、演習場及び訓練海・空域を中心に、主として九州地区	統合幕僚監部及び各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
H23. 11. 14 ～ H23. 11. 18	島嶼部の防衛を含む 各種行動	日本周辺海・空域及び基地等(主として九州南西・沖縄方面)	統合幕僚監部及び各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
H24. 1. 11 ～ H24. 1. 31	日米共同運用に係る 指揮幕僚活動	市ヶ谷駐屯地、在日米軍横田基地その他参加部隊等の所在地	統合幕僚監部、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、米軍
H24. 7. 16 ～ H24. 7. 20	首都直下地震発生時における指揮幕僚活動	市ヶ谷駐屯地、朝霞駐屯地、その他参加部隊等の所在地、官邸、中央号庁5号館、東京都庁	統合幕僚監部、内局、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、関係省庁、東京都庁、米軍

(4) 航空自衛隊の演習の実施状況

期 間	演 習 名
S59. 8. 27～S59. 8. 29	北部航空方面隊演習
S59. 10. 8～S59. 10. 9	航空自衛隊総合演習
S60. 8. 27～S60. 8. 28	北部航空方面隊演習
S60. 9. 13～S60. 9. 20	航空総隊総合演習
S61. 5. 29	航空総隊演習
S61. 7. 10～S61. 7. 12	北部航空方面隊演習
S61. 9. 22～S61. 9. 30	航空総隊総合演習
S62. 8. 31～S62. 9. 2	北部航空方面隊演習
S62. 9. 23～S62. 10. 8	航空総隊総合演習
S63. 9. 13～S63. 9. 14	北部航空方面隊演習
S63. 9. 29～S63. 10. 15	航空総隊総合演習
H元. 8. 29～H元. 9. 1	北部航空方面隊演習
H元. 9. 21～H元. 10. 12	航空総隊総合演習
H 2. 7. 23～H 2. 7. 25	北部航空方面隊演習
H 2. 10. 3～H 2. 10. 24	航空総隊総合演習

※S59～H2については、文書が残っていないため、詳細については不明。

(「(4) 航空自衛隊の演習の実施状況」の続き)

(平成3年度より詳細を記載)

期 間	演習名	訓練内容	訓練場所	主要参加部隊等
H3. 8. 28 ～ H3. 8. 29	北部航空 方面隊総 合演習	各種状況下の防空戦 闘	千歳基地、三沢 基地及び(B)・ (C)訓練空域並 びに同周辺空域	第2航空団約40機、第3航 空団約40機、北部航空警戒 管制団、第3高射群、第6 高射群、第1基地防空群、 北部航空施設隊、偵察航空 隊等
H3. 9. 27 ～ H3. 10. 12	航空総隊 総合演習	部隊の機動展開 急速練成 防空作戦 艦隊防空 基地防衛等	日本全域(空・ 海域)及びその 周辺	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团の一部、中央 航空通信群及び航空資料作 業隊 人員 約32,000名 航空機 約520機
H4. 9. 8 ～ H4. 9. 9	北部航空 方面隊総 合演習	防空戦闘	東北及び北海道 の訓練空域	第2航空団、第3航空団、 北部航空警戒管制団、第3 高射群、第6高射群、第1 基地防空群、北部航空施設 隊
H4. 10. 1 ～ H4. 10. 16	航空総隊 総合演習	防空作戦 艦隊防空 基地防衛等	日本全域及びそ の周辺(臨時訓 練空域を含む)	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团の一部、中央 航空通信群及び航空資料作 業隊 人員 約31,000名 航空機 約500機
H5. 9. 29 ～ H5. 10. 12	自衛隊統 合演習(実 動演習)	防空戦	我が国及び我が 国周辺海・空域(臨時に設定され た空域を含む)	航空幕僚監部及び概ね全部 隊・全機関 人員 約46,000名 航空機 約570機
(前段) H6. 11. 1 ～ H6. 11. 12 (後段) H6. 11. 18 ～ H6. 11. 25	航空総隊 総合演習	作戦準備間における 各種活動 各種航空作戦及び支 援活動 陸上自衛隊(高射特科 部隊)との協同 海上自衛隊との協同	日本全域及び日 本周辺空域	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团、中央航空通 信群、補給本部等 人員 約31,000名 航空機 約500機
H7. 9. 28 ～ H7. 10. 12	航空総隊 総合演習	作戦準備間における 各種活動 各種航空作戦及び支 援活動 陸上自衛隊との協同 及び海上自衛隊との 協同	日本全域及び日 本周辺空域	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团、中央航空通 信群、補給本部等 人員 約31,000名 航空機 約500機
H8. 11. 26 ～ H8. 12. 10	航空自衛 隊総合演 習	情勢に必ず各総司 令部活動 作戦準備間における 各種活動 各種航空作戦及び支 援活動 陸上自衛隊との協同 海上自衛隊との協同	日本全域及びそ の周辺	航空幕僚監部、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集 団等 人員 約45,000名 航空機 約630機

(「(4) 航空自衛隊の演習の実施状況」の続き)

期 間	演習名	訓練内容	訓練場所	主要参加部隊等
H9. 9. 16 ～ H9. 10. 6	航空総隊 総合演習	作戦準備間における 各種活動 各種航空作戦及びこ れに伴う後方活動 陸上自衛隊との協同 海上自衛隊との協同	日本全域及びそ の周辺	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团、中央航空通 信群、補給本部等 人員 約27,000名 航空機 約320機
H10. 5. 25 ～ H10. 6. 5	航空総隊 戦技競技 会	4対4対戦闘機戦闘 戦闘航法及び対地攻 撃	千歳基地、三沢基 地、B空域及び同 周辺空域	
H10. 9. 24 ～ H10. 10. 13	航空総隊 総合演習	各級指揮官等の情勢 判断及び部隊運用 作戦準備間における 各種活動 各種航空作戦及びこ れに伴う後方活動 陸上自衛隊との協同 海上自衛隊との協同	日本全域及びそ の周辺	航空総隊、航空支援集団、 航空教育集团、中央航空通 信群、補給本部等 人員 約26,000名 航空機 約290機
(前段) H11. 9. 16 ～ H11. 9. 18 (後段) H11. 11. 15 ～ H11. 11. 29	航空総隊 総合演習	情勢緊迫段階におけ る司令部活動 各種航空作戦及びこ れに伴う後方活動 陸上自衛隊との協同 海上自衛隊との協同	日本全域及びそ の周辺	航空総隊、航空支援集団、 中央航空通信群、補給本部 等 人員 約33,000名 航空機 約380機
H12. 6. 12 ～ H12. 6. 23	航空総隊 戦技競技 会	要撃戦闘 航空阻止	千歳基地及び三 沢基地並びにB空 域	
H12. 11. 6 ～ H12. 11. 20	航空自衛 隊総合演 習	防空(対航空、航空阻 止、近接航空支援) 航空輸送 航空救難 基地防衛 各種後方活動など	我が国及びその 周辺	航空幕僚監部、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集 団、航空開発集団、航空シ ステム通信隊、補給本部等 人員 約44,000名 航空機 約650機
H14. 11. 11 ～ H14. 11. 22	航空総隊 総合演習		我が国及びその 周辺	航空総隊、航空支援集団、 航空システム通信隊、補給 本部等 航空機 約430機
H15. 10. 6 ～ H15. 10. 17	航空自衛 隊総合演 習	指揮所演習 実動演習	我が国及びその 周辺	航空幕僚監部、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集 団、航空開発実験集団、航 空システム通信隊、補給本 部等 航空機 約620機
H17. 11. 14 ～ H17. 11. 25	航空総隊 統合演習		日本全域及びそ の周辺	航空総隊、航空支援集団及 び航空システム通信隊 航空機 約300機

(「(4) 航空自衛隊の演習の実施状況」の続き)

期 間	演習名	訓練内容	訓練場所	主要参加部隊等
H18. 11. 6 ～ H18. 11. 17	航空総隊 総合訓練		日本全域及びその周辺	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空システム通信隊、航空安全管理隊、航空警務隊、航空中央音楽隊、航空中央業務隊、航空自衛隊幹部学校、航空自衛隊補給本部、自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院及び自衛隊那覇病院 航空機 約300機
H22. 5. 20 ～ H22. 6. 3	航空総隊 戦技競技会		千歳基地、三沢基地及び同周辺空域	
H22. 10. 12 ～ H22. 10. 15	北部航空 方面隊総合演習	防空 異機種再発進 基地防備 基地防空	千歳基地、三沢基地及び(B)・(C)訓練空域並びに臨時訓練空域	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、北部航空施設隊
H24. 10. 22 ～ H24. 10. 25	北部航空 方面隊総合演習	不法航空活動対処 機動展開 戦術攻撃 基地警備	千歳基地、三沢基地及び(B)・(C)訓練空域並びに臨時訓練空域	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、北部航空施設隊、北部航空音楽隊

9 市民と自衛隊との交流

自衛隊は、市民と自衛隊との交流を目的に、色々な行事を開催・支援しています。

駐屯地・部隊名	行事名	備考
陸上自衛隊 東千歳駐屯地	師団創隊・駐屯地創立記念 東千歳駐屯地盆踊り大会 千歳市民夏まつり支援 ヘリ体験搭乗	一般開放
第7師団	千歳音楽祭り 定期演奏会	演奏会 演奏会
第11普通科 連隊	第11普通科連隊創隊記念行事 千歳JAL国際マラソン大会 千歳支笏湖氷濤まつり ちとせホルメンコーレンマーチ 千歳音楽まつり 千歳市民夏まつり支援	式典 競技支援 太鼓演奏 大会支援 太鼓演奏 太鼓演奏
陸上自衛隊 北千歳駐屯地 第1特科団	特科団創隊・駐屯地開庁記念 音楽演奏会「ユーカラコンサート」 北部隊夏まつり 駐屯地年末行事 駐屯地成人行事 ヘリ体験搭乗 千歳市民夏まつり支援 地域女性バレーボール大会 千歳音楽祭り	駐屯地開放 一般公開 駐屯地開放
航空自衛隊千歳基地	千歳基地航空祭 音楽演奏会 ヘリ体験搭乗 青少年防衛講座 基地周辺環境整備 千歳ウェルカム花ロード支援 千歳市民夏まつり支援 基地年末行事もちつき会 基地年始行事（成人祝賀会）	一般開放 演奏会

《陸上自衛隊 東千歳駐屯地》



〈師団創隊・駐屯地創立記念〉



〈東千歳駐屯地盆踊り大会〉

《陸上自衛隊 北千歳駐屯地》



〈北千歳駐屯地開庁記念〉



〈北部隊夏まつり〉

《航空自衛隊 千歳基地》



〈千歳基地航空祭〉



〈音楽演奏会〉

10 自衛隊の災害派遣（千歳市所在基地等関係分）

自衛隊は、自衛隊法第 83 条関連の法律に基づき、都道府県知事の要請等によって災害派遣を実施しています。

千歳市に所在する基地等関係分の災害派遣の実績としては、以下のとおりです。

【陸上自衛隊】

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和28年 (1953)	6 月	山口県王喜村松尾の土砂崩れのため災害派遣	
	7 月	同厚狭地区災害派遣	
36年 (1961)	7 月25日	道央地区集中豪雨に伴う災害派遣	
	10月	台風23号による幌別地区災害派遣	
38年 (1963)	2 月 1 日	北陸・上信越地方豪雪に伴う災害派遣	
	5 月19日	島松山火災に伴う災害派遣	
39年 (1964)	5 月16日	千歳飛行場南側付近火災に伴う災害派遣	
40年 (1965)	2 月23日	夕張市炭鉱爆発に伴う災害派遣	
	9 月11日	台風23号により千歳市美苗地区に災害派遣	台風23号により、住家浸水133戸、農地被害311ha、美苗地区2人死亡
	9 月18日	台風24号に伴う災害派遣	
44年 (1969)	2 月 4 日	千歳・苫小牧地区豪雪に伴う災害派遣	
45年 (1970)	3 月16日	美苗地区砥石山雪崩による人命救助災害派遣	
49年 (1974)	8 月 1 日	長沼町における行方不明者の捜索に伴う災害派遣	水難救助
50年 (1975)	8 月23日 ～ 8 月26日	台風6号豪雨による千歳川氾濫のため祝梅中央地区に災害派遣（連隊主力）	台風6号により、ケヌフチ川が決壊 被害額：3億9,500万円
	8 月 7 日	長期干ばつに伴う災害派遣	祝梅・中央・泉郷地区
52年 (1977)	8 月 7 日 ～ 9 月28日	有珠山噴火に伴う災害派遣	
	10月	支笏湖畔山火事災害派遣	
53年 (1978)	10月16日	有珠山噴火に伴う虻田地区泥流排除災害派遣	
56年 (1981)	8 月 4 日	台風15号に伴う集中豪雨により災害派遣	南幌町・夕張市・門別町・静内町・浦河町
	8 月14日 ～ 8 月21日	千歳川水系の河川氾濫のため釜加、泉郷、ママチ、根志越及び中央長都の各地区に災害派遣	500年に一度の大雨被害 農業が壊滅的被害 被害額：11億155万円
57年 (1982)	3 月21日	浦河沖地震に伴う災害派遣	
58年 (1983)	9 月 3 日 ～ 9 月 5 日	カムイ岳における行方不明者捜索に伴う災害派遣	
	9 月25日	登別市、室蘭市における集中豪雨に伴う災害派遣	

（【陸上自衛隊】の続き）

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和62年 (1987)	8月24日 ～ 8月25日	北海道大演習場における行方不明者捜索に伴う災害派遣	
平成4年 (1992)	8月10日	夕張市、穂別町、門別町における水害に伴う災害派遣	台風10号
7年 (1995)	1月28日	阪神淡路大震災に入浴支援隊として災害派遣	兵庫県南部
	8月11日 ～ 8月12日	静内町災害派遣	給水支援
9年 (1997)	6月14日	苫小牧市錦岡沖油除去災害派遣	
12年 (2000)	3月29日 ～ 7月24日	有珠山噴火に伴う災害派遣	23年ぶりの噴火に伴い、17,000人が緊急避難
13年 (2001)	9月11日 ～ 9月13日	門別町ほか台風15号に伴う災害派遣	
15年 (2003)	8月10日 ～ 8月19日	平取町、門別町、新冠町ほか台風10号に伴う災害派遣	
	9月26日 ～ 9月27日	十勝沖地震（震度5弱）浦河町に災害派遣	給水支援
20年 (2008)	2月24日	千歳市長都地区雪害による災害派遣	車両約50台の救出等実施
21年 (2009)	5月19日 ～ 5月21日	登別市上登別町における行方不明者捜索	
	7月21日	千歳市風不死岳における行方不明者捜索	
22年 (2010)	7月5日	恵庭市桜森における行方不明者捜索に伴う災害派遣	北海道大演習場近傍での山菜採りによる行方不明者捜索
23年 (2011)	3月12日	日高及び胆振地域への救援物資輸送	東日本大震災発生当初における日高地域での物資支援活動
	3月14日 ～ 6月24日	東日本大震災に伴う災害派遣（第7生活支援隊の派遣）	東日本大震災に伴い岩手県へ第7生活支援隊（即応予備自衛官を含む）として約1,800名派遣（給食・給水支援、本部機能）
	3月18日 ～ 6月14日	福島県における原子力緊急事態に伴う原子力災害派遣（第7化学防護隊の派遣）	東日本大震災に伴う原子力緊急事態に対し第7化学防護隊を各部隊から増強して約60名派遣（除染、スクリーニング、モニタリング等）
	4月9日 ～ 5月17日	東日本大震災に伴う災害派遣における増援部隊派遣（第11普通科連隊を基幹とした多目的支援隊の派遣）	第1高射特科団に配属した多目的支援隊、第11普通科連隊を基幹として約400名派遣（行方不明者捜索、給食・給水支援、物流支援等）

【陸上自衛隊】の続き)

年	月 日	派遣内容	備 考
平成23年 (2011)	5月21日 ～ 5月23日	登別市鉢山町における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊主力による行方不明者捜索に伴い約130名派遣
	7月13日 ～ 7月15日	登別市上登別町における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊主力による行方不明者捜索に伴い約140名派遣
24年 (2012)	6月11日	白老町森野地区における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊及び第13施設隊、114名を行方不明者捜索のため派遣
	11月27日 ～ 11月30日	暴風雪に伴う登別市大規模停電に対する避難所への救援物資の輸送及び維持管理のための災害派遣	第71戦車連隊及び第13施設隊、延べ549名を避難所への救援物資の輸送及び維持管理のため派遣

※太字の箇所については千歳市に係る災害派遣です。

【航空自衛隊】

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和35年 (1960)	1月19日	えりも沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	5月24日	道東方面津波災害派遣	
	11月25日	江差沖漁船遭難に伴う災害派遣	
36年 (1961)	1月17日	十勝岳遭難者捜索に伴う災害派遣	
	5月24日	小樽沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	7月26日	空知川中洲からの人員救出に伴う災害派遣	
	8月3日	給水セット桧山郡上ノ国村中学校へ空輸(災害派遣)	
	10月7日 ～ 10月9日	登別市、白老町集中豪雨の被害偵察(災害派遣)	
37年 (1962)	8月4日 ～ 8月5日	台風9号による救援のため災害派遣(静内町、江別市)	
38年 (1963)	5月20日	恵庭岳登山者遭難・救出に伴う災害派遣	
	5月27日	奥尻大火の救援のため災害派遣	
	7月27日	北日本航空セスナ行方不明に伴う災害派遣	
	8月5日	小樽沖漁船遭難に伴う災害派遣	
39年 (1964)	2月13日	小樽沖油槽船遭難に伴う災害派遣	
40年 (1965)	4月5日	全日空ヘリ行方不明に伴う災害派遣	
	6月25日	奥尻北方漁船遭難に伴う災害派遣	
43年 (1968)	1月13日	静内沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	4月5日 ～ 4月8日	北海道航空機遭難に伴う災害派遣	
	1月20日	定山溪雪崩遭難に伴う災害派遣	2名救出
44年 (1969)	2月5日	留萌港貨物船座礁に伴う災害派遣	12名救出
	2月6日	豪雪孤立住民救援に伴う災害派遣	
	11月25日	苫前沖「はしけ」行方不明に伴う災害派遣	
45年 (1970)	12月8日	留萌港中で貨物船座礁に伴う災害派遣	28名救出

（【航空自衛隊】の続き）

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和46年 (1971)	7月4日	東亜国内航空ばんだい号行方不明に伴う災害派遣	
	7月30日	全日空機・F-86F衝突に伴う災害派遣	
	11月9日	稚内沖漁船転覆に伴う災害派遣	
47年 (1972)	2月20日	留萌沖漁船座礁に伴う災害派遣	
	5月30日	横浜航空機墜落に伴う災害派遣	
	6月16日	北日本航空機遭難に伴う災害派遣	
	8月7日	根室ユルリ島釣人遭難に伴う災害派遣	
	9月14日	広尾沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	9月30日	根室沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	10月22日	苫小牧沖作業員孤立に伴う災害派遣	
	10月30日	釧路沖漁船行方不明に伴う災害派遣	
	12月4日	宗谷地方豪雪孤立に伴う災害派遣	
	50年 (1975)	3月25日	雄冬岬沖漁船行方不明に伴う災害派遣
8月24日		台風により電電公社マイクロウェーブ故障、技師等空輸 (災害派遣)	
51年 (1976)	10月21日	小樽海岸釣人孤立に伴う災害派遣	
	11月1日	様似沖漁船座礁に伴う災害派遣	
55年 (1980)	7月8日	阪急航空ヘリ乗員捜索に伴う災害派遣	
56年 (1981)	8月3日 ～ 8月6日	千歳市内豪雨被害に伴う災害派遣	
	9月10日 ～ 9月28日	大韓航空機捜索に伴う災害派遣	
平成元年 (1989)	4月4日 ～ 4月10日	旭川市付近小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
	5月2日 ～ 5月6日	知床周辺小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
2年 (1990)	5月15日	藻岩山周辺小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
	7月12日 ～ 8月12日	北海道南西沖地震に伴う災害派遣	
5年 (1993)	4月22日	ママチ川河川敷消火活動に伴う災害派遣	
	5月7日	36号線バイパス沿い草地消火活動に伴う災害派遣	
	10月4日	浦河沖地震偵察に伴う災害派遣	
7年 (1995)	1月17日 ～ 4月27日	阪神淡路大震災に伴う災害派遣	
	5月23日	道北方面地震偵察に伴う災害派遣	
	11月16日	積丹西方沖転覆船退船乗員救助に伴う災害派遣	
8年 (1996)	11月28日	奥尻沖座礁船退船乗員救助に伴う災害派遣	
	2月20日	日高町、浦河町方面地震偵察	
9年 (1997)	3月1日	室蘭西方沖漂流貨物船状況確認に伴う災害派遣	
	3月4日 ～ 3月7日	鹿部町北東不時着水小型機捜索に伴う災害派遣	

（【航空自衛隊】の続き）

年	月 日	派遣内容	備 考	
平成12年 (2000)	3月29日 ～ 7月24日	有珠山噴火に伴う災害派遣		
	11月13日 ～ 11月15日	奥尻島南方墜落米軍機捜索救助に伴う災害派遣		
14年 (2002)	6月19日	千歳市本町消火活動に伴う災害派遣		
15年 (2003)	9月26日	十勝沖地震偵察に伴う災害派遣		
	9月28日 ～ 10月2日	苫小牧石油コンビナート火災に伴う災害派遣		
	11月13日	石狩湾座礁貨物船乗員捜索救助に伴う災害派遣		
16年 (2004)	11月22日 ～ 11月30日	中越地震に伴う災害派遣		
	11月29日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣		
	12月6日 ～ 12月7日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣		
	12月14日	北海道苫前町地震偵察に伴う災害派遣		
	17年 (2005)	1月18日 ～ 1月19日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣	
	18年 (2006)	3月31日	新潟港北方沈没船乗員救助に伴う災害派遣	
20年 (2008)	6月4日	襟裳沖海難救助に伴う災害派遣		
	6月14日	宮城・岩手地震人員空輸に伴う災害派遣		
	9月12日	釧路沖及び留萌南部地震被害偵察に伴う災害派遣		
21年 (2009)	10月12日	美瑛町十勝岳遭難グライダーの捜索救助に伴う災害派遣		
	12月13日	苫小牧東港海難事故捜索救助に伴う災害派遣		
22年 (2010)	1月30日	釧路沖海難事故捜索救助に伴う災害派遣		
	7月30日	松前半島民間機救難に伴う災害派遣		
23年 (2011)	3月11日 ～ 7月1日	東日本大震災に伴う災害派遣		
	7月28日	航空大学校帯広分校訓練機捜索救助に伴う災害派遣		

※ 太字の箇所については千歳市に係る災害派遣です。

第3章 防衛施設に起因する諸障害

防衛施設に起因する障害は、旧海軍航空隊時代には国家目的から表面化していませんでしたが、戦後は米軍占領下における諸障害と、自衛隊施設の設置・運用による障害が表面化しました。

1 米軍占領下における基地周辺諸障害の経過

終戦まもない昭和20年10月米軍の進駐、さらには、昭和26年5月オクラホマ州兵師団兵員12,000名駐留により、市全域の49%が接収され、これに伴って、闇ブローカーたちにより田畑も一夜にして歓楽街となり、「性病、辻姫、ポン引き、麻薬、闇ドル、米兵の黒人と白人のケンカ」などが、白昼において横行していました。このため「軍都と歓楽の北チトセ」（昭和27年11月号新潮）として全国的に注目されました。当時の新聞、小説、評論あらゆる報道機関は“千歳を世界一悪のマチ”とときめつけていたのです。

市民が関わった事件は、記録に残っているトラブル並びに賠償だけで一日平均約8件ありました。

当時の状況を見ると、米軍相手に商売する女性（特殊女性という）が約2,000名、この女性等に借家または借間している家が540軒、飲食店300軒、リntax業220名で、これらが直接または間接的に米軍相手の商売をしていたのです。

特殊女性と関係する米兵に性病が流行し、当時の米軍基地司令官から、行政の対策を再三申し入れられ、対策を講じなければ外出を禁止する旨通告されました。

産業のない基地の町として米軍の落とす金が町の経済に相当影響していたことから、これら特殊女性の秩序維持と住民の健康及び福祉保持のため「特殊貸間等に関する特別措置条例」の制定を考え、関係機関と協議しましたが、公娼制度の復活につながり、憲法違反の疑いがあるとのことで遂に日の目を見なかったのです。

この条例案が、当時のマスコミに大きく取り上げられ、時代に逆行する行政として、全国的な反響を呼びました。

こうした多くの問題も、昭和28年、朝鮮戦争の休戦協定が成立したことにより、徐々に米軍が縮小、撤退し自然と解決されました。

2 防衛施設の設置による諸障害の経過

昭和30年代に入り、米軍の縮小撤退にともない、自衛隊の増強、施設の整備拡大とともに航空機のジェット機時代に入り、新たな問題が発生してきました。

航空機騒音や演習によって生じる騒音・振動などがありますが、概ね次のとおりです。

(1) 防衛施設等による障害

- ・ 防衛施設周辺道路の自衛隊車両運行による道路の損傷、振動、騒音、交通の障害
- ・ 基地（演習場）の荒廃に起因する鉄砲水による被害及び河川の汚濁による自然環境への影響
- ・ 膨大な基地用地による都市計画上及び農業振興上の障害
- ・ 演習場運用に伴う、騒音、振動、砂塵の被害

(2) 航空機による障害

航空機騒音被害については、昭和37年9月16日第2航空団に自衛隊の主力戦闘機F-104Jが配備されてから、騒音による人体への影響、学力低下の恐れ、墜落事故による人命財産への危険問題が大きく取り上げられました。

昭和38年「千歳市公害対策協議会」を設置し、その対策に当たっていましたが、防衛施設が起因する障害がますます注目されてきた情勢から、さらに積極的対策を図るため、市長の諮問機関として昭和43年「千歳市公害対策審議会」を設置、その後、昭和51年12月21日「千歳市公害防止条例」を制定し、騒音対策をはじめとする諸施策の実現について積極的な運動を展開してきました。このように、基地周辺の住民に被害が及んでいる実情を重視し、防衛施設がもたらす有形無形の障害は、全国民が均しく甘受されるべきものであると考え、民生安定対策の拡充、基地交付金の増額などを強く国に訴え続けています。

<主な住民苦情の内容>

- ・ 墜落事故による生命財産への極度な危険と威圧感
- ・ ジェット機の離発着時に発生する異常騒音が人体に与える影響
- ・ 夜間の緊急発進（スクランブル）音による睡眠の妨げ
- ・ 航空機騒音による勉強意欲の障害
- ・ 一般住民の心身疲労と労働意欲の低下
- ・ 指定区域（進入転移表面）の設定による都市計画上の障害
- ・ 乳牛の早流産、搾乳量の減少等家畜に及ぼす被害
- ・ テレビ、ラジオ、電話の難視聴障害
- ・ 騒音区域の用地価格の低迷

(3) C経路の装軌車走行による障害

市街地縁周部（一部住宅地内を通る）には、装軌車輛（主に戦車）が頻繁に通行する延長約10kmの公道（通称C経路）があり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結んでいます。もともとは戦後、東千歳（祝梅、2基地）に米軍が駐屯し、北海道大演習場千歳・恵庭地区（FAC-1045）及び島松演習に機動力を移動するときのコースとして、A経路が使用され、その後、B経路によって装軌車輛が移動しておりました。

駐留米軍の本道撤退により米軍に提供していた北海道大演習場千歳・恵庭地区(FAC-1045)が返還され、陸上自衛隊に引き継がれると、その後は東千歳に設置された陸上自衛隊第7混成団が、演習場への移動コースとして専らCコースを使用するようになりました。

<3ルートの概要>

- ・ A経路は、現在の東大通から旧国道36号で市街地（朝日町、東雲町、本町、錦町）に進入し、新橋通りを北上して国道に平行な恵庭、島松に移動したコース
- ・ B経路は、現在の道道早来千歳線を経由し、主に東千歳駐屯地の南側ゲートを出て、JR横断後旧空港ターミナル前の広場を通り飛行場南側を西へ進み、鳥柵舞橋をわたり俗名「ふ化場通り」を北上するコース
- ・ C経路は、市道祝梅根志越線及び現国道337号を経由して市道南28号を通り南下するルートであり、市街化が進むとともに東10線から東方向へ推移し、現在は東4線に定着したコース（航空機騒音コンター図参照）

以前のC経路は、JR並びに国道と平面交差することによる交通上の問題、未舗装による農作物への砂塵被害の補償、道路の損傷が問題となっていました。

また、時期を同じくして、東7線の両側に第1、第2工業団地が造成されたのを契機に、新ルートの検討を行ない、昭和43年からC経路のJR及び国道との立体交差化、コンクリート舗装化工事に着手し、昭和58年に工事が完了しました。その間、未舗装区間の砂塵による農業補償が（昭和46年3月）行われました。しかしながら、コンクリート舗装による騒音振動被害の苦情が寄せられました。本市は、東南西の三方に基地があるため、市街化の方向は自ずとC経路のある北側の地区にならざるを得ず、将来にわたる抜本的な対策を講ずる必要が生じました。このため、平成5年2月にルート変更の可能性も含めて諸対策を総合的に調査検討するため、庁内にC経路対策委員会を設置し、以来平成6年11月まで9回の審議を経て委員会報告書がまとめられました。

この結果を市の基本方針として、沿線の地元組織であるC経路対策会議に示し、平成7年3月20日には、農業被害調査及び装軌車の移動方法の改善について、同会議との間で覚書を締結しています。



<第2祝梅橋を通行する戦車>



<拡幅工事前の通行状態>

3 平成23年度騒音測定結果 (年間W値は過去5年間の推移)

測定局	環境基準(W)		年間W値					日最大W値	デシベル最大値(dB)	日平均測定回数(回/日)		
	類型	基準値(W)	H19	H20	H21	H22	H23			90dB以上	80dB以上	70dB以上
青葉丘局	Ⅱ	75	78	79	79	81	81	92	115	8	14	32
住吉局	Ⅱ	75	78	78	79	80	80	91	113	8	24	33
東雲局	Ⅱ	75	75	75	76	74	74	86	109	4	10	21
寿局	Ⅱ	75	72	72	72	73	72	81	101	0	12	85
北斗局	I	70	66	65	67	63	63	76	100	0	3	11
里美局	I	70	56	55	57	56	57	70	92	0	1	2
駒里東局	Ⅱ	75	64	62	62	61	62	75	98	0	1	15
根志越南局	Ⅱ	75	71	71	72	72	72	81	99	1	7	30

<測定局所在地>

- ・青葉丘局(青葉丘2015番地)
- ・住吉局(住吉1丁目)
- ・東雲局(東雲3丁目)
- ・寿局(寿1丁目)
- ・北斗局(北斗1丁目)
- ・里美局(里美3丁目)
- ・駒里東局(駒里849番地)
- ・根志越南局(根志越19番地)

※ WECPNL (「加重等価平均感覚騒音レベル」)

・一般に「(航空機の)うるささ指数」と呼ばれます。航空機の騒音の特徴をよく取り入れた単位として「国際民間航空機関」で決められた単位です。

日本では、簡略化した形で航空機騒音の環境基準に用いられ、次の式で算定します。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} (N_1 + 3N_2 + 10N_3) - 27$$

dB(A) : 1機ごとのピークレベルの1日平均パワー

N₁ : 7~19時の時間帯の飛行機数

N₂ : 19~22時の時間帯の飛行機数

N₃ : 22~7時の時間帯の飛行機数

※ Lden (「時間帯補正等価騒音レベル」)

・WECPNL (「加重等価平均感覚騒音レベル」) は、かつて国際機関からも推奨されていましたが、現在では「Lden」(またはこれと類似した評価指標) が国際的な主流となっています。

Lden では、デジタル処理技術の向上により、騒音の暴露量をより精緻に求めることができ、次の式で算定します。

(参考) Lden の算定式

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left[\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk}+10}{10}} \right] \right\}$$

T : 86,400 秒 (=1 日の時間)

T₀ : 1 秒

L_{AE, di} : 日中 (7~19 時) に発生した全ての L_{AE}

L_{AE, ej} : 夕方 (19~22 時) に発生した全ての L_{AE}

L_{AE, nk} : 夜間 (22~7 時) に発生した全ての L_{AE}

L_{AE} …1 回の騒音の暴露量を、1 秒あたりの評価値として表したもの

(補足 : 「T」を 86,400 秒とする理由)

Lden は、1 日あたりの平均値により騒音評価を行うものなので、分母「T」は、対象とする空港の運用時間に関わらず、1 日の秒数である 86,400 秒となります。(仮に「T」を各空港の運用時間とした場合、Lden の値はそれぞれの空港毎の「運用時間あたりの平均値」を表すことになり、1 日あたりの平均値で設定している基準値との比較もできなくなります。)

(出典 : 国土交通省航空局)

※ 航空機騒音を表す単位の変更と騒防法の改正について

○航空機騒音を表す単位が、現行のWECPNL（通称「W値」）からLdenに変更になります。（H25年4月～）

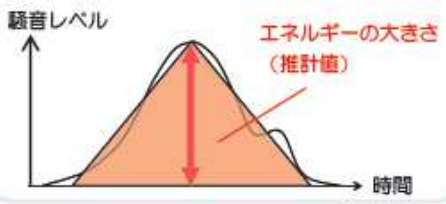
「W値」「Lden」とは？

いずれも、ある場所における1日あたりの騒音の影響度を表す単位です。

W値

(加重等価平均感覚騒音レベル)

騒音を持つ「エネルギーの大きさ」を推計値で示すことにより評価



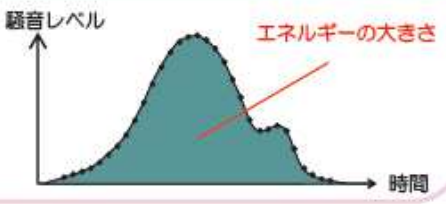
評価対象は、航空機の離着陸に伴う騒音（飛行騒音）のみ

現在、日本以外に採用している国はほとんどない

Lden

(時間帯補正等価騒音レベル)

デジタル処理技術の向上により、より精緻な「エネルギーの大きさ」による評価が可能



飛行騒音のみでなく、地上騒音（航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など）も評価の対象に

多くの国で採用されており、国際的に主流となっている単位の一つ

W値からLdenに変わることで...

- より精緻で実態に近い騒音の評価が可能に
- 国際的な動向にも整合

騒防法の改正

○騒音対策区域（第1種、2種、3種区域）指定の基準値を、W値からLdenの値に置き換えます。

	＜現行の基準値＞	＜新たな基準値＞
第1種区域：	W値75 以上	Lden62デシベル 以上
第2種区域：	W値90 以上	Lden73デシベル 以上
第3種区域：	W値95 以上	Lden76デシベル 以上

平成25年4月1から
施行されます

・現行と改正後とは数値が異なりますが、基準が緩和または強化されるものではなく、W値と同等のLdenの値に置き換えるものです。

W値 →	70	75	80	85	90	95
Lden の値 →	57dB	62dB	66dB	70dB	73dB	76dB

← 小 騒音の大きさ 大 →

同等の値※

※必ず一致するというものではないが、統計的に概ね対応する値。

（出典：航空機騒音を表す単位の変更と騒防法の改正（国土交通省航空局））

4 千歳周辺における自衛隊機等の事故の状況

年月日	発生場所	事故の原因	事故の状況
S20. 7. 10	東雲町2丁目	海軍零式戦闘機墜落	乗員1名死亡 子供1人、女性1人 男性1人死亡
S28. 3. 18	根志越、福永正一宅 約500m川下の千歳川	米軍機F-84×2機が接触し、 墜落	
S30. 8. 5	根志越地区 (第二小学校北東約2km)	米軍機F-86F×2機が接触し、 墜落	乗員1名死亡
S32. 5. 20	美々東方苦小牧丸山 の山中	F-86F2機が浜松基地から千 歳移駐の際、天候悪化により 着陸できず墜落	乗員1名死亡
S32. 6. 13	沼ノ端付近	F-86F墜落	乗員1名死亡
S32. 12. 17	帯広付近	F-86F墜落	乗員1名脱出
S33. 10. 23	島松射爆場	F-86F墜落	乗員1名死亡
S34. 5. 11	洞爺湖付近	T-33A墜落	乗員2名死亡
S34. 5. 20	浦臼	F-86F墜落	乗員1名脱出
S34. 10. 5	八戸沖	F-86F射撃大会中に空中接触 し、墜落	乗員2名死亡
S36. 4. 6	夕張山系南端及び下北 半島沖	F-86F天候急変により4機墜 落	乗員4名死亡
S36. 11. 27	苦小牧東方	F-86D空中接触により墜落	乗員1名脱出
S38. 1. 14	滑走路北端	F-86D墜落	乗員1名死亡
S38. 4. 10	滑走路南端	F-104J墜落	乗員1名死亡
S40. 10. 29		F-104J墜落と米軍機T-34が空 中接触し墜落	乗員1名脱出
S42. 4. 26	留萌暑寒別岳	F-104JとT-33Aが空中接触し 墜落	乗員3名脱出
S42. 5. 9	根志越	F-104Jエンジン故障により墜 落	乗員1名脱出
S43. 11. 4	八戸沖	F-104J墜落	乗員1名脱出
S44. 1. 6	石狩湾	T-33墜落	乗員2名死亡
S45. 2. 3	千歳基地	F-104DJタンク落下	タンク炎上
S45. 5. 12	八雲	F-104J墜落	乗員1名死亡
S48. 4. 9	静内沖	F-104J墜落	乗員1名死亡
S48. 6. 6	祝梅民家から50mの草 地	F-104J墜落	納屋の一部を焼失、 乗員1名死亡
S51. 9. 1	島松演習場	F-104J墜落	乗員1名脱出
S51. 9. 27	三沢沖	F-104JとT-33Aが空中接触	F-104J乗員1名死 亡、T-33A乗員救助
S51. 11. 17	襟裳岬南西41.5km	F-4EJがエンジントラブル	乗員1名死亡 乗員1名重傷
S52. 5. 31	積丹半島沖西55km	F-104J墜落	乗員1名死亡
S52. 7. 20	島松演習場	F-104J墜落	乗員1名脱出
S54. 6. 26	襟裳岬沖	F-4EJ墜落	乗員2名死亡
S56. 4. 30	長沼町東2線南7号	F-104J墜落	乗員1名死亡
S59. 10. 29	積丹沖北西80km	F-4EJ墜落	乗員2名脱出
S61. 9. 1	千歳基地	F-15パンク	
S61. 9. 25	千歳基地	RF-4E偵察機パンク	
S62. 7. 1	千歳基地	燃料タンク爆発炎上	

年月日	発生場所	事故の原因	事故の状況
S62. 8. 18	千歳上空	全日空機とニアミス	
H元. 11. 2	苫小牧美沢	F-4EJ標的落下	
H 3. 10. 22	千歳市街	F-15J標的曳航ワイヤー切断ミス	ワイヤーにより電線の切断及び家屋・車の損傷
H 3. 12. 13	小松沖	F-15DJ墜落	乗員 1 名脱出
H 5. 10. 6	苫小牧沖	F-15DJ墜落	乗員 2 名脱出
H 6. 10. 5	長万部	RF-4墜落	乗員 2 名死亡
H 6. 12. 1	遊楽部岳山頂付近	UH-60J墜落	乗員 5 名死亡
H10. 10. 12	三沢沖	F-4EJ改機墜落(千歳基地で実施していた航空総隊総合演習を終え、三沢基地へ帰投中に墜落)	乗員 2 名死亡
H13. 6. 25	北広島	F-4EJ改型機が機関砲を誤発射	民間施設に被害
H17. 3. 5	北海道大演習場(島松地区)	自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着	
H17. 9. 6	千歳飛行場から北西約185Km	F-15型戦闘機が空中接触	1 番機：右水平尾翼の一部及び胴体燃料タンク前方等を破損、破損外装タンクの一部が、紋別岳付近の山中に落下 2 番機：キャノピー(操縦席の風防)及び左垂直尾翼等を破損
H21. 11. 25	積丹沖日本海訓練空域(千歳基地から335度210km海上)	F-15J戦闘機がエンジンの構成品の一部落下	

第4章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

かつて防衛施設に起因する損失・損害は、昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（昭和28年法律第246号）等により処理されておりましたが、この法律は、米軍の行為に起因する農業・漁業・林業など特定の事業の経営上の損失を補償することなどを定めたものであり、防衛施設の設置・運用に起因する諸障害の防止や軽減・緩和を目的とするものではなかったことから、これらの施策は予算措置により行われてきました。

その後、わが国の経済発展や都市化が進展したことに伴い、防衛施設と住民生活との競合、住民意識の変化などから、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（昭和41年法律第135号）が公布・施行され、自衛隊及び米軍の特定の行為に起因する諸障害の防止、軽減・緩和措置と民生安定事業などに対する助成措置が制度化されました。

その後、昭和49年6月には、防衛施設周辺の住民等の生活環境の向上に資するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金制度と航空機による住民への騒音対策として住宅防音の制度等を新たに盛り込んだ「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）が公布・施行され、現在に至っています。

千歳市が、平成23年度までに国の補助事業などにより、実施してきた主な対策は次のとおりです。

1 千歳市の基地対策関係補助金等

(単位：千円)千円未満切捨

事業種別	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①障害防止事業	99,286	3,254	86,142	269,015	148,596
②騒音防止事業	96,814	43,451	111,069	100,044	250,794
③民生安定事業	488,901	548,281	895,578	998,073	229,215
④道路改修事業	421,572	216,647	144,421	97,167	105,941
⑤防音関連事業維持費	10,938	11,260	10,296	10,656	9,927
⑥調整交付金(防衛)(歳入)	545,969	514,267	519,773	604,016	864,288
⑦小計(①～⑥)	1,663,480	1,337,160	1,767,279	2,078,971	1,608,761
⑧再編交付金(歳入)	44,646	446,380	446,380	446,380	446,380
⑨基地交付金等(総務)(歳入)	615,131	604,450	583,961	586,959	566,170
合計(⑦～⑨)	2,323,257	2,387,990	2,797,620	3,112,310	2,621,311

2 千歳市一般会計歳出決算額に占める基地対策関係補助金・交付金の割合

(単位：千円、%)

年度	歳出決算額 (千円未満切り捨て)	基地対策関係 補助金、交付金	割合 (小数第3位四捨五入)
19年度	45,877,302	2,323,257	5.06
20年度	46,392,495	2,387,990	5.15
21年度	45,038,146	2,797,620	6.21
22年度	44,035,975	3,112,310	7.07
23年度	43,853,585	2,621,311	5.98

3 教育施設騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
30	千歳市	千歳小学校	7,385	7,299
31	千歳市 北海道	千歳中学校 千歳高校	7,187	7,186 5,240
33	千歳市 北海道	千歳小学校 千歳中学校 青葉中学校 末広小学校 千歳高校		505 505 5,944 8,900 1,245
34	千歳市	青葉中学校 末広小学校		3,027 2,282
35	千歳市	青葉中学校 緑小学校 北栄小学校		2,719 7,175 720
36	千歳市	千歳中学校 青葉中学校		8,089 6,586
37	千歳市 北海道	千歳小学校 千歳中学校 青葉中学校 末広小学校 緑小学校 北栄小学校 千歳高校		137,330 154,525 2,845 2,692 11,642 44,575 79,088
38	千歳市 北海道	千歳小・千歳中北栄分校(現北進小中) 千歳高校	37,098	34,961 97,065
39	千歳市	青葉中学校 末広小学校 緑小学校 千歳第二小学校		28,453 24,507 20,591 25,100
40	千歳市	長都小中学校	46,153	44,782
40	北海道	千歳高校		5,724
41	千歳市	北栄小学校 千歳第二小学校 日の出小学校		4,657 4,788 16,368

(「3 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
42	千歳市	信濃小学校 日の出小学校		25,597 9,648
43	千歳市	千歳中学校講堂 信濃小学校 日の出小学校 温度保持機取替 (千中、北小、北進小中、千小)	28,812	1,375 10,379 13,621 25,891
44	千歳市 北海道 千歳市 北海道	千歳中学校講堂 高台小学校 東小学校 千歳高校 温度保持機取替 温度保持機取替(千歳高校)		44,288 17,969 1,300 5,768 7,969 8,684
45	千歳市	東小学校 日の出小学校 高台小学校 信濃小学校 温度保持機取替(長都小中)		43,320 12,715 17,682 22,864 3,232
46	千歳市	信濃小学校 北進小中学校 真町中学校 東小学校 高台小学校 温度保持機取替(末広小、青葉中)	13,400	1,429 4,174 25,472 585 3,477 13,304
47	千歳市	信濃小学校講堂 日の出小学校 高台小学校講堂 東千歳中学校	13,070 11,765 13,278 1,823	12,766 11,765 12,772 1,326
48	千歳市	東千歳中学校 青葉中学校講堂 高台小学校 千歳第二小学校 北進小中学校講堂 末広小学校	72,743 80,302 5,399 975 9,377 2,495	52,830 72,734 5,337 973 9,315 1,411
49	千歳市	末広小学校 富丘中学校 真町中学校講堂	73,128 49,531 20,734	66,481 49,479 20,734
50	千歳市 北海道	東千歳中学校 千歳第二小学校 富丘中学校講堂 日の出小学校分離校 千歳北陽高校	102,298 29,642 153,686 440,540 663,270	37,059 4,677 24,153 48,633 77,796
51	千歳市	末広小学校 信濃小学校 長都小中学校 北栄小学校 北栄小学校講堂	114,624 67,272 30,875 14,853 4,138	18,077 12,635 4,629 12,635 2,986
52	千歳市	北栄小学校 桜木小学校 祝梅小学校講堂	155,378 53,801 22,500	155,378 53,801 22,500

(「3 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
53	千歳市	北栄小学校	229,744	156,866
		祝梅小学校	103,343	22,983
		富丘小学校	189,752	29,554
		駒里小学校	6,023	1,993
54	千歳市	北栄小学校	175,553	114,564
		北栄小学校講堂	152,249	98,066
		駒里小中学校	200,379	68,251
		駒里小中学校講堂	3,983	1,085
		桜木小学校講堂	161,943	22,213
55	千歳市	駒里小中学校講堂	144,995	38,997
		桜木小学校	158,150	23,577
		末広小学校	177,483	22,378
		青葉中学校	187,859	23,648
		支笏湖小学校	5,892	1,691
		支笏湖小学校講堂	4,269	1,097
56	千歳市	支笏湖小学校	306,737	84,831
		向陽台小学校	45,701	45,701
57	千歳市	緑小学校	565,192	144,950
58	千歳市	緑小学校	228,640	205,826
		緑小学校講堂	4,569	4,130
		北斗中学校	68,505	68,505
		向陽台小学校講堂	23,029	23,029
59	千歳市	緑小学校講堂	117,486	106,309
		祝梅小学校	27,122	27,122
		北斗中学校講堂	32,692	32,692
	北海道	千歳高校	1,017	1,017
60	千歳市	北斗中学校	18,136	18,136
		向陽台小学校	22,918	22,918
		千歳中学校	16,192	14,570
		千歳小学校	25,750	23,172
		日の出小学校	6,543	5,887
		高台小学校	7,875	7,085
	北海道	千歳高校	38,954	38,954
61	千歳市	向陽台中学校	57,100	57,100
		千歳中学校	151,095	135,980
		千歳小学校	2,389	2,150
		東小学校	7,889	5,915
		北進小中学校	7,915	7,122
		千歳第二小学校	6,465	5,817
		日の出小学校	6,154	5,537
		長都小中学校	8,653	7,786
62	千歳市	向陽台中学校講堂	34,386	34,386
		千歳小学校講堂	95,339	85,801
		日の出小学校	2,102	1,891
		高台小学校	17,248	15,521
		信濃小学校	32,431	29,187
		末広小学校	18,395	16,553
		青葉中学校	29,581	26,620
		千歳中学校講堂	2,042	1,836
		日の出小学校	1,432	1,288
	北海道	千歳高校	4,036	3,632

(「3 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
63	千歳市	長都小中学校	6,296	5,708
		千歳中学校	50,790	45,708
		千歳中学校講堂	11,423	10,280
		日の出小学校	85,541	76,985
		日の出小学校講堂	49,232	44,307
		信濃小学校	2,312	2,257
		北進小中学校	380	380
		千歳小学校講堂	210,024	189,020
		千歳高校	149,569	134,609
元	千歳市	長都小中学校	153,786	140,041
		北進小中学校	22,631	22,631
		北進小中学校講堂	840	840
		向陽台中学校	26,713	26,713
		千歳第二小学校	4,333	3,945
		信濃小学校	84,958	76,458
		信濃小学校講堂	10,047	9,040
		青葉中学校講堂	36,261	32,630
		高台小学校講堂	2,015	1,811
		真町中学校	752	676
		真町中学校講堂	1,168	1,049
		東千歳中学校	708	529
		2	千歳市	千歳第二小学校
千歳第二小学校講堂	113,989			103,881
東小学校講堂	4,936			3,792
向陽台小学校	28,707			28,707
北進小中学校	415			373
北進小中学校講堂	24,604			24,542
高台小学校講堂	57,512			51,753
真町中学校	21,959			19,761
真町中学校講堂	35,797			32,214
東千歳中学校	14,752			11,062
3	千歳市			東小学校講堂
		北進小中学校	10,501	9,450
		北進小中学校講堂	14,968	13,469
		末広小学校	5,685	5,114
		末広小学校講堂	36,335	32,697
		富丘中学校	875	787
		富丘中学校講堂	1,201	1,079
		東千歳中学校講堂	1,104	828
		千歳第二小学校	1,216	1,092
4	千歳市	北陽小学校	1,617	1,617
		千歳第二小学校	31,461	28,311
		富丘中学校	26,789	24,109
		富丘中学校講堂	38,347	34,511
		東千歳中学校講堂	28,392	21,292
		長都小中学校	1,192	1,072
		末広小学校	429	385
		信濃小学校	388	348

(「3 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
5	千歳市	北陽小学校校舎	72,740	72,740
		北陽小学校講堂	979	979
		東千歳中学校校舎	892	892
		長都小中学校校舎	33,030	29,725
		末広小学校校舎	10,584	9,525
		信濃小学校校舎	8,972	8,074
		北進小中学校校舎	1,189	1,069
6	千歳市	北陽小学校	41,760	41,760
		東千歳中学校	21,585	21,585
		日の出小学校	966	966
		東小学校	3,941	2,990
		祝梅小学校	1,265	1,138
		祝梅小学校講堂	582	523
		富丘中学校	755	678
北進小中学校	28,865	25,977		
7	千歳市	日の出小学校	26,960	26,960
		東小学校	2,519	2,519
		祝梅小学校	33,948	30,552
		祝梅小学校講堂	13,650	12,284
		富丘中学校	16,077	14,468
		北栄小学校	1,262	1,135
		北栄小学校講堂	488	439
泉沢小学校	1,806	1,806		
8	千歳市	北栄小学校	39,307	35,375
		北栄小学校講堂	10,749	9,674
		桜木小学校	40,065	36,056
		桜木小学校講堂	15,686	14,571
		泉沢小学校	77,955	77,955
		泉沢小学校講堂	1,253	1,253
9	千歳市	北陽小学校	683	683
		泉沢小学校講堂	41,423	41,423
		千歳第二小学校	1,038	1,038
		駒里小中学校	643	482
		駒里小中学校講堂	549	411
10	千歳市	千歳第二小学校	50,961	50,961
		北陽小学校	22,967	22,967
		駒里小中学校	14,236	10,675
		駒里小中学校講堂	11,606	8,702
		支笏湖小学校	496	371
		支笏湖小学校講堂	364	273
11	千歳市	支笏湖小学校	10,113	7,583
		支笏湖小学校講堂	7,198	5,397
		末広小学校	620	557
		青葉中学校	558	501
12	千歳市	末広小学校	11,267	10,139
		青葉中学校	9,491	8,540
		向陽台小学校校舎	745	558
		向陽台小学校講堂	511	383

(「3 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
13	千歳市	向陽台小学校校舎	17,848	13,385
		向陽台小学校講堂	12,285	9,213
		緑小学校	1,246	1,121
		富丘中学校	9,488	8,537
		青葉中学校	8,612	7,749
		青葉中学校講堂	1,549	1,392
14	千歳市	緑小学校	30,017	27,720
		北斗中学校(設計)	1,458	1,091
		末広小学校(復建)	8,641	7,777
		真町中学校(復建)	8,749	7,871
		千歳第二小学校(増築設計)	512	512
15	千歳市	千歳第二小学校(増築)	214,843	20,477
		北斗中学校(校舎・講堂復温)	36,600	27,447
16	千歳市	祝梅小学校(校舎復温設計)	675	607
		日の出小学校(校舎復温設計)	651	585
17	千歳市	祝梅小学校(校舎復温工事)	13,180	11,861
		日の出小学校(校舎復温工事)	13,256	11,930
18	千歳市	千歳小学校(校舎復温設計)	1,364	1,228
		緑小学校(講堂復温設計)	694	624
		向陽台小学校(校舎復温設計)	630	472
		北陽小学校(校舎復温設計)	595	595
19	千歳市	緑小学校(講堂復温工事)	13,790	12,410
		千歳小学校(校舎復温工事)	49,068	44,160
		向陽台小学校(校舎復温工事)	11,094	8,319
		東小学校(校舎復温設計)	680	442
		北進小中学校(校舎復温設計)	1,054	948
		北陽小学校(増築併行工事)	20,087	20,087
20	千歳市	信濃小学校(校舎復温設計)	1,358	1,221
		千歳中学校(校舎復温設計)	1,468	1,321
		北進小中学校(校舎復温工事)	25,453	22,906
		東小学校(校舎復温工事)	15,587	10,131
21	千歳市	日の出小学校(校舎復温設計)	2,327	2,093
		信濃小学校(校舎復温工事)	46,767	42,089
		千歳中学校(校舎復温工事)	60,554	54,496
22	千歳市	高台小学校(校舎復温設計)	2,322	2,089
		青葉中学校(校舎復温設計)	2,227	2,003
		富丘中学校分離校(校舎・講堂併行設計)	1,343	1,343
		富丘中学校分離校(校舎併行工事)	33,498	33,498
		日の出小学校(校舎復温工事)	45,655	41,089
23	千歳市	高台小学校(校舎復温工事)	48,872	43,983
		青葉中学校(校舎復温工事)	45,031	40,526
		勇舞中学校(校舎・講堂併行工事)	168,889	135,391
		千歳中学校(講堂復温設計・工事)	23,251	20,847
		千歳第二小学校(校舎・講堂復温設計)	1,550	1,393

(H14以降掲載データより、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

4 医療施設騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
37	北海道	千歳病院		45,258
39	北海道	千歳市隔離病院		13,357
47	千歳市	市立病院増築	12,093	9,021
48	千歳市	市立病院増築	231,683	84,748
49	北海道	千歳保健所		2,088
		北栄保健所		11,586
	千歳市	市立病院	1,058,318	237,097
50	千歳市	市立病院	341,279	78,451
52	北海道	千歳保健所	78,365	66,732
55	千歳市	保健相談センター	7,902	3,810
56	千歳市	保健相談センター	96,304	39,897
57	千歳市	保健相談センター	244,009	98,537
元	千歳市	支笏湖診療所	2,492	1,767
2	千歳市	支笏湖診療所	45,441	32,531

(H14以降掲載データより、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

5 保育所等騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
43	千歳市	北栄保育所	19,630	10,414
45	千歳市	真々地保育所	636	560
46	千歳市	真々地保育所	28,510	23,971
		千歳保育所	1,326	1,158
47	千歳市	千歳保育所	49,363	41,361
49	千歳市	北栄保育所	11,664	11,586
50	千歳市	末広保育所	2,474	1,395
51	千歳市	末広保育所	73,010	42,946
52	学校法人	青葉幼稚園	2,886	2,886
53	学校法人	青葉幼稚園	99,113	78,899
		第二メリー幼稚園	7,223	2,971
54	学校法人	第二メリー幼稚園	149,323	70,898
		千歳つくし幼稚園	3,306	1,777
55	学校法人	千歳つくし幼稚園	62,960	56,711
		千歳第二幼稚園	3,209	3,209
56	学校法人	千歳第二幼稚園	118,055	106,247
		千歳わかば幼稚園	2,166	1,962
57	学校法人	千歳わかば幼稚園	68,446	62,236
59	学校法人	くるみ幼稚園	4,446	4,014
60	学校法人	くるみ幼稚園	90,589	85,110
61	学校法人	千歳幼稚園	5,886	5,296
	福祉法人	住吉保育園	3,964	3,566
62	千歳市	真々地保育所(機能復旧)	4,352	3,914
	学校法人	千歳幼稚園	104,606	94,143
	福祉法人	住吉保育園	86,575	77,922
63	千歳市	千歳保育所(機能復旧)	12,009	10,807
3	千歳市	北栄保育所	17,964	16,165
4	千歳市	末広保育所	434	389
	学校法人	メリー幼稚園	391,287	352,268

(「5 保育所等騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
5	千歳市	末広保育所	12,260	11,032
9	学校法人	青葉幼稚園(機能復旧)	15,508	13,953
10	学校法人	千歳つくし幼稚園	593	533
11	学校法人	千歳つくし幼稚園 第二メリー幼稚園	10,080 693	9,124 623
12	学校法人	第二メリー幼稚園 千歳第二幼稚園	10,496 527	9,446 473
13	学校法人	千歳第二幼稚園 千歳わかば幼稚園	10,709 563	9,637 505
15	千歳市	真々地保育所(機能復旧)	376	338
16	千歳市	真々地保育所(復温工事)	7,545	6,790

(H14以降掲載データより、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

6 民生安定施設事業(共同利用施設等)

(単位:千円)

年度	事業名	事業費	補助金
42	東雲会館	26,269	13,000
44	中央公民館	2,670	1,309
45	千歳公民館 消防ポンプ車 北栄プール	102,392 16,960 9,953	49,579 1,590 6,300
46	末広会館	27,110	10,500
47	日の出プール	14,040	7,560
48	北新コミュニティ(北栄会館)	61,408	19,400
49	有線ラジオ放送施設 庁舎建設事業 除雪機械	1,197 437,797 9,360	957 40,923 7,488
50	総合スポーツセンター 庁舎建設事業	25,120 1,687,117	6,280 173,055
51	総合スポーツセンター 消防庁舎 商工業研修施設	158,062 13,481 7,251	72,000 3,042 3,671
52	総合スポーツセンター 消防庁舎 商工業研修施設	898,799 311,387 83,637	216,179 33,531 38,438
53	消防庁舎 商工業研修施設	226,281 167,896	58,471 99,967
54	末広プール 消防施設	49,527 6,960	13,770 3,160
55	行政無線 学習等供用施設(鉄東コミセン) 市民文化センター	5,200 222,271 51,772	3,900 108,500 8,997
56	行政無線 福祉センター 市民文化センター	110,919 151,987 1,525,864	82,431 32,550 104,633
57	行政無線 福祉センター 市民文化センター	119,982 455,222 2,231,291	89,985 80,290 253,020

(「6 「民生安定施設事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
58	公共空地	44,355	29,569
	ごみ処理施設	19,828	9,914
	市民文化センター	1,270,232	160,890
59	公共空地	875,391	583,592
	ごみ処理施設	434,014	217,007
	学習等供用施設(支笏湖市民センター)	5,590	438
60	ごみ処理施設	127,958	63,979
	図書館	21,652	2,682
	学習等供用施設(支笏湖市民センター)	164,305	14,162
	公共空地	848,144	565,427
61	ごみ処理施設	100,384	48,373
	図書館	418,943	43,359
	公共空地	546,858	364,571
	学習等供用施設(祝梅コミセン)	105,842	47,520
62	公共空地その1	290,758	193,837
	公共空地その2	421,648	87,257
	図書館	503,422	43,359
	学習等供用施設(祝梅コミセン)	147,781	87,480
	ごみ処理施設	673,902	336,950
	公園設置(勇舞川)	8,230	5,486
63	ごみ処理施設	618,155	271,842
	ごみ処理施設その2	114,529	50,078
	除雪施設設置	22,570	18,056
	公園設置(勇舞川)	78,782	52,520
元	ごみ処理施設	460,722	202,028
	ごみ処理施設その2	154,216	77,106
	ごみ処理施設その3	73,790	36,893
	学習等供用施設(北桜コミセン)	11,148	4,230
	公園設置(勇舞川)	89,537	59,689
2	消防自動車	48,564	19,106
	学習等供用施設(北桜コミセン)	128,664	45,288
	除雪施設設置	14,059	11,247
	公園設置(勇舞川)	8,015	5,342
	公園設置その2	37,005	24,669
3	学習等供用施設(北桜コミセン)	152,917	91,482
	公園設置(勇舞さわやか)	85,094	47,932
	ごみ処理施設	47,787	23,893
	行政無線	6,173	4,629
	公園設置(ママチ川親水)	13,450	8,966
4	公園設置(勇舞さわやか)	60,196	40,130
	公園設置その2(ママチ川親水)	33,517	16,758
	ごみ処理施設	404,202	191,992
5	公園設置(勇舞さわやか)	64,577	43,049
	公園設置その2(ママチ川親水)	56,196	37,463
	ごみ処理施設	133,511	66,755
	ごみ処理施設その2	161,201	80,599
	ごみ処理施設その3	90,824	45,412

(「6 「民生安定施設事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
6	公園設置(勇舞すこやか)	16,597	11,064
	公園設置その2(ママチ川親水)	75,421	50,280
	公園設置その3(勇舞すこやか)	119,846	59,922
	ごみ処理施設	334,649	158,957
	ごみ処理施設その2	3,118	1,480
7	公園設置(ママチ川親水)	70,082	46,720
	公園設置その2(勇舞すこやか)	127,734	63,867
8	公園設置その1(ママチ川親水)	89,200	44,600
	公園設置その2(ママチ川親水)	12,721	8,480
	公園設置その3(勇舞すこやか)	55,400	27,699
	公園設置その4(勇舞すこやか)	44,794	29,862
	公園設置その5(勇舞すこやか)	24,823	16,548
9	公園設置(ママチ川親水)	59,533	39,702
	公園設置(勇舞すこやか)	92,079	61,386
	消防ポンプ車	30,975	9,148
	まちづくり計画(総合計画策定)	8,358	5,572
	北新コミュニティ(機能復旧)	727	135
10	無線放送施設	34,589	25,940
	緑地設置事業(ママチ川河川緑地)	21,347	14,231
	緑地設置事業(青葉丘緑地)	129,612	86,408
	緑地設置事業その2(青葉丘緑地)	42,369	28,246
	公園設置事業(勇舞すこやか)	251,474	167,649
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	110,253	55,423
	ごみ処理施設(リサイクルセンター)	33,907	16,953
	学習等供用施設(中央コミセン)	178,265	65,800
	北新コミュニティ	13,312	4,413
	まちづくり計画(住民意向調査)	6,080	4,053
まちづくり計画(地図情報のシステム構築)	2,289	1,526	
11	無線放送施設	4,001	3,000
	緑地設置事業(ママチ川河川緑地)	52,341	34,894
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	8,822	5,881
	ごみ処理施設(リサイクルセンター)	313,529	156,764
	ごみ処理施設(ダイオキシン対策)	49,910	24,955
	消防自動車	29,526	9,870
	祝梅デイサービスセンター	16,085	16,085
	祝梅在宅介護支援センター	4,186	4,186
	まちづくり計画(計画策定業務)	6,548	4,365
	まちづくり計画(地図情報のシステム作成)	4,379	2,919
12	無線放送施設	87,953	65,964
	緑地設置事業(ママチ川河川緑地)	27,290	18,193
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	57,554	38,369
	ごみ処理施設(リサイクルセンター)	694,235	347,117
	ごみ処理施設(ダイオキシン対策)	1,186,500	593,250
13	無線放送施設	153,332	114,991
	緑地設置事業(ママチ川河川緑地)	22,890	11,445
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	78,928	52,618
	ごみ処理施設(ダイオキシン対策)	250,000	125,000
	ごみ処理施設(最終処分場整備)	77,349	34,386

〔 6 民生安定施設事業〕の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
14	ママチ川河川公園整備事業	28,500	14,249
	北海道大演習場等周辺まちづくり支援構想策定事業	9,497	8,547
	市民文化センターリニューアル調査事業	30,618	30,618
	消防施設設置助成事業(消防ポンプ自動車1台)	15,753	10,502
	ごみ処理施設設置助成事業(焼却処理場がけ対策)	1,062,500	531,250
	ごみ処理施設設置助成事業(最終処分場等整備事業)	258,962	129,480
15	高規格救急自動車整備事業	26,560	17,676
	除雪トラック購入(10t級、1台)	26,250	21,000
	北海道大演習場等周辺まちづくり支援構想策定事業	18,476	16,628
	ごみ処理施設設置助成事業(廃家電・収集袋等保管施設)	30,450	15,225
	ごみ処理施設設置助成事業(第3浸出水処理施設・最終処分場)	128,542	64,319
	ごみ処理施設設置助成事業(焼却処理場ダイオキシン対策)	80,000	40,000
	ママチ川河川公園整備事業	31,916	21,277
16	焼却処理場がけ対策事業(2号炉改造)	340,000	170,000
	最終処分場整備事業(埋立地、浸出水処理施設工事)	674,503	337,251
	ママチ川河川公園整備事業	127,937	85,291
	大和近隣公園整備事業(実施設計、用地購入等)	85,911	45,616
	C経路まちづくり構想策定事業	7,182	6,463
	防災行政無線整備事業(子局3局、調査設計)	9,238	6,926
	市民文化センターリニューアル事業(基本・実施設計)	22,010	10,810
17	最終処分場整備事業(埋立地、遮水シート布設等)	586,013	293,006
	大和近隣公園整備事業(敷地造成、用地購入等)	167,187	87,093
	高規格救急自動車購入事業(救急車1台、高度救命処置用資機材一式、自動体外式除細動器一式)	27,510	18,075
	市民文化センターリニューアル事業 (建築改修、空調設備改修、電気設備改修等)	670,800	349,550
18	最終処分場整備事業(埋立地遮水シート布設)	163,823	81,911
	大和近隣公園整備事業(敷地造成、施設整備)	94,770	63,180
	C経路まちづくり事業 (防災学習交流センター設計、用地購入等)	451,634	338,720
19	大和近隣公園整備事業 (給水設備、パークゴルフ場等整備)	126,465	84,310
	C経路まちづくり事業 (防災学習交流センター建設、敷地造成、調整池整備等)	488,226	366,168
	除雪車両等購入事業(除雪グレーダ1台)	24,360	17,713
	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池実施設計)	25,688	12,844
	コミュニティ施設防音機能復旧事業(祝梅コミセン設計)	1,290	241
	コミュニティ施設防音機能復旧事業(鉄東コミセン工事)	21,822	7,625
20	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水管実施設計、用地買収等)	198,842	99,421
	C経路まちづくり事業(防災学習交流センター建設、誘導路設計、Cゾーン管理棟設計等)	498,868	374,151
	破碎処理施設整備事業(実施設計、プラント工事等)	125,762	62,880
	水槽付消防ポンプ自動車購入事業	43,050	11,829
21	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池、配水管工事)	489,342	244,671
	C経路まちづくり事業(防災学習交流センター建設 A・Bゾーン敷地造成、Cゾーン管理棟建設等)	550,674	413,005
	破碎処理施設整備事業(プラント工事、建築工事等)	375,498	187,749
	高機能消防指令センター更新事業(本部工事)	78,344	34,914
	スポーツセンターリニューアル事業 (リニューアル調査、耐震診断)	16,956	15,239

〔6 民生安定施設事業〕の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
22	破碎処理施設整備事業（プラント工事、建築工事等）	1,195,485	597,741
	臨空工業団地配水池設置助成事業（配水池、配水管工事）	310,704	155,352
	高機能消防指令センター更新事業（本部工事）	173,278	100,058
	C経路まちづくり事業（Cゾーン管理棟建設、緑地整備等）	193,231	144,922
	コミュニティ施設防音機能復旧事業（北桜コミセン工事）	28,238	7,964
	コミュニティ施設防音機能復旧事業（東雲会館設計・工事）	12,193	3,689
23	破碎処理施設整備事業（プラント工事、電気工事等）	216,680	108,340
	臨空工業団地配水池設置助成事業（配水池、配水管工事）	169,600	84,800
	スポーツセンターリニューアル事業（実施設計等）	9,519	8,197
	図書館改修事業（実施設計）	1,048	393
	（仮称）花園地区コミュニティセンター整備事業	85,357	27,485
	コミュニティ施設防音機能復旧事業（花園コミセン工事）	88,588	3,695

(H14以降掲載データより、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

7 道路舗装・改良・橋梁整備事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
35	千歳市	蘭越線(返還道路)		718
37	千歳市	蘭越線(建設省移替)	20,091	14,925
38	千歳市	蘭越線	12,074	8,955
39	千歳市	支笏湖街道改良(返還道路)	1,004	904
40	千歳市	オルイカ官林道路	24,270	21,504
		美々橋架替	614	551
		新橋架替	14,213	10,316
41	千歳市	新橋道路舗装	23,943	17,844
		駒里第2道路舗装	18,550	18,509
		C経路改良(施設整備費)		11,890
42	千歳市	由仁街道拡張舗装	4,710	3,257
		ママチ橋架替	1,945	1,943
43	千歳市 北海道	由仁街道拡幅舗装	8,990	6,712
		道道千歳由仁線舗装(建設省移替)	20,094	15,075
44	千歳市	由仁街道拡幅舗装	9,905	7,400
		東4線28号外1改良	35,320	35,320
45	千歳市 東郊区画 千歳市 北海道	由仁街道拡幅舗装	8,602	6,417
		東4線28号新設外	148,800	48,800
		救難道路新設	36,857	18,424
		由仁街道舗装嵩上	6,144	4,090
46	千歳市 北海道	根志越橋	1,512	1,512
		由仁街道舗装嵩上	12,493	8,310
47	千歳市 北海道 千歳市	東4線28号新設外1	58,552	58,552
		救難道路新設	36,857	29,484
		根志越橋舗装	32,698	32,698
		東4線28号新設外2	63,173	35,235
48	千歳市 北海道	根志越橋舗装	43,543	36,391
		北自衛隊道路舗装(建設省移替)	14,252	10,689
		東4線28号新設外2改良	57,334	40,250
		市場通舗装(建設省移替)	9,866	7,399
		道道千歳由仁線舗装	4,402	4,402

(「7 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
49	千歳市	市場通舗装(建設省移替)	86,603	64,383
		南28号道路外1舗装	42,400	31,000
		南33号道路外1舗装	10,551	7,875
50	千歳市	市場通舗装(建設省移替)	35,083	26,312
		南28号道路外1舗装	53,936	40,452
		南33号道路外1舗装	14,710	11,032
51	千歳市	南28号道路外1舗装	48,988	36,741
		南33号道路外1舗装	15,980	11,985
		平和通(平和橋)改良(建設省移替)	28,245	22,596
52	千歳市	南28号道路外1舗装	56,048	42,036
		南33号道路外1舗装	18,472	13,854
		平和通(平和橋)その1(建設省移替)	46,055	36,844
		平和通(平和橋)その2(建設省移替)	23,782	19,025
53	千歳市	南28号道路外1舗装	61,128	45,846
		南33号道路舗装	21,258	15,943
		平和通(平和橋)(建設省移替)	26,624	21,314
54	千歳市	南28号道路外1舗装	50,300	37,725
		東大通補修	18,003	12,002
		南33号道路舗装	26,687	20,015
		東10号道路舗装	7,560	6,047
		平和通(平和橋)	39,159	29,369
55	千歳市	南28号道路外1舗装	53,808	40,356
		南33号道路外1舗装	33,375	25,031
		東大通オーバーレイ	29,723	19,815
		東10号道路舗装	41,581	31,186
56	千歳市	南28号道路外2舗装	49,223	43,289
		南33号道路外2舗装	35,900	26,925
		東大通オーバーレイ	14,750	9,833
		東10号道路舗装	95,633	76,507
57	千歳市	南28号道路外2舗装	39,410	39,410
		南33号道路外2舗装	43,820	32,865
		東大通オーバーレイ	34,941	23,294
		東10号道路舗装	42,853	32,140
		東大通道舗装	1,943	1,457
58	千歳市	祝梅根志越線外2舗装	105,974	105,974
		東大通外1舗装	39,744	26,496
		祝梅第2道路改良	7,147	5,716
		30号通(30号橋)改良	13,533	10,824
59	千歳市	祝梅第2道路舗装	46,930	31,286
		祝梅第2道路舗装その2	13,300	9,975
		30号通(30号橋)改良	33,313	26,648
60	千歳市	駒里・柏台線改良	7,150	5,362
		祝梅第2道路改良	28,636	22,908
		協和中央線改良	6,666	4,999
		30号通(30号橋)改良	60,899	48,718
61	千歳市	祝梅第2道路舗装	10,974	8,230
		30号通(30号橋)橋梁	137,830	110,264
		協和中央線	9,324	6,993
		駒里柏台線外1舗装	11,162	8,370

(「7 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
62	千歳市	祝梅第2道路舗装	20,701	15,524
		協和中央線改良舗装	33,968	25,474
		駒里柏台線外1舗装	34,859	26,143
		進入路改良舗装(受託)	23,056	23,056
		30号通(30号橋)舗装	82,403	65,691
63	千歳市	駒里柏台線外1舗装	49,196	36,895
		協和中央線舗装	51,247	38,435
		30号通(30号橋)舗装	44,260	33,193
元	千歳市	C経路舗装(東4線測量設計)	11,933	11,933
		協和中央線舗装 舗装 L=520.0m、W=5.5m 用地購入 11,682.45㎡	61,794	46,343
		駒里柏台線外1舗装 舗装 L=431.4m、W=5.5m	43,919	32,938
		美々泉沢線付替(図上設計)	3,757	3,757
2	千歳市	C経路舗装 東4線工事 L=330.0m、W=11.0m	29,396	26,598
		協和中央線舗装 改良 L=600.3m、W=5.5m 舗装 L=148.45m、W=5.5m	60,663	54,496
		駒里柏台線外1舗装 舗装 L=250.0m、W=5.5m 用地購入 573.8㎡	45,026	33,768
		協和中央線舗装 舗装 L=916.93m、W=5.5m 用地購入 1,485.99㎡	105,525	79,143
		駒里柏台線外1舗装 改良 L=345.0m、W=5.5m 舗装 L=453.0m、W=5.5m C経路補修(東4線調査設計) 東大通舗装(測量調査設計)	61,974 2,116 13,450	46,478 2,116 8,966
4	千歳市	協和中央線舗装 改良 L=510.45m、W=5.5m 舗装 L=510.45m、W=5.5m 排水管布設 L=284.13m	89,526	67,144
		駒里柏台線外1舗装 改良 L=351.07m、W=5.5m 舗装 L=351.07m、W=5.5m	59,360	44,518
		C経路補修 東4線路面調査 L=330.0m	2,411	2,411
		東大通舗装(建設省移替) 物件調査測量、用地購入等	62,916	47,187
		協和中央線舗装 改良 L=427.82m、W=5.5m 舗装 L=220.00m、W=5.5m	76,926	57,692
		駒里柏台線外1舗装 舗装 L=315.15m、W=5.5m C経路補修 東4線路面調査L=330.0m 東大通舗装(建設省移替) 物件調査、用地購入等	50,587 2,734 54,764	37,939 2,734 41,073

(「7 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
6	千歳市	協和中央線舗装 舗装 L=730m、W=5.5m	56,797	42,596
		駒里柏台線外1舗装 舗装 L=345m、W=5.5m	16,531	12,397
		C経路舗装補修 東4線工事 L=300m、W=11m	54,728	48,072
		東大通舗装(建設省移替) 改良 L=120.0m、W=7.5m	54,300	40,725
		舗装 L=120.0m、W=18.5m		
7	千歳市	駒里柏台線外1舗装 改良 L=277.62m、W=5.5m	48,834	36,625
		舗装 L=277.62m、W=5.5m		
		C経路舗装補修 東4線工事 L=284.0m、W=11.0m	75,036	64,159
		南28号工事 L=240.0m、W=4.0m		
		東大通舗装(建設省移替) 舗装 L=125.0m、W=18.5m	51,800	38,850
8	千歳市	駒里柏台線外1改良舗装 改良 L=670.0m、W=5.5m	59,455	44,583
		舗装 L=670.0m、W=5.5m		
		C経路整備事業 東4線工事 L=280.0m、W=11.0m	108,102	89,641
		南28号工事 L=504.0m、W=4.0m		
		東大通舗装(建設省移替) 舗装 L=205.0m、W=18.5m	56,479	39,606
9	千歳市	駒里柏台線外1改良舗装 改良 L=790.0m、W=5.5m	74,451	55,838
		舗装 L=960.0m、W=5.5m		
		C経路整備事業 東4線工事 L=358.0m、W=11.0m	113,035	101,362
		南28号工事 L=904.0m、W=4.0m		
		東大通舗装(建設省移替) 改良 L=129.4m、W=7.5m	57,808	39,624
舗装 L=129.4m、W=7.5m				
10	千歳市	C経路整備事業 南28号 改良舗装工事L=904.0m、W=4.0m 排水工事L=507.0m	245,600	226,871
		東大通改良舗装(建設省移替) 改良 L=260.0m、W=10.5m	74,460	55,845
		舗装 L=520.0m、W=7.5m		
11	千歳市	C経路整備事業 南28号改良舗装工事 L=1068.73m、W=4.0m	119,254	113,119
		東大通改良舗装(建設省移替) 改良 L=275.59m、W=4.0~7.5m	89,108	66,831
		舗装 L=200.0m、W=18.5m		
12	千歳市	C経路改良 東4線工事 L=120.0m、W=11.0m	231,529	225,889
		C経路改良舗装 南28号工事 L=1401.2m、W=4.0m	267,281	254,000
		東大通改良舗装(国土交通省移替) 改良 L=260.0m、W=10.5m	27,496	20,622
		舗装 L=520.0m、W=7.5m		

(「7 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
13	千歳市	C経路改良 測量調査、実施設計等	445,017	435,709
		C経路改良舗装	189,689	178,896
		東4線工事 L=284.1m、W=11.0m		
		東大通改良舗装(国土交通省移替) 改良 L=260.0m、W=5.5~15.0m 舗装 L=260.0m、W=15.0m 函渠 L=19.6m	88,437	66,327
14	千歳市	C経路改良舗装	746,090	711,244
		南28号工事 L=886.7m、W=11.0m 東4線工事 L=139.0m、W=5.5~12.0m 祝梅根志越線予備設計		
		東大通改良舗装L=383.0m、W=20.0m	98,024	73,518
		33号大通(実施設計)	8,890	6,667
15	千歳市	C経路改良舗装	917,851	848,815
		南28号工事 車道L=145.5m、W=11.0m 歩道L=572.9m、W=5.0m		
		東4線工事 L=196.0m、W=11.0		
		33号大通 工事 L=130.0m、W=18.0m	31,935	23,951
16	千歳市	C経路整備事業	804,325	773,967
		南28号工事 L=175.0m、W=3.5m 東4線 用地購入等 祝梅根志越線 第1メムシ橋予備設計		
		33号大通整備事業	53,763	40,321
		工事 L=105.0m、H=1.5~6.0m		
17	千歳市	C経路整備事業	79,729	77,476
		南28号 用地購入 東4線 用地購入 祝梅根志越線 第1メムシ橋設計、第2祝梅橋旧 橋解体設計		
		33号大通整備事業	55,761	41,819
		歩道改良舗装 L=310.7m、W=3.5m 車道レベリング舗装 L=421.8m、W=11.0m		
18	千歳市	C経路整備事業	932,177	893,879
		南28号工事 L=460m、W=11.0m+5.0m 東4線工事 L=280m、W=11.0m+5.0m 祝梅根志越線 L=110m、W=11.0m+3.5m		
19	千歳市	C経路整備事業	438,496	421,572
		東4線工事 L=220m、W=11.0m+5.0m 祝梅根志越線工事 L=880m、W=11.0m+3.5m 東4線、南28号植栽工事		
20	千歳市	C経路整備事業	224,341	216,647
		祝梅根志越線工事 L=731m、W=11.0m+3.5m 南28号調査設計 祝梅根志越線、南28号、東4線石標埋設		
21	千歳市	C経路整備事業	156,135	144,421
		南28号 L=850m、W=11.0m+4.5m×2 祝梅根志越線 L=688m、W=3.5m		
22	千歳市	C経路整備事業	97,167	97,167
		南28号 L=1,074m、W=11.0m		
23	千歳市	C経路整備事業	105,941	105,941
		南28号 路肩整正 L=1,080m、W=11.0m 舗装 L=1,100m、W=11.0m		

8 障害防止事業（河川関係事業）

（単位：千円）

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金	
41	北海道	オルイカ客土	14,378	14,378	
		オルイカ(施設整備費)	530	530	
		ママチ川改修	4,718	4,718	
		遠浅川改修	4,969	4,969	
42	北海道	長都川砂防	24,091	24,091	
		遠浅川改修	21,865	21,865	
43	北海道	勇舞沢砂防工事		10,318	
		遠浅川改修	21,865	19,942	
		ママチ川改修	1,634	1,634	
44	北海道	勇舞川砂防	16,864	16,829	
		苗別川砂防		500	
		ママチ川改修	3,472	3,472	
		勇舞沢排水路	4,291	4,291	
		遠浅川改修	14,399	14,399	
45	北海道	遠浅川改修	15,239	15,184	
	千歳市	ママチ川改修 苗別川水源汚濁防止		53,412 1,999	
46	北海道	遠浅川改修	33,425	33,269	
		ママチ川改修	24,405	24,405	
		勇舞川改修	1,400	1,400	
		千歳市	苗別川水源汚濁防止	54,308	54,308
47	北海道	遠浅川改修	19,946	19,929	
		ママチ川改修	50,000	49,988	
		勇舞沢排水路	27,871	27,843	
		千歳基地排水路	1,984	1,984	
48	北海道	遠浅川改修	21,953	21,953	
		ママチ川改修	123,000	123,000	
		勇舞沢排水路	31,955	31,955	
49	北海道	遠浅川改修	28,346	28,346	
		ママチ川改修		70,590	
		勇舞沢排水路	23,011	23,011	
50	北海道	遠浅川改修	28,878	28,878	
		ママチ川改修	68,670	68,669	
		勇舞沢改修	68,407	68,407	
		千歳市	梅川改修	19,893	19,893
		蘭越排水路	3,789	3,789	
51	北海道	遠浅川改修	53,489	53,489	
		ママチ川改修	79,999	79,999	
		勇舞沢排水路	39,805	39,805	
		千歳市	梅川改修	42,887	42,887
		蘭越排水路	20,321	20,321	
52	北海道	遠浅川改修	19,415	19,415	
		ママチ川改修	84,996	84,996	
		勇舞沢排水路	39,860	39,860	
		千歳市	蘭越排水路	34,708	34,708
		日の出地区排水調査 オルイカ川改修	6,993 3,250	6,993 3,250	

(「8 障害防止事業(河川関係事業)」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
53	北海道	ママチ川改修		89,999
		勇舞沢排水路	44,957	44,957
	千歳市	蘭越排水路	10,223	10,223
		日の出地区排水調査	10,910	10,910
		オルイカ川改修	5,455	5,455
54	北海道	ママチ川改修	119,999	119,999
		勇舞沢排水路	49,960	49,960
	千歳市	オルイカ川改修	6,472	6,472
		メムシ川改修	9,000	9,000
55	北海道	ママチ川改修		119,999
		勇舞沢排水路	73,780	73,780
	千歳市	オルイカ川改修	9,850	9,850
		メムシ川改修	13,200	9,846
56	北海道	ママチ川改修	120,000	120,000
		勇舞沢排水路	98,759	98,759
	千歳市	メムシ川改修	43,920	32,940
57	北海道	ママチ川改修	109,999	109,999
		勇舞沢排水路	69,357	69,357
	千歳市	メムシ川改修	38,356	28,767
58	北海道	ママチ川改修	209,999	209,999
		勇舞川排水路	73,305	73,305
	千歳市	メムシ川改修	3,640	2,730
		メムシ川改修その2	56,139	42,104
		勇舞沢排水路	10,053	10,053
59	北海道	ママチ川改修	199,990	199,990
		メムシ川改修	86,056	64,541
	千歳市	勇舞沢排水路	148,210	148,210
60	千歳市	メムシ川改修	65,602	49,200
		勇舞沢排水路	175,901	175,901
61	千歳市	メムシ川改修	93,960	65,355
		勇舞沢排水路	86,140	68,912
		ホカンカニ川改修	12,187	12,187
		勇舞川砂防	10,714	10,714
62	千歳市	勇舞沢排水路	93,620	74,896
		ホカンカニ川改修	53,500	53,500
		メムシ川改修	5,397	4,047
		勇舞川砂防	5,566	5,566
		北斗地区排水路	6,619	6,619
63	千歳市	勇舞沢排水路	55,795	44,634
		ホカンカニ川改修	72,572	72,572
		勇舞川砂防	7,719	7,719
		北斗地区排水路	23,323	23,323
		遠浅川砂防	18,028	18,028
元	千歳市	勇舞沢排水路	46,886	37,507
		ホカンカニ川改修	35,896	35,896
		北斗地区排水路	7,310	7,310
		勇舞川砂防	133,222	133,222
		遠浅川砂防		7,589

(「8 障害防止事業 (河川関係事業)」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
2	千歳市	勇舞川砂防	99,968	99,968
		遠浅川砂防	53,587	53,587
		勇舞沢排水路	60,891	48,711
		ホカンカニ川改修	59,594	59,594
		北斗地区排水路	94,980	94,980
3	千歳市	勇舞沢排水路	62,231	49,784
		ホカンカニ川改修	39,432	39,432
		勇舞川砂防	144,463	144,463
		遠浅川砂防	50,370	50,370
4	千歳市	ホカンカニ川改修	47,524	47,524
		勇舞川砂防	72,900	72,900
		北斗地区洪水対策	7,873	7,873
		遠浅川砂防	53,333	53,333
		オルイカ川障害防止	10,694	10,694
5	千歳市	ホカンカニ川改修	50,172	50,172
		勇舞川砂防	32,689	32,689
		北斗地区洪水対策	22,053	22,053
		遠浅川砂防	69,035	69,035
		オルイカ川障害防止	17,990	17,990
6	千歳市	ホカンカニ川改修	67,624	67,624
		北斗地区洪水対策(受託事業)	127,879	127,879
		北斗地区洪水対策その2(受託事業)	3,465	3,465
		北斗地区洪水対策その3(受託事業)	35,291	35,291
		オルイカ川障害防止	22,142	22,142
7	千歳市	ホカンカニ川改修	80,208	80,208
		北斗地区洪水対策(受託事業)	86,410	86,410
		オルイカ川障害防止	19,052	18,099
8	千歳市	オルイカ川改修	59,333	56,365
		北斗地区洪水対策(受託事業)	45,653	45,653
		北斗地区洪水対策その2(受託事業)	18,838	18,838
9	千歳市	オルイカ川改修	23,972	22,771
		オルイカ川改修その2	52,237	49,624
10	千歳市	オルイカ川改修	18,914	17,967
		オルイカ川改修その2	51,039	48,486
		オルイカ川改修その3	5,040	4,788
11	千歳市	オルイカ川改修	13,249	12,586
		オルイカ川改修その2	120,663	114,629
12	千歳市	オルイカ川改修	39,904	37,906
		長都川砂防工事(受託事業)	20,463	20,463
13	千歳市	オルイカ川改修	17,998	17,097
		長都川砂防工事(受託事業)	7,842	7,842
14	千歳市	オルイカ川改修工事	30,040	28,537
		長都川砂防対策事業	94,137	94,137
15	千歳市	オルイカ川改修工事	28,050	26,644
		長都川砂防対策事業	96,839	96,839
16	千歳市	オルイカ川洪水防止事業	21,478	20,401
		長都川砂防濁水対策事業	105,724	105,724
17	千歳市	オルイカ川洪水防止事業	35,932	34,131
		長都川砂防濁水対策事業	12,340	12,340
18	千歳市	オルイカ川洪水防止事業	68,797	65,356
		長都川砂防濁水対策事業	66,286	66,286

9 障害防止事業（急傾斜地対策受託事業）

（単位：千円）

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
22	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業	58,746	58,746
23	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業	90,183	90,183

10 農耕阻害補償等

（単位：人、円）

年度	地区名	被害対象者	補償額	被害の原因
35	根志越	613	2,274,379	米軍1、2、3基地からの汚水被害
41	中央	15	1,771,824	ママチ川汚濁による水稻減収
42	青葉丘	9	6,652	航空機騒音による農耕被害
43	青葉丘	9	12,734	〃
44	青葉丘	9	16,134	〃
45	青葉丘	8	21,865	〃
46	青葉丘	8	26,204	〃
46	C経路沿線	28	3,260,323	砂塵による農業被害に対する見舞金
47	青葉丘	7	13,576	航空機騒音による農耕被害
48	青葉丘	3	9,767	〃

11 農業用施設・水道施設設置事業

（単位：千円）

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
44	開拓農協	農業用施設(養鶏)	55,807	37,201
45	開拓農協	農業用施設(養鶏・機械)	48,037	32,021
46	開拓農協 千歳市	農協用施設(養鶏・機械)	69,318	46,210
		長都・釜加地区水道	5,521	3,282
		駒里専用水道	17,308	9,818
47	千歳市 開拓農協	長都・釜加地区水道	41,331	24,800
		駒里専用水道	65,797	55,297
		農業用施設(養豚・機械)	25,799	17,198
48	千歳市 開拓農協	長都・釜加地区水道	32,276	19,007
		農業用施設(養豚・機械)	41,256	27,502
49	千歳市	長都・釜加地区水道	30,628	17,845
		農業用施設(機械)	49,361	32,900
50	千歳市	農業用施設(牛乳冷却施設)	46,181	30,786
		農業用施設(機械)	54,196	35,895
		長都・釜加地区水道	51,809	31,084
51	千歳市	農業用施設(牛乳冷却施設)	28,249	18,832
		農業用施設(機械)	37,625	25,004
52	千歳市	農業用施設(機械)	36,196	24,130
53	千歳市	農業用施設(機械)	52,239	34,420
		農業用施設(農民研修施設)	2,522	1,350
		水道設置	45,021	27,011
54	千歳市	農業用施設(機械)	44,163	29,441
		農業用施設(育苗施設)	63,088	42,058
		農業用施設(農民研修施設)	101,405	43,650
		水道設置	84,547	50,727
55	千歳市	農業用施設(集出荷施設)	2,310	1,540
		水道設置	82,315	49,388
56	千歳市	農業用施設(集出荷施設)	118,267	78,844
		農業用施設(真空冷却施設)	35,200	23,466

(「11 農業用施設・水道施設設置事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
57	千歳市	水道設置	9,100	5,460
58	千歳市	水道設置	133,404	80,042
59	千歳市	水道設置	135,713	81,426
60	千歳市	水道設置	55,480	33,287
		内別川水道施設	73,077	73,077
61	千歳市	内別川水道施設	111,360	111,360
62	千歳市	内別川水道施設	34,040	34,040
63	千歳市	内別川水道施設	23,250	23,250
14	千歳市	内別川水道施設	7,297	7,297
15	千歳市	内別川水道施設	48,307	48,307
16	千歳市	内別川水道施設	229,443	229,443
23	千歳市	内別川水道施設	30,631	30,631

12 テレビ共同受信施設設置事業

(単位：千円)

年度	実績	事業費	補助金
49	新設 74台	3,445	3,445
50	新設 190台	8,957	8,957
51	新設 293台	14,227	14,227
	新設 300台	14,439	14,439
52	新設 773台	38,629	38,629
	新設 348台	15,054	15,054
53	新設 1,393台	74,262	74,262
54	新設 1,709台	124,113	124,113
55	実施計画	2,420	2,420
	新設 1,289台	101,110	101,110
56	実施計画	2,000	2,000
	新設 995台	83,259	83,259
57	実施計画	2,570	2,570
	新設 1,328台	107,209	107,209
58	実施計画	2,400	2,400
	新設 1,000台	100,639	100,639
59	実施計画	4,230	4,230
	増幅器 44台、保安器 872台	102,777	102,777
60	実施計画	5,000	5,000
	新設 992台、更新 221台	107,586	107,586
61	実施計画	4,350	4,350
	新設 752台、更新 521台	118,420	118,420
62	実施計画	1,470	1,470
	新設 742台、更新 891台	120,054	120,054
63	実施計画	4,500	4,500
	新設 637台、更新 798台	115,217	115,217
元	実施計画	4,220	4,220
	新設 1,010台、更新 519台	119,543	119,543
2	実施計画	4,838	4,838
	新設 663台、更新 645台	124,297	124,297
3	実施計画	4,632	4,632
	新設 551台、更新 998台	126,870	126,870
4	実施計画	4,735	4,735
	新設 683台、更新 567台	147,661	147,661

(「12 テレビ共同受信施設設置事業」の続き)

年度	実績	事業費	補助金
5	実施計画 新設 24台、更新 961台	2,881 98,076	2,881 98,076
6	実施計画 新設 828台	1,821 88,144	1,821 88,144
7	実施計画 新設 29台、更新 794台	2,366 90,482	2,366 90,482
8	実施計画 新設 21台、更新 889台	3,499 101,176	3,499 101,176
9	実施計画 新設 1,164台	3,227 111,049	3,227 111,049
10	実施計画 新設 928台	8,480 96,054	8,480 96,054
11	実施計画 新設 541台、受信点設置	3,945 99,779	3,945 99,779
12	実施計画 新設 1,067台	2,467 107,859	2,467 107,859
13	実施計画 新設 767台、再更新 228台	3,549 99,086	3,549 99,086
14	実施設計等 更新 544戸、再更新 322戸	12,456 90,163	12,456 90,163
15	実施設計等 更新 608戸、再更新 295戸	12,878 91,770	12,878 91,770
16	実施設計等 更新 37戸、再更新 891戸	17,119 110,407	17,119 110,407
17	実施設計等 再更新 743戸	11,940 91,245	11,940 91,245
18	実施設計等 再更新 583戸	11,497 67,452	11,497 67,452
19	実施設計等 更新 21戸、再更新 773戸	10,554 88,732	10,554 88,732
20	再更新 17戸	3,254	3,254
21	実施設計等 再更新 361戸、ミッドバンド受信装置設置	8,810 77,331	8,810 77,331
22	実施設計等 再更新 1,640戸	15,756 194,513	15,756 194,513
23	実施設計等 再々更新 36戸	23,248 4,534	23,248 4,534
合計		3,682,732	3,682,732

13 騒音用電話機設置事業

(単位：千円)

年度	事業主体	台数	事業費	補助金
46	日本電信電話公社	100	500	500
47	日本電信電話公社	520	2,600	2,600
48	日本電信電話公社	510	2,550	2,550
49	日本電信電話公社	1,800	9,000	9,000
50	日本電信電話公社	3,780	18,690	18,690
51	日本電信電話公社	3,290	16,256	16,256
52	日本電信電話公社	1,400	6,962	6,962
53	日本電信電話公社	600	2,987	2,987

(「13 騒音用電話機設置事業」の続き)

年度	事業主体	台数	事業費	補助金
54	日本電信電話公社	363	1,802	1,802

14 住宅防音工事

(1) 住宅防音工事の実施状況

(世帯数…単位：戸
金額…単位：百万円)

年度	防音工事		機能復旧工事			
			空気調和機器		防音建具	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
49	8	10				
50	135	185				
51	408	602				
52	835	1,257				
53	1,846	2,601				
54	2,009	2,893				
55	1,263	2,202				
56	998	1,792				
57	1,134	1,847				
58	656	936				
59	412	752				
60	561	1,078				
61	645	1,135				
62	782	1,331				
63	669	1,292				
元	643	1,400	48	10		
2	764	1,897	171	26		
3	928	2,178	149	28		
4	789	2,032	183	26		
5	589	1,374	237	37		
6	570	1,143	154	25		
7	379	758	138	25		
8	315	670	133	25		
9	326	501	113	20		
10	246	438	309	62		
11	208	615	467	103		
12	152	423	518	90	2	1
13	266	693	413	82	17	19
14	177	517	455	80	68	126
15	128	559	482	90	188	334
16	107	532	399	88	137	295
17	102	494	498	129	170	407
18	114	489	398	89	225	525
19	96	531	284	57	616	1,392
20	131	569	200	55	973	2,286
21	286	1,418	162	51	493	1,096
22	53	273	533	164	509	1,194
23	80	333	308	92	211	485
合計	19,810	39,750	6,752	1,454	3,609	8,160

(2) 住宅防音工事の種類

ア 一挙防音工事

初めて行う住宅防音工事で、5居室を限度として、世帯人員+1居室までを対象として行います。

(※平成19年度から新たに住宅防音工事の助成を希望する居室に暖房機が設置されている場合、当該居室への暖房機の補助はありません。)

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

イ 追加防音工事

従前の新規防音工事※を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事で、5居室を限度として、新規防音工事を実施した居室を除いた居室数以内の居室を対象として行います。

※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。

ウ 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅等を対象として、世帯人員に1を加えた居室数の範囲内で行う住宅防音工事です。

エ 外郭防音工事

住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。

オ 空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事で設置した空気調和機器（換気設備、暖房機）が、設置後10年以上経過し、現在故障している場合に対象となります。

カ 防音建具機能復旧工事

防音工事により外部開口部に設置した防音建具が、その機能の全部又は一部を保持していない場合、その機能を復旧する工事です。

15 テレビ・ラジオ受信料補助の状況

昭和57年に（財）防衛施設周辺整備協会が「放送受信障害対策助成金」として、受信料の半額を視聴者に助成する制度が設けられました。

昭和39年よりNHKが、日本放送協会放送受信料免除規準の中で、「基地周辺受信者」に対して、受信料を半額免除する措置をとっていましたが、この制度により、基地周辺受信区域内の半額免除相当額を、同協会が国に「放送受信障害対策助成金」として補助請求を行い、NHKに対して支払うようになっています。その後、平成18年4月には、（財）防衛施設周辺整備協会による助成措置が廃止され、国から直接補助金が交付されています。（NHKに諸手続の代行を委任した場合を除く。）

（単位：千円）

年 度	テレビ受信契約台数			ラジオ受 信契約数	テレビ補助台数			ラジオ補 助台数	補助額
	白黒	カラー	合計		白黒	カラー	合計		
39	9,242		9,242	694	8,275		8,275	330	16,580
40	9,662		9,662	1,164	9,301		9,301	162	18,510
41	11,047		11,047	1,191	9,918		9,918	162	19,730
42	11,714		11,714	529	10,499		10,499	162	20,890
43	11,284	1,089	12,373		10,200	1,027	11,227		22,140
44	9,782	2,526	12,308		9,054	2,424	11,478		23,880
45	8,071	5,119	13,190		7,206	4,849	12,055		27,150
46	5,632	8,052	13,684		4,919	7,606	12,525		30,520
47	3,715	10,432	14,147		3,111	9,858	12,969		33,380
48	2,400	11,800	14,200		1,900	11,400	13,300		35,400
49	1,519	13,010	14,529		1,347	12,379	13,726		39,200
50	1,046	13,763	14,809		912	13,062	13,974		40,400
51	1,090	14,219	15,309		850	13,370	14,220		53,483
52	822	15,082	15,904		570	14,040	14,610		58,291
53	702	15,588	16,290		840	14,350	15,190		59,936
54	637	15,833	16,470		430	15,100	15,530		62,478
55	563	16,723	17,280		340	15,220	15,560		76,896
56	520	17,241	17,760		300	15,860	16,160		89,273
57	299	17,487	17,786		233	15,837	16,070		78,340
58	258	18,069	18,327		192	16,272	16,464		83,624
59	260	18,991	19,251		168	16,501	16,669		97,883
60	236	19,845	20,081		158	16,970	17,128		99,284
61									101,470
62									103,500
63									106,500
元									112,500
2									143,500
3									148,500
4									148,300
5									153,060
6									156,000
7									158,000
8									160,274
9									166,539

(「15 テレビ・ラジオ受信料補助の状況」の続き)

年 度	テレビ受信契約台数			ラジオ受 信契約数	テレビ補助台数			ラジオ補 助台数	補助額
	白黒	カラー	合計		白黒	カラー	合計		
10									170,322
11									171,698
12									173,075
13									176,538
14									180,394
15									182,329
16									173,708
17									158,927
18									134,393
19									162,051
20									153,038
21									160,458
22									165,512
23									167,463

※台数、金額ともに参考資料

16 防音事業関連維持費助成事業

(単位:千円)

年度	対象施設	事業費	補助金
50	千歳小学校 外15施設	14,784	7,096
51	千歳小学校 外19施設	16,232	5,666
53	千歳小学校 外21施設	22,769	7,575
54	千歳小学校 外21施設 青葉幼稚園	24,080 269	7,951 85
55	千歳小学校 外22施設 私立幼稚園等2施設	33,470 797	10,214 199
56	千歳小学校 外22施設 私立幼稚園等3施設	38,756 652	12,172 432
57	千歳小学校 外23施設 私立幼稚園等4施設	44,464 813	12,374 524
58	千歳小学校 外24施設 私立幼稚園等5施設	45,463 924	13,683 587
59	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等5施設	55,776 986	14,652 621
60	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等5施設	56,669 954	14,618 611
61	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等6施設	54,995 1,263	14,183 814
62	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等6施設	57,906 1,202	14,648 763
63	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	56,529 1,421	14,081 861
元	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	54,875 1,439	13,987 861
2	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	52,007 1,446	12,906 824
3	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	55,556 1,534	13,507 790
4	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等6施設	18,521 954	12,234 614
5	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	17,562 1,388	11,599 875
6	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,186 1,376	12,543 892
7	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,548 1,354	12,536 858
8	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,284 1,262	12,211 818
9	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,369 1,485	14,121 947
10	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	19,178 1,455	12,640 938
11	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	20,639 1,488	13,494 961
12	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,286 1,470	14,027 945
13	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,126 1,458	13,968 944

(「16 防音事業関連維持費」の続き)

年度	対象施設	事業費	補助金
14	千歳小学校 外27施設	20,545	13,499
15	千歳小学校 外27施設	20,000	13,211
16	千歳小学校 外27施設	20,033	13,235
17	千歳小学校 外26施設	16,940	11,199
18	千歳小学校 外26施設	18,628	12,029
19	千歳中学校 外26施設	17,857	10,938
20	千歳中学校 外24施設	18,249	11,260
21	千歳中学校 外24施設	16,678	10,296
22	千歳中学校 外24施設	17,288	10,656
23	千歳中学校 外24施設	16,008	9,927

(H14以降掲載データより、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

17 千歳飛行場周辺移転措置事業

(1) 土地買収状況

(単位：m²、千円)

年度	自由移転		集団移転		合計	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
39	764	1,156			764	1,156
45	37,786	100,253			37,786	100,253
46	42,761	108,662			42,761	108,662
47	25,730	101,158			25,730	101,158
48	24,022	189,237			24,022	189,237
49	39,833	400,827			39,833	400,827
50	71,010	173,154			71,010	173,154
51	43,102	146,962			43,102	146,962
52	39,714	168,931			39,714	168,931
53	31,833	220,045			31,833	220,045
54	16,530	156,317			16,530	156,317
55	13,561	148,665			13,561	148,665
56	17,629	274,857			17,629	274,857
57	34,017	441,395			34,017	441,395
58	21,565	287,548	23,549	321,220	45,114	608,768
59	31,873	521,441	10,295	197,730	42,168	719,171
60	21,962	360,525	3,706	73,403	25,668	433,928
61	25,042	405,555	5,205	147,453	30,247	553,008
62	18,851	389,012	2,387	42,518	21,238	431,530
63	18,377	424,127			18,377	424,127
元	15,332	367,497	653	16,636	15,985	384,133
2	9,327	265,240			9,327	265,240
3	11,292	703,766	1,706	47,017	12,998	750,783
4	2,760	105,794	1,543	69,221	4,303	175,015
5	498	34,774	2,861	126,463	3,359	161,237
6	1,993	84,240	2,857	155,400	4,850	239,640
7	1,678	75,600	3,200	129,470	4,878	205,070
8	4,714	222,902			4,714	222,902
9	5,572	235,444			5,572	235,444
10	3,609	125,888			3,609	125,888
11	8,011	256,312			8,011	256,312

〔(1) 土地買収状況〕の続き)

年度	自由移転		集団移転		合計	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
12	5,288	207,373			5,288	207,373
13	6,717	243,495			6,717	243,495
14	8,190	306,014			8,190	306,014
15	7,356	205,470			7,356	205,470
16	6,751	189,460			6,751	189,460
17	6,288	169,009			6,288	169,009
18	4,835	145,168			4,835	145,168
19	3,499	112,596			3,499	112,596
20	2,617	93,702			2,617	93,702
21	8,419	224,017			8,419	224,017
22	3,579	114,687			3,579	114,687
23	15,651	297,270			15,651	297,270
合計	719,938	9,805,545	57,962	1,326,531	777,900	11,132,076

(2) 家屋補償の状況、移転補償費の合計額

(単位:千円)

年度	自由移転		集団移転		計		移転補償合計額 (1) + (2)
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	
39	6	2,667			6	2,667	3,823
45	6	8,533			6	8,533	108,786
46	10	14,623			10	14,623	123,285
47	21	157,868			21	157,868	259,026
48	15	251,300			15	251,300	440,537
49	18	138,526			18	138,526	539,353
50	17	116,631			17	116,631	289,785
51	25	132,002			25	132,002	278,964
52	19	127,243			19	127,243	296,174
53	28	137,231			28	137,231	357,276
54	39	209,153			39	209,153	365,470
55	40	278,645			40	278,645	427,310
56	50	404,508			50	404,508	679,365
57	54	465,156			54	465,156	906,551
58	32	225,930	56	572,462	88	798,392	1,407,160
59	39	240,302	68	612,887	107	853,189	1,572,360
60	74	387,362	18	166,978	92	554,340	988,268
61	41	275,203	26	260,155	67	535,358	1,088,366
62	79	490,419	11	82,037	90	572,456	1,003,986
63	74	505,445			74	505,445	929,572
元	74	457,934	8	56,207	82	514,141	898,274
2	26	235,530			26	235,530	500,770
3	7	524,636	8	109,289	15	633,925	1,384,708
4	6	60,086	6	73,698	12	133,784	308,799
5	1	10,127	16	235,559	17	245,686	406,923
6	1	6,560	20	254,920	21	261,480	501,120
7	5	52,840	13	205,310	18	258,150	463,220
8	18	183,338			18	183,338	406,240
9	8	116,073			8	116,073	351,517
10	2	553,232			2	553,232	679,120
11	5	86,597			5	86,597	342,909

〔(2) 家屋補償の状況、移転補償費の合計額〕の続き)

年度	自由移転		集団移転		計		移転補償合計額 (1) + (2)
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	
12	5	67,448			5	67,448	274,821
13	6	66,951			6	66,951	310,446
14	16	98,908			16	98,908	404,922
15	6	131,905			6	131,905	337,375
16	8	85,744			8	85,744	275,204
17	6	32,767			6	32,767	201,776
18	7	51,273			7	51,273	196,441
19	5	61,621			5	61,621	174,217
20	3	61,722			3	61,722	155,424
21	8	84,959			8	84,959	308,976
22	3	38,717			3	38,717	153,404
23	55	231,450			55	231,450	528,720
合計	968	7,869,165	250	2,629,502	1,218	10,498,667	21,630,743

※家屋の複数所有者についても各戸数で記載

(3) 移転先地の造成状況

(単位：㎡、千円)

年度	造成面積	区画数	事業費	補助金額
57	31,150	54	449,550	271,048
58	32,891	65	424,477	201,824
60	15,576	33	230,417	84,955
63	設 計		7,672	4,341
元	10,821	23	211,892	160,298
5	26,286	65	84,054	84,054
合計	116,724	240	1,408,062	806,520

事業概要：用地買収、上下水道、ガス、道路、公園工事

18 移転跡地使用許可状況（環境整備法第7条第1項関連）

使用目的（施設名）	住所	面積（㎡）	立木竹（㎡）
スポーツ広場（住吉ソフトボール場）	住吉1丁目3-1,2,3	19,082.34	21.438
スポーツ広場（あずまソフトボール場）	青葉2丁目5-23	6,092.59	
スポーツ広場（清水町スポーツ広場）	清水町6丁目24-1	3,642.60	4.603
交通安全教育施設（交通公園）	花園1丁目27,28	20,625.08	40.568
児童遊園広場（朝日町青空広場）	朝日町8丁目1206-94	339.37	
児童遊園広場（青葉遊園広場）	青葉2丁目3-68,98,99	1,191.26	0.450
多目的広場（アンカレジパーク）	青葉丘2018-41ほか72筆	43,583.98	36.285
多目的広場（アンカレジパーク駐車場）	青葉丘1461-87,91	1,873.00	0.630
街区案内板敷地（あずまソフトボール場）	青葉2丁目5-23	0.45	
花壇敷地	東雲町5丁目18-9ほか4筆	825.32	0.310
花壇敷地	住吉2丁目7-14ほか2筆	495.35	
花壇敷地	住吉4丁目1-17ほか3筆	777.09	0.830
花壇敷地	青葉4丁目1-47ほか5筆	877.59	0.290
花壇敷地	青葉4丁目2-6の内	211.52	0.010
再生資源回収施設	東雲町5丁目34の内	14.25	
再生資源回収施設	住吉4丁目1-32の内	13.00	
再生資源回収施設	青葉7丁目4-19ほか3筆の内	45.26	
多目的公園（鉄東広場）	住吉5丁目2-1,9,11,12,13	10,743.66	10.540

(「18 移転跡地使用許可状況（環境整備法第7条第1項関連）の続き）

使用目的（施設名）	住所	面積（㎡）	立木竹（㎡）
多目的公園（青葉ふれあい広場）	青葉3丁目10-2、26、30、31、32	2,128.80	1.090
多目的公園（青葉丘ふれあい広場）	青葉8丁目2018-4、2018-6～11	1,653.05	0.663
多目的公園（日の出丘東ふれあい広場）	日の出丘2019-131	588.99	1.430
多目的公園（青葉6丁目ふれあい広場）	青葉6丁目942-86～91	1,610.86	8.210
多目的公園（住吉4丁目ふれあい広場）	住吉4丁目8-2、5、61、63、64	2,051.10	0.750

19 特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省所管）

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条に基づき、特定防衛施設が所在する特定防衛施設関連市町村に対して、公共用の施設の整備を行うための費用として交付されるものです。

（単位：千円）

年度	全国		全道		千歳市		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	全道比
49	504,000		44,015		17,663		
50	3,008,000	496.8	309,800	603.8	94,754	436.5	40.1
51	5,013,000	66.7	486,446	57.0	166,872	76.1	34.3
52	6,516,000	30.0	587,059	20.7	191,558	14.8	32.6
53	8,019,000	23.1	767,072	30.7	217,941	13.8	28.4
54	9,521,000	18.7	784,446	2.3	243,162	11.6	31.0
55	10,123,000	6.3	896,912	14.3	258,354	6.2	28.8
56	10,675,000	5.4	986,530	10.0	281,122	8.8	28.5
57	10,675,000	0.0	1,070,314	8.5	316,853	12.7	29.6
58	10,672,000	0.0	1,066,553	△0.4	317,204	0.1	29.7
59	10,672,000	0.0	1,105,430	3.6	309,442	△2.4	28.0
60	10,672,000	0.0	1,109,703	0.4	319,490	3.2	28.8
61	10,672,000	0.0	1,132,138	△2.0	321,967	0.8	28.4
62	10,672,000	0.0	1,140,051	0.7	322,752	0.2	28.3
63	10,672,000	0.0	1,117,791	△2.0	323,311	0.2	28.9
元	11,174,000	4.7	1,115,475	△0.2	324,068	0.2	29.1
2	11,150,000	△0.2	1,108,108	△0.7	325,347	0.4	29.4
3	11,150,000	0.0	1,091,919	△1.5	324,198	△0.3	29.7
4	11,676,000	4.7	1,260,759	15.5	378,434	16.7	30.0
5	11,676,000	0.0	1,261,616	0.1	378,633	0.1	30.0
6	11,676,000	0.0	1,226,590	△2.8	378,732	0.0	30.9
7	12,027,000	3.0	1,247,698	1.7	398,328	5.2	31.9
8	12,027,000	0.0	1,303,507	4.5	411,870	3.4	31.6
9	12,027,000	0.0	1,253,995	△3.8	405,088	△1.6	32.3
10	12,528,000	4.2	1,296,103	3.4	405,132	0.0	31.3
11	12,528,000	0.0	1,296,084	0.0	426,625	5.3	32.9
12	12,528,000	0.0	1,372,858	5.9	420,445	△1.4	30.6
13	13,029,000	4.0	1,410,575	2.7	438,050	4.2	31.1
14	13,029,000	0.0	1,432,991	1.6	445,484	1.7	31.1
15	13,031,000	0.0	1,443,098	0.7	448,196	0.6	31.1
16	13,532,000	3.8	1,493,634	3.5	468,389	4.5	31.4
17	13,532,000	0.0	1,488,621	△0.3	475,111	1.4	31.9
18	13,532,000	0.0	1,473,641	△1.0	477,871	0.6	32.4

(「19 特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省所管）の続き）

年度	全国		全道		千歳市		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	全道比
19	13,599,000	0.5	1,516,924	2.9	545,969	14.2	36.0
20	13,599,000	0.0	1,477,776	△2.5	514,267	△5.8	34.8
21	13,599,000	0.0	1,490,790	0.9	519,773	1.1	34.9
22	13,900,000	2.2	1,601,360	7.4	604,016	16.2	37.7
23	19,460,000	40.0	2,151,595	34.4	864,288	43.1	40.2
合計	424,095,000	-	44,419,977	-	14,080,759	-	-

20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	補助金
49	50年度へ繰り越し		17,663
50	朝日町道路舗装（49年度繰越分）	17,736	17,663
	青葉丘1号道路外舗装	64,767	64,754
	51年度へ繰越		30,000
51	塵芥収集車購入	8,200	8,200
	汚泥給排水車購入	5,300	5,300
	東6号道路外舗装	44,078	44,074
	青葉排水路	5,600	5,600
	末広東地区下水道	27,568	27,568
	南17号道路外舗装	42,634	42,633
	除雪車購入	24,490	24,490
	水槽車購入	12,000	12,000
	塵芥収集車購入	12,900	12,900
	街路樹植栽	1,414	1,414
	TV放送施設	580	580
	橋梁拡幅	3,797	3,797
	交通標識設置	1,316	1,316
		52年度へ繰越	
52	労働センター	59,422	57,000
	北進通外3歩道舗装	10,887	10,872
	日の出大踊外2歩道舗装	7,017	7,000
	南16号道路舗装	10,296	10,174
	交通安全教育施設	6,148	6,040
	南13号道路外13舗装	53,446	53,433
	南8線道路改良	30,789	30,753
	除雪車購入	7,500	7,500
	公衆便所設置	1,000	1,000
	研修センター食品庫	2,400	2,400
	市営プール更衣室増築	2,500	2,500
	給食運搬車購入	2,370	2,370
	街路樹植栽	2,750	2,749
	フェンス設置	527	527
	寿の家住吉会館	6,700	4,240
53	30号道路外7舗装	43,870	43,870
	ショベルドーザー購入	14,400	14,400
	下水道（末広、新富、高台地区）	20,286	20,000
	交通安全教育施設	18,385	18,300
	街路樹植栽	10,300	10,300
	住吉南5号道路舗装	5,294	5,288
	東10号線外9改良	82,141	81,833

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
53	塵芥収集車購入	11,430	11,400
	フェンス設置	1,436	1,400
	公衆便所設置	3,050	3,000
	道路標識設置	3,495	3,150
	寿の家錦町会館	8,085	5,000
54	住吉通外9舗装	36,061	36,000
	32号通外4舗装	42,096	42,000
	下水道整備(北栄地区)	105,075	100,000
	住吉集会所	24,750	20,000
	仲の橋通外7舗装	42,299	42,000
	ごみ収集車購入	5,880	3,162
55	下水道(新富地区)	105,560	100,000
	北新通舗装	35,600	35,600
	鉄北通外4舗装	63,760	63,760
	上長都橋架換(工事)	29,120	29,120
	上長都橋架換(実施設計)	4,600	4,600
	除雪車購入	8,550	8,000
	塵芥収集車購入	5,990	5,500
	福祉バス購入	5,880	5,000
	救急車購入	4,000	4,000
	環境測定車購入	1,475	1,274
	野犬掃討車購入	1,650	1,500
56	仲の橋通外1舗装補修	30,200	30,200
	市場通外1舗装	30,439	30,300
	新富地区下水道	105,599	90,000
	塵芥収集車購入	6,528	5,682
	信濃地区下水道	126,968	110,000
	寿の家幌加会館	12,000	10,000
	道路パトロール車購入	2,490	2,490
	交通安全指導車購入	2,520	2,450
57	寿の家東丘会館	14,200	10,000
	北斗1下水道	115,784	110,000
	北斗2下水道	39,881	36,000
	ひばりヶ丘下水道	114,491	104,000
	富士3下水道	24,886	21,000
	塵芥収集車購入	6,579	5,853
	塵芥収集車購入	10,279	10,000
	東千歳プール新設	21,050	20,000
58	東4線長都橋整備(工事)	40,400	40,400
	東4線長都橋整備(実施設計)	2,680	2,680
	川南通り外舗装補修	17,200	17,200
	東3線道路改良	20,480	19,720
	北斗4下水道	104,582	91,300
	北斗1・3下水道	108,672	90,500
	富士4下水道	53,469	43,200
	川南通り排水路	13,500	12,204
59	北斗、富士舗装復旧	33,740	30,500
	富丘1下水道	27,854	25,000
	富士4、桂木下水道	84,544	62,400
	桂木3、住吉1、青葉3・5下水道	101,245	82,100
	市場通舗装	50,700	50,100

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
59	東3線道路改良	15,400	15,000
	塵芥収集車購入	6,880	6,880
	根志越地区排水路	34,000	32,562
	新橋通舗装	5,800	4,900
60	東3線道路改良	6,100	6,000
	南13号道路舗装	34,600	33,800
	東4線道路照明灯設置	12,500	10,500
	塵芥収集車購入	14,000	13,800
	東6線道路舗装	14,800	14,390
	青葉6下水道	34,761	29,000
	日の出丘下水道	46,416	44,500
	桂木5・6下水道	80,349	72,000
	住吉3・5下水道	26,847	20,000
	塵芥収集車購入	15,100	14,680
	住吉5、青葉2・3、東郊1下水道	44,598	41,500
	根志越地区排水路	11,300	11,000
	工業団地緩衝緑地整備	9,040	8,320
61	除雪車購入	22,895	22,895
	救急車購入	6,099	6,000
	東10線道路舗装	24,100	23,500
	東11線道路舗装(改良)	12,300	11,800
	32号通外1舗装	35,500	35,000
	末広大通照明灯設置	8,200	7,800
	南11号道路舗装	8,300	7,900
	住吉5下水道	31,331	28,000
	日の出5その1外5下水道	187,657	175,000
	青葉5下水道	2,930	1,902
	給食運搬車購入	2,185	2,170
62	塵芥収集車購入	15,100	15,000
	東11線道路舗装	21,600	21,400
	除雪車購入	9,745	9,745
	青葉5外2下水道	25,888	23,000
	住吉5下水道	31,188	28,000
	青葉6下水道	24,198	22,000
	自由ヶ丘1・2下水道	31,080	27,000
	自由ヶ丘4・5下水道	30,870	26,000
	桜木5下水道	22,130	19,000
	自由ヶ丘2下水道	28,820	25,700
	自由ヶ丘3下水道	33,170	29,400
	自由ヶ丘3外2下水道	28,070	24,400
	桜木1外1下水道	20,860	18,300
	給食運搬車購入	2,140	2,140
	桜木4下水道	35,660	31,667

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
63	東11線道路舗装	5,500	5,400
	塵芥収集車購入	7,800	7,700
	自由ヶ丘3・4下水道	14,710	13,000
	自由ヶ丘3・6下水道	14,750	13,000
	自由ヶ丘6下水道	15,770	14,000
	桜木1・4・5下水道	11,240	10,000
	長都駅前下水道その1	30,910	28,000
	梅ヶ丘1下水道その1	12,080	10,400
	梅ヶ丘1下水道その2	10,140	9,300
	長都駅前下水道その2	23,090	20,200
	長都駅前下水道その3	18,460	17,000
	長都駅前下水道その4	19,160	17,100
	寿1・2下水道	14,290	13,100
	弥生2下水道	29,010	26,200
	寿2下水道	24,070	21,700
	寿3下水道	25,120	22,300
	東郊1下水道	10,586	9,500
	梅ヶ丘1下水道その3	14,010	12,500
	梅ヶ丘2・3、弥生2下水道	16,050	13,500
	弥生1、寿1下水道	16,550	13,000
	弥生1下水道	14,340	13,500
	環境パトロール車購入	2,378	2,200
	消防広報車購入	2,134	2,000
給食運搬車購入	4,580	4,560	
寿2下水道その2	6,460	4,151	
元	公園通歩道舗装 (L=751.0m、W=3.0m)	11,845	11,330
	除雪車購入 (ロータリー除雪車1台)	11,093	10,000
	東13号道路舗装 (L=304.8m、W=6.0m)	30,179	21,000
	下水道整備 (管渠布設工事: 梅ヶ丘L=680.5m、寿L=1,699.43m、弥生L=1,339.89m、旭ヶ丘L=4,490.67m)	310,168	271,738
	美々貝塚外溝 (石粉舗装、階段工等)	10,146	10,000
2	下水道整備 (管渠布設工事: 弥生・寿L=2,956.88m、旭ヶ丘・日の出L=2,026.87m、梅ヶ丘L=484.12m、豊里L=1,503.30m)	296,631	266,347
	東13号道路舗装 (L=304.8m、W=15.0m、植栽540本)	42,075	41,000
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	1,627	1,500
	塵芥収集車購入 (プレスローダー車2台)	16,541	16,500
3	塵芥収集車購入 (プレスローダー車2台)	17,534	17,200
	川南通・仲の橋通歩道改修 (仲の橋通り: L=462.7m、W=3.0m 川南通り: L=149.14m、W=3.0m)	17,973	17,000
	33号大通・東7号道路街路灯設置 (照明30灯)	11,742	11,000
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	6,471	5,800
	環境測定車購入 (1台)	5,415	5,000
	下水道整備 (管渠布設工事: 旭ヶ丘L=275.07m、青葉L=234.94m、豊里L=2,596.75m)	296,633	264,198
	春日公園公衆便所設置	38,625	4,000

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
4	塵芥収集車購入 (プレスローダー車 2 台)	17,893	17,400
	除雪車購入 (小型ロータリー車 1 台)	10,856	10,000
	川南通歩道改修 (L=494.0m、W=3.0m、照明12灯)	25,207	20,000
	南3号道路舗装 (舗装:L=183.45m、W=6.0m 歩道造成:L=690.9m、W=2.0m 照明18灯)	51,294	47,518
	南2号道路舗装 (舗装:L=179.2m、W=6.0m 歩道造成:L=332.6m、W=3.5m 照明5灯 植栽423本)	38,213	35,440
	末広高台通り道路改修 (歩道インターロッキングA=836.0㎡、 車道ロードヒーティングL=55.0m、W=6.0m)	34,711	33,000
	救急車購入 (1 台)	29,046	15,000
	市内公園公衆便所設置 (希望公園他 8 箇所)	22,526	22,000
	青葉スポーツ広場 (ソフトボール場整備、フェンス工等)	23,845	23,076
	下水道整備事業 (豊里: 管渠布設工事L=1,830.32m)	171,865	155,000
	5	交通安全指導車購入 (1 台)	2,727
北桜コミセン駐車場舗装整備 (1,088㎡)		11,794	11,000
交通安全教育施設教材保管施設設置		10,712	10,000
塵芥収集車購入 (プレスローダー車 2 台)		19,305	18,700
小動物焼却施設設置		13,390	12,500
千歳市末広霊園休憩所設置		2,060	1,800
富丘3下水道 (管渠布設工事L=787.45m)		46,783	40,000
道路維持管理車購入 (小型ロータリー車 1 台、草刈装置 1 台)		16,027	15,230
東10線道路舗装 (改良:L=491.46m、W=5.5m 舗装:L=553.10m、W=5.5~8.0m)		105,853	98,348
東4線道路舗装 (L=569.69m、W=5.5m)		43,672	41,856
市内公園公衆便所設置 (あすなろ公園他 4 箇所)		12,226	10,000
道路パトロール車購入 (1 台)		3,039	2,800
川南通歩道改修 (インターロッキングL=466.0m、W=3.0m、照明11灯)		29,458	28,000
消防用指揮本部車購入 (1 台)		33,547	30,000
青葉スポーツ広場整備 (グラウンド舗装、駐車場整備等)		19,570	19,000
市営青葉プール便所設置		16,583	15,500
移動図書館車購入 (1 台)	11,289	10,299	
リフト付きワゴン車購入 (1 台)	4,079	3,900	
緊急通報システムセンター機購入	7,414	7,000	
6	住吉グラウンド整備 (フェンス設置等)	42,230	42,000
	千歳公民館長都開拓分館設置	29,956	23,000
	千歳中学校昇降機設置 (間接油圧式車椅子用エレベーター)	49,337	46,000
	市内公園公衆便所設置 (長都4号公園他 6 箇所)	22,794	22,000
	富丘3下水道 (管渠布設工事L=683.97m)	38,934	36,000
	東10線道路舗装 (改良:L=715.4m、W=5.5m 舗装:L=567.41m、W=5.5m)	127,092	120,842
	川南通歩道改修 (インターロッキング舗装 L=148.99m、W=3.0m×2、照明5灯)	29,613	28,000
	救急車購入 (準高規格救急車 1 台)	29,613	29,000
	除雪車購入 (小型ロータリー車 1 台)	12,463	11,890
	塵芥収集車購入 (プレスローダー車 2 台)	20,748	20,000

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金	
7	住吉グランド整備 (グランド舗装A=7,550㎡、 透水コンクリート管L=972m)	15,965	15,000	
	千歳市民文化センター昇降機設置 (交流中速度エレベーター増設1基)	26,780	25,500	
	参拝者休憩施設設置	81,739	80,000	
	破碎処理場増築整備	43,950	42,000	
	市内公園公衆便所設置 (長都3号公園他8箇所)	34,711	33,000	
	東10線道路舗装 (車道:L=715.4m、W=5.5m 歩道:L=1,226.92m、W=2.5~3.5m)	85,786	79,600	
	駒里祝梅線舗装 (改良L=925.0m、W=5.5m)	59,297	55,828	
	公園通及び仲の橋通歩道改修 (公園通り:照明26灯、 仲の橋通り:タイル舗装L=50m、W=3.0m、照明4灯)	41,612	39,774	
	市街地中心街路歩道改修	6,901	6,226	
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	11,845	11,000	
	塵芥収集車購入 (プレスローダー車1台)	10,993	10,400	
	8	環境衛生対策車購入 (1台)	2,736	2,500
		塵芥収集車購入 (プレスローダー車1台)	11,412	11,000
除雪車購入 (小型ロータリー車2台)		25,122	23,000	
公園通歩道改修 (L=250m、W=3.0×2、照明6灯)		41,561	40,000	
東10線道路整備 (車道:L=397.0m、W=5.5m 歩道:L=548.11m、W=2.5m)		53,869	49,000	
駒里祝梅線舗装 (改良:L=181.4m、W=5.5m 舗装:L=996.4m、W=5.5m)		41,538	37,000	
美々公園歩道橋整備		69,010	63,000	
市内公園公衆便所設置 (すずめ公園他7箇所)		34,814	33,000	
千歳市葬斎場整備		483,379	153,370	
9	塵芥収集車購入 (プレスローダー1台)	11,900	11,000	
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	17,955	16,300	
	公園通及び新橋通歩道改修 (公園通り:インターロッキング舗装L=250m、W=3.0m×2 新橋通り:街路灯4灯)	46,410	44,600	
	東10線道路舗装 (L=108.0m、W=5.5m)	12,905	12,000	
	駒里祝梅線舗装 (L=250.0m、W=5.5m)	15,750	14,000	
	美々公園歩道橋整備 (上部工:L=54m、W=2.5m)	69,930	63,000	
	歩行者用取付道路:L=268m、W=2.5m)			
	市内公園公衆便所設置 (うぐいす公園他2箇所)	13,492	13,000	
	千歳市葬斎場整備	735,437	231,188	
	10	農業用排水路清掃車両購入 (パワーショベル1台)	13,440	12,500
焼却場CO濃度計購入 (2台)		6,678	6,400	
祝梅排水路調査設計		3,885	3,000	
祝梅排水路整備 (函渠工 2基 河道掘削工 L=100.0m)		179,981	168,000	
青葉水泳プール簡易温水化		50,505	48,500	
除雪車購入 (小型ロータリー車3台)		32,886	32,300	
サーモンロード照明灯設置 (26灯)		18,270	17,100	
市内公園公衆便所設置 (長都2号公園他8箇所)		50,400	46,032	
東10線道路舗装 (L=100.0m、W=5.5m)		13,965	12,000	
駒里祝梅線舗装 (L=207.15m、W=5.5m)		18,900	18,000	
公園通及び新橋通歩道改修 (L=288.0m、W=6.0m)		43,008	41,300	

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
11	祝梅排水路埋文調査	39,746	37,000
	祝梅排水路調査設計	8,642	7,900
	祝梅排水路整備(河道掘削工 L=381.4m)	95,221	93,400
	市内公園設計整備	9,450	8,500
	市内公園施設整備(あずさ1号公園、あずさ2号公園、つばさ公園、コオロギ公園、北信濃地区パークゴルフ場)	89,250	84,200
	北信濃コミセンテニスコート整備	18,690	16,700
	青葉多目的広場管理棟建設(管理棟、器具保管庫)	32,340	30,300
	除雪車ほか購入 (小型ロータリー車1台、凍結防止薬剤散布車1台)	31,017	31,000
	市内公園公衆便所設置(さくらぎ1号公園他7箇所)	35,490	34,625
	東10線道路改良舗装(L=330.0m、W=5.5m)	35,490	34,000
	新橋通改良舗装 (歩道レンガブロック舗装 L=300.0m、W=4.0m)	41,822	41,500
	南2号道路改良	7,550	7,500
12	除雪車購入(小型ロータリー車:増車2台、更新1台)	38,892	35,200
	千歳チャーミングロード整備 (南2号舗装L=325.0m、W=6.0m、照明30灯)	67,405	63,740
	学校水泳プール温水化整備事業 (長都小水泳プール、東小水泳プール)	124,593	116,123
	青空公園スケート場製氷車購入	9,975	8,977
	市内公園整備(北信濃地区:敷地造成工A=980㎡等)	27,300	26,400
	祝梅川河川整備 (河道掘削工L=127.6m、護岸工L=82.0m)	158,828	153,245
	再資源化施設備品購入(フォークリフト1台、 ショベルローダー1台、搭乗式清掃機1台)	16,760	16,760
	13	緊急システムセンター機更新(受信センター設備一式)	5,128
除雪車購入 (大型ロータリー車1台、小型ロータリー車1台)		61,320	56,150
スタッドレスタイヤ対策		5,460	5,000
30号中通外2改良(実施設計)		151,409	150,000
千歳チャーミングロード整備(東2号・4号)		31,954	30,000
祝梅川河川整備		154,113	152,300
市内公園整備(北信濃地区敷地造成工A=2,900㎡等)		29,085	27,600
市内公園トイレ整備 (あけぼの公園、セミ公園、アカトンボ公園)		12,810	12,500
14	除雪車(100PS級1台)	14,259	12,800
	千歳チャーミングロード整備(東1号)	48,257	46,500
	スタッドレスタイヤ対策	5,932	5,300
	祝梅川河川整備	196,750	182,500
	市内公園整備 (勇舞1号公園、あずさ3号公園他1箇所)	63,123	60,899
	30号中通り舗装(L=457.4m、W=16.0m)	99,225	95,200
	大型掘削機(パワーショベル1台)	13,009	12,350
	青空公園トイレ	19,950	18,600
	公園トイレ(信濃草笛公園)	4,129	3,835
	耐震性貯水槽(新設1箇所)	8,540	7,500

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
15	千歳チャーミングロード整備(東4号、東1号)	44,293	41,900
	スタッドレスタイヤ対策 (定置式凍結防止剤自動散布装置)	5,722	4,950
	祝梅川河川整備	69,157	64,400
	市内公園整備 (勇舞1号公園、あずさ3号公園他14箇所)	47,544	44,046
	30号中通り舗装(30号中通りL=322.0m、W=16.0m 9線通L=74.0m、W=14.0m)	90,300	89,100
	市道整備事業(工事L=1,758.4m、W=5.0~10.9m)	173,701	161,200
	公園トイレ(流通2号緑地、若草ヒツジ公園)	8,977	8,500
	学校水泳プール更新(日の出小)	35,905	34,100
	16	破碎処理施設重機整備事業(ショベルローダー1台)	10,479
市道整備事業(工事L=2,813.1m、5.4~9.1m)		227,902	219,089
祝梅川河川整備事業		105,000	100,800
市内公園整備事業(真町公園、花園公園他13箇所)		101,423	97,000
公園トイレ整備事業(里美コアラ公園)		4,200	4,000
水槽付消防ポンプ車購入事業		40,742	37,500
17	市道整備事業(工事L=2,377.8m、W=7.3~10.0m)	235,626	203,000
	C経路緑地整備事業(実施設計、用地購入)	118,367	117,600
	市内公園整備事業 (ミツバチ公園、しなの第2公園他5箇所)	98,333	97,400
	公園トイレ整備事業(富士3号公園、遺跡公園)	9,691	9,500
	教育用コンピュータ整備事業(千歳中、青葉中)	13,096	9,111
	陸上競技場走路整備事業	39,049	38,500
18	ロータリー除雪車購入事業(250PS級)	29,329	25,000
	市道整備事業(工事L=1,701m、W=7.3~9.1m)	232,654	151,300
	チャーミングロード整備事業(東3号測量調査設計)	3,840	3,800
	C経路緑地整備事業(敷地造成、施設整備)	147,917	142,720
	市内公園整備事業 (しんとみ公園、桜木4号公園他4箇所)	93,049	83,252
	公園トイレ整備事業(桂木5号公園)	5,229	4,000
	教育用コンピュータ整備事業 (北進中、東千歳中、真町中、富丘中他3校)	31,485	31,000
	向陽台公園庭球場整備事業	42,115	36,800
19	除雪車両等購入事業(ロータリー除雪車1台)	6,019	5,300
	市道整備事業(工事L=1,682m、W=6.0~11.0m)	246,996	155,500
	チャーミングロード整備事業 (東3号工事L=390m、W=5.5m+2.75m×2)	79,243	72,000
	C経路緑地整備事業(敷地造成、施設整備)	40,950	39,600
	市内公園整備事業 (勇舞2号公園、シマウマ公園、青葉公園)	93,238	32,700
	公園トイレ整備事業(里美キリン公園)	4,368	4,200
	教育用コンピュータ整備事業 (千歳小、北栄小、末広小、緑小他11校)	85,923	68,569
	市民球場整備事業 (フェンス、看板設置、観覧席改修)	83,874	79,000
	救助工作車購入事業	77,720	70,000
	陸上競技場写真判定装置更新事業	9,786	7,500
	スポーツセンター非常照明用蓄電池更新事業	11,760	11,600

(「20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金	
20	第3埋立処分地監視設備設置事業 (監視カメラ2台、モニター1台、屋外スピーカー2台)	15,960	13,300	
	公園トイレ整備事業(ハルニレ公園)	5,040	4,500	
	移動図書館車更新事業	17,340	14,000	
	市道整備事業(工事L=2,018m、W=7.3~9.1m)	325,731	180,000	
	農業用掘削機更新事業	14,127	11,700	
	市内公園整備事業 (青葉公園、豊里くるみ公園、長都4号公園、新星公園)	42,899	40,000	
	C経路緑地整備事業(用地購入、実施設計委託)	241,436	237,767	
	青葉球場整備事業	20,727	13,000	
21	図書館冷暖房設備更新事業 (空調設備工事実施設計、冷暖房設備工事)	80,934	77,700	
	除雪車両等購入事業 (ロータリー除雪車2台、除雪トラック1台)	52,020	51,000	
	市道整備事業(工事L=1,887m、W=6.0~8.0m)	220,486	218,000	
	C経路緑地整備事業 (みどり台緑地:整備工事、用地購入)	58,828	57,900	
	市内公園整備事業 (ホタル公園、北斗すみれ公園他15箇所)	81,095	77,773	
	しゅくぶ公園庭球場整備事業	29,925	29,000	
	緊急通報システムセンター機更新事業 (情報処理装置一式、受信装置一式、無停電電源装置一式)	2,658	2,300	
	公園トイレ整備事業(青葉公園ピクニック広場)	6,226	6,100	
	22	除雪車両等購入事業 (除雪ショベルドーザ13t級2台)	27,720	27,300
市道整備事業(工事L=2,611m、W=6.0~8.5m)		268,184	249,200	
千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業		4,326	4,300	
C経路緑地整備事業 (みどり台緑地:施設整備、用地購入)		90,818	88,700	
市内公園整備事業 (勇舞3号公園、桂木5号公園、向陽台公園、 ハヤブサ公園、とみおか4号公園、桂木1号公園、 せせらぎさわやか公園)		65,301	60,100	
医療機器整備事業(磁気共鳴断層撮影装置一式)		177,562	126,000	
小中学校机・椅子購入事業 (机(新JIS規格)4,020台、椅子(新JIS規格)4,020脚)		48,035	37,872	
小中学校書架購入事業(93台)		11,871	6,544	
市民文化センター備品整備事業 (MDレコーダー、メモリーレコーダー、ワイヤレスアンプ・マイク、展示用パネル等)		4,665	4,000	
23		除雪車両等購入事業 (ロータリー除雪車2台、手押しロータリー除雪機2台)	29,108	28,600
		市道整備事業(工事L=1,874m、W=6.0~10.0m)	200,008	196,000
	千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業 (工事L=143m、W=9.0m+6.0m)	28,938	26,100	
	道路舗装補修事業費(路面性状調査L=43.9km)	5,460	5,300	
	千歳駅連絡通路エスカレーター修繕事業費	1,775	1,700	
	C経路緑地整備事業(みどり台緑地:施設整備)	51,240	51,200	
	市内公園整備事業 (スズラン公園、白樺公園、太陽公園、白樺パンダ公園、 里美ターザン公園、若草ゴリラ公園、青葉公園)	65,111	64,500	

〔20 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業〕の続き)

年度	事業名	事業費	補助金	
23	公園トイレ整備事業 (トイレ設置1基:青葉球場駐車場横)	14,312	14,300	
	青葉公園庭球場改修事業 (テニスコート休憩所建設工事)	17,168	17,000	
	総合武道館柔道用畳改修事業	5,844	3,500	
	小学校高圧受変電設備更新事業(千歳小)	4,442	3,081	
	中学校高圧受変電設備更新事業(向陽台中)	5,218	3,619	
	消防車両等更新事業 (化学消防ポンプ自動車更新1台)	80,588	79,830	
	陽圧式化学防護服更新事業(5着)	3,213	2,100	
	被服・消防備品購入(人名救助用資器材1式)	554	400	
	公設地方卸売市場電力設備更新事業	8,915	5,500	
	中学校パソコン教室用パーソナルコンピュータ整備事業(勇舞中)	8,331	7,650	
	市民ギャラリー設備改修事業 (避難器具等備品購入、非常灯バッテリー交換修繕)	1,491	1,200	
	葬斎場改修事業 (火葬炉修繕、自動ドア部品交換修繕等)	14,212	11,808	
	こども通園センター給食調理用機器等更新事業	1,365	900	
	はしご付消防自動車整備事業(基金積立)	-	50,000	
	千歳市民文化センター音響・照明設備整備事業(基金積立)	-	290,000	
	合計		16,001,607	14,080,759

21 再編交付金事業

(単位:千円)

年度	交付対象事業(※)	事業名	事業費	交付金
19	(3)	コミュニティセンター共用施設改修事業 耐震診断3件 (北新、富丘、鉄東)	5,182	4,400
	(9)	市道整備事業 改良舗装 L=285m(2路線)	26,969	22,500
	(9)	市道整備事業 実施設計(21路線)	21,934	17,746
20	(1)	国際化推進事業 ガイドマップ6,000部、ピンバッチ1,000個	2,541	2,300
	(3)	災害対応強化事業 防災グリッドマップ作成、防災備品(雪害対策資材)購入	2,380	2,380
	(3)	避難所標識整備事業 149箇所	26,040	24,000
	(3)	自主防災組織育成事業 防災機材9セット購入	2,348	2,340
	(6)	給食センター屋上防水整備事業	18,784	16,000
	(6)	給食センター食器洗浄機更新事業 食器洗浄機、食器自動供給装置、食器自動整理装置ほか	36,645	36,640
	(6)	給食センター食器類更新事業 給食用食器一式	24,150	23,000
	(6)	ウォーキングマップ整備事業	464	400
	(6)	ウォーキングマップの更新 5,000部作成		
	(6)	中心街コミュニティセンター音響設備整備事業 放送設備一式	1,155	1,000
	(6)	向陽台コミュニティセンター備品整備事業 テーブル、チェアほか	1,873	1,600
	(6)	コミュニティセンター視聴覚機器整備事業 プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー11セット	3,053	3,000
(6)	コミュニティセンター車いす整備事業 30台	465	400	

(「21 再編交付金事業」の続き)

年度	交付対象事業(※)	事業名	事業費	交付金
20	(6)	上長都公園野球場整備事業	10,174	9,620
	(6)	ネットフェンス、ダッグアウト、スコアボードほか 住吉ソフトボール場フェンス設置事業 ネットフェンス設置	10,479	9,000
	(6)	北栄水泳プール他整備事業 北栄プール、日の出プール	37,264	26,000
	(6)	多目的バス購入事業 大型バス1台	38,201	38,010
	(7)	健康づくり機器等整備事業	3,739	3,200
	(7)	自動血圧計、デジタル超音波画像計測装置ほか ちとせこどもひろば機器等整備事業	4,923	4,200
	(7)	乳幼児身長体重計、電動昇降ベッドほか 医療機器整備事業 電子内視鏡システムほか	130,987	111,300
	(9)	市道整備事業 L=974m W=5.0~8.0m	325,731	95,000
	(9)	交通安全教育施設備品整備事業	3,453	3,200
	(10)	自転車40台、ゴーカート10台、保管庫1棟 公園施設更新・バリアフリー化事業 すみよし2号公園	10,363	8,300
	(11)	環境監視車購入事業 1台	2,456	2,300
	(11)	公害測定機器整備事業	21,220	7,190
	(11)	二酸化硫黄等測定装置、気象観測装置、風向風速計 空地対策備品整備事業	1,008	1,000
	(11)	電動草刈り機10台、防護ヘルメット 廃棄物処理施設・搬入路整備事業 改良舗装 L=264m W=7.0m	17,251	15,000
21	(3)	防災学習交流施設設備整備事業	37,490	30,480
	(3)	自主防災組織育成事業(防災資機材の購入 5町内会)	1,335	1,300
	(4)	街路灯整備事業(6町内会 89灯更新)	2,679	2,678
	(6)	新千歳市史編さん事業	9,303	9,100
	(6)	千歳市民憲章板整備事業(3箇所)	2,888	2,500
	(6)	町内会館整備事業 (稲穂町内会館新築、東郊町内会館新築)	36,725	30,000
	(6)	町内会備品整備事業(44町内会)	34,677	33,082
	(6)	コミュニティセンター施設整備事業 (中心街コミセン、北新コミセン、北信濃コミセン)	30,322	29,800
	(6)	伸長記録映画製作事業	3,728	3,000
	(6)	給食センター空調設備整備事業	29,190	28,500
	(6)	市民文化センター空調設備等整備事業 (空調機内軸流型ファン、昇降機油圧ユニット等交換)	13,167	12,000
	(6)	青葉プール整備事業	13,555	13,500
	(6)	末広プール整備事業	10,038	10,000
	(7)	総合福祉センター施設整備事業(屋上防水シート改修)	5,733	5,700
	(7)	医療機器整備事業(血管造影撮影装置一式)	96,600	79,800
	(7)	AED(自動体外式除細動器)整備事業(15台)	3,000	3,000
	(9)	市道整備事業 L=659m、W=7.3~8.0m	64,659	62,000
	(10)	公園施設更新・バリアフリー化事業 (実施設計:春日公園、末広中公園 工事:梅ヶ丘公園、あけぼの公園、日の出丘2号公園、花園公園)	61,589	56,590
	(10)	グリーンベルト活性化事業 緑の広場工事	26,670	26,500
	(11)	環境衛生車整備事業 環境衛生対策車1台	3,908	3,500
	(11)	焼却処理施設煙突整備事業 実施設計委託	3,360	3,350

(「21 再編交付金事業」の続き)

年度	交付対象事業(※)	事業名	事業費	交付金
22	(3)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入 3町内会)	749	626
	(3)	防災学習交流施設備品購入事業 (AED外、救助器具、指揮台、車椅子、発電機、パンフレットラック外、リヤカー外、はしご兼用脚立、玄関マット外、コードリール外、ワイヤレスアンプ外、テント、除雪機の購入)	6,670	6,648
	(4)	街路灯設置工事費交付事業 (24町内会 新設14灯、更新76灯)	2,826	2,826
	(5)	戸籍電算化事業 (千歳市戸籍総合システム機器の購入)	9,270	7,000
	(6)	千歳市民憲章板整備事業(3箇所)	3,171	3,000
	(6)	市民文化センター改修事業(手すり設置工事)	5,229	4,600
	(6)	町内会館整備事業 (新富西町内会館新築、北栄東町内会館新築、朝日町東町内会館新築)	43,615	39,043
	(6)	町内会等備品整備事業(66町内会)	51,390	49,617
	(6)	コミュニティセンター施設整備事業 (北新コミセン改修、北新コミセン備品:放送機械、フロアマットの購入、北信濃コミセン改修、北信濃コミセン備品:放送機械、講堂暗幕、フロアマットの購入)	131,008	129,370
	(7)	AED(自動体外式除細動器)整備事業(13台)	2,742	2,700
	(9)	市道整備事業 L=454m、W=7.3~8.0m	41,605	40,000
	(10)	公園施設更新・バリアフリー化事業 (工事:春日公園、末広中公園、真町公園)	59,813	59,400
	(10)	グリーンベルト活性化事業 (工事:緑の広場、わんぱく広場、実施設計委託:芝生広場、河畔公園、メロディー広場)	63,628	59,050
	(11)	焼却処理施設煙突整備事業(焼却処理場煙突改修)	42,735	40,000
(11)	第3埋立処分地植樹・飛散防止ネット設置事業	2,783	2,500	
23	(3)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入 3町内会)	860	680
	(4)	街路灯設置工事費交付事業 (23町内会 新設8灯、更新69灯)	2,848	2,848
	(6)	町内会館整備事業(栄町西区町内会館改築)	15,000	15,000
	(6)	町内会等備品整備事業(50町内会)	24,210	21,934
	(6)	コミュニティセンター施設整備事業 (北新コミセンのボイラー等改修工事、富丘コミセンの耐震・リニューアル実施設計、鉄東コミセンの耐震・リニューアル実施設計、富丘コミセン備品:中折れテーブル、スタッキングチェア、イス用台車の購入、鉄東コミセン備品:中折れテーブル、スタッキングチェア、イス用台車の購入)	24,129	23,680
	(6)	給食センター施設整備事業 (食缶類洗浄機設置工事、厨芥脱水機等備品購入)	31,812	29,200
	(6)	小学校備品等整備事業 (北陽小備品:児童用机・椅子、液晶テレビほかの購入)	1,322	1,000
	(6)	中学校備品等整備事業 (勇舞中備品:生徒用机・椅子、液晶テレビ、講堂暗幕ほかの購入)	25,137	25,100
	(7)	医療機器等整備事業(十二指腸用内視鏡ほかの購入)	63,924	54,900

〔21 再編交付金事業〕の続き)

年度	交付対象事業(※)	事業名	事業費	交付金
23	(8)	末広霊園改修事業 (末広第一霊園整備工事：駐車場、園路工、ベンチ、車止め、植栽工等、末広第二霊園整備工事：路盤工、舗装工、排水工、給水設備工、污水排水設備工等)	54,736	54,700
	(9)	市道整備事業 L=860m、W=6.0~10.0m	92,746	90,967
	(10)	公園施設更新・バリアフリー化事業 (工事：しゅくぶ公園、東1号公園、弥生公園、東郊2号公園、栄町公園、寿2号公園、日の出丘1号公園、ねしこし公園、実施設計委託：末広西公園)	93,761	88,171
	(10)	グリーンベルト活性化事業 (工事：わんぱく広場、芝生・メロディー広場、実施設計委託：つどいの広場、おまつり広場)	40,383	38,200
合計			2,219,950	1,830,166

- ※ (1) 住民に対する広報に関する事業
 (2) 国民の保護のための措置に関する事業
 (3) 防災に関する事業
 (4) 住民の生活の安全の向上に関する事業
 (5) 情報通信の高度化に関する事業
 (6) 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業
 (7) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
 (8) 環境衛生の向上に関する事業
 (9) 交通の発達及び改善に関する事業
 (10) 公園及び緑地の整備に関する事業
 (11) 環境の保全に関する事業
 (12) 良好な景観の形成に関する事業
 (13) 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
 (14) 生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

※ 再編交付金事業の年度別事業費及び交付金
(単位：千円)

年度	事業費	交付金
19年度	54,085	44,646
20年度	737,147	446,380
21年度	490,616	446,380
22年度	467,234	446,380
23年度	470,868	446,380
合計	2,219,950	1,830,166



【町内会館整備（北栄東町内会館新築）】



【コミュニティセンター施設整備（北新コミセン体育館改修）】

22 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金（総務省所管）

（1）基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、用途の制限のない一般財源として、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

（2）調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、基地交付金の対象となる国有財産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

<対象資産>

○基地交付金

国有財産のうち、

- ①米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ②自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る）、演習場（しょう舎施設を除く）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設（航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る）の用に供する土地、建物及び工作物

○調整交付金

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

<千歳市への交付額>

（単位：千円、％）

年度	基地交付金		調整交付金		合計	伸率	全道比率	道内対象市町村数
	金額	伸率	金額	伸率				
38	79,237				79,237			43
39	17,043				17,043		30.1	43
40	18,061	6.0			18,061	6.0	29.9	42
41	18,561	2.8			18,561	2.8	29.7	42
42	19,561	5.4			19,561	5.4	25.5	42
43	23,061	17.9			23,061	17.9	26.8	44
44	36,158	56.8			36,158	56.8	30.0	44
45	50,544	39.8	24,617		75,161	107.9	36.2	42
46	57,596	14.0	29,196	18.6	86,792	15.5	35.7	42
47	70,975	23.2	36,396	24.7	107,371	23.7	36.0	41
48	89,134	25.6	42,318	16.3	131,452	22.4	36.8	41
49	179,920	101.9	42,318	0.0	222,238	69.1	39.3	42
50	260,299	44.7	44,794	5.9	305,093	37.3	43.0	42
51	317,881	22.1	49,346	10.2	367,227	20.4	40.7	42
52	368,935	16.1	54,420	10.3	423,355	15.3	37.7	43

(「<千歳市への交付額>」の続き)

年度	基地交付金		調整交付金		合計	伸率	全道比率	道内対象市町村数
	金額	伸率	金額	伸率				
53	474,191	28.5	54,646	0.4	528,837	24.9	38.3	43
54	590,818	24.6	37,150	△32.0	627,968	18.7	38.7	43
55	625,803	5.9	47,637	28.2	673,440	7.2	38.7	43
56	645,803	3.2	49,024	2.9	694,827	3.2	38.6	43
57	645,803	0.0	49,024	0.0	694,827	0.0	38.7	43
58	646,803	0.2	49,024	0.0	695,827	0.1	38.3	43
59	647,803	0.2	49,024	0.0	696,827	0.1	37.9	44
60	648,803	0.2	49,024	0.0	697,827	0.1	37.6	44
61	649,303	0.1	49,024	0.0	698,327	0.1	37.8	45
62	649,303	0.0	49,724	1.4	699,027	0.1	37.7	48
63	649,803	0.1	49,724	0.0	699,527	0.1	37.6	49
元	675,297	3.9	50,718	2.0	726,015	3.8	37.8	50
2	676,297	0.1	51,218	1.0	727,515	0.2	37.4	50
3	678,297	0.3	51,218	0.0	729,515	0.3	37.6	50
4	701,282	0.0	47,541	△0.1	748,823	0.0	37.4	50
5	705,282	0.0	43,689	△0.1	748,971	0.0	37.4	50
6	705,282	0.0	39,728	△9.1	745,010	0.0	37.3	50
7	717,949	1.8	36,380	△8.4	754,329	1.3	37.0	46
8	700,412	△2.4	33,044	△9.2	733,456	△2.8	37.2	46
9	688,977	△1.6	21,615	△34.6	710,592	△3.1	36.8	46
10	652,518	△5.3	21,851	1.1	674,369	△5.1	35.3	46
11	628,445	△3.7	21,917	0.3	650,362	△3.6	34.1	46
12	622,757	△0.9	21,676	1.1	644,433	△0.9	36.6	46
13	586,012	△5.9	21,285	△1.8	607,297	△5.8	36.4	46
14	583,980	△0.3	21,385	0.5	605,365	△0.3	36.3	47
15	577,072	△1.2	21,212	△0.8	598,284	△1.2	36.2	47
16	578,072	0.1	22,060	4.0	600,132	0.3	35.9	47
17	583,978	1.0	20,957	△5.2	604,935	0.8	34.5	53
18	580,200	△0.6	20,455	△2.4	600,655	△0.7	34.7	52
19	594,332	2.4	20,799	1.6	615,131	2.4	34.5	52
20	584,675	△1.6	19,775	△4.9	604,450	△1.7	34.3	52
21	565,174	△3.3	18,787	△5.0	583,961	△3.4	34.5	53
22	568,105	0.5	18,854	0.4	586,959	0.5	34.7	53
23	548,234	△3.5	17,936	△4.9	566,170	△3.5	34.0	53
計	22,983,831	-	1,520,530	-	24,504,361	-	-	-

<全国及び北海道関係自治体への交付額>

(単位：%)

年度	全国交付額 (億円)						北海道関係自治体交付額 (千円)		
	基地交付金		調整交付金		合計		金額	伸率	全国比率
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率			
38	69.0				69.0				
39	13.5				13.5	56,677		4.2	
40	14.0	3.7			14.0	60,305	6.4	4.3	
41	15.0	7.1			15.0	62,401	3.5	4.2	
42	17.0	13.3			17.0	76,699	22.9	4.5	
43	19.0	11.8			19.0	85,891	12.0	4.5	
44	26.0	36.8			26.0	120,474	40.3	4.6	
45	31.5	21.2	3.0		34.5	207,856	72.5	6.0	

<全国及び北海道関係自治体への交付額>

(単位：%)

年度	全国交付額（億円）						北海道関係自治体交付額（千円）		
	基地交付金		調整交付金		合計		金額	伸率	全国比率
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率			
46	35.5	12.7	4.0	33.3	39.5	14.5	243,235	17.0	6.2
47	42.0	18.3	5.0	25.0	47.0	19.0	298,101	22.6	5.0
48	53.0	26.2	20.1	402.0	73.1	55.5	357,471	19.9	4.9
49	71.0	34.0	27.0	34.3	98.0	34.1	565,186	58.1	5.8
50	86.0	21.1	32.0	18.5	118.0	20.4	709,376	25.5	6.0
51	105.0	22.1	35.5	10.9	140.5	19.1	902,551	27.2	6.4
52	127.0	21.0	40.0	12.7	167.0	18.9	1,121,825	24.3	6.7
53	151.5	19.3	44.0	10.0	195.5	17.1	1,380,870	23.1	7.1
54	175.5	15.8	47.5	8.0	223.0	14.1	1,623,637	17.6	7.3
55	188.0	7.1	50.0	5.3	238.0	6.7	1,740,190	7.2	7.3
56	199.5	6.1	52.0	4.0	251.5	5.7	1,798,796	3.4	7.2
57	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,798,835	△0.2	7.1
58	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,818,073	1.4	7.2
59	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,837,712	1.1	7.3
60	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,857,574	1.1	7.4
61	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,849,302	△0.4	7.4
62	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,853,069	0.2	7.4
63	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,857,991	0.3	7.4
元	207.5	4.0	54.0	3.8	261.5	4.0	1,923,023	3.5	7.4
2	207.5	0.0	54.0	0.0	261.5	0.0	1,945,524	1.2	7.4
3	207.5	0.0	54.0	0.0	261.5	0.0	1,938,633	△0.3	7.4
4	215.5	3.9	56.0	3.6	271.5	3.8	2,001,366	3.2	7.4
5	215.5	0.0	56.0	0.0	271.5	0.0	2,001,983	0.0	7.4
6	215.5	0.0	56.0	0.0	271.5	0.0	1,997,931	△0.2	7.4
7	223.5	3.7	58.0	3.6	281.5	3.7	2,036,222	1.9	7.2
8	223.5	0.0	58.0	0.0	281.5	0.0	1,971,022	△3.2	7.0
9	223.5	0.0	58.0	0.0	281.5	0.0	1,929,744	△2.1	6.9
10	231.5	3.6	60.0	3.4	291.5	3.6	1,908,977	△1.1	6.5
11	231.5	0.0	60.0	0.0	291.5	0.0	1,908,053	0.0	6.5
12	231.5	0.0	60.0	0.0	291.5	0.0	1,760,733	△7.7	6.0
13	239.5	3.5	62.0	3.3	301.5	3.4	1,668,421	△5.2	5.5
14	239.5	0.0	62.0	0.0	301.5	0.0	1,667,693	0.0	5.5
15	239.5	0.0	62.0	0.0	301.5	0.0	1,652,804	△0.9	5.5
16	247.5	3.3	64.0	3.2	311.5	3.3	1,673,194	1.2	5.4
17	251.4	1.6	64.0	0.0	315.4	1.3	1,753,958	4.8	5.6
18	251.4	0.0	64.0	0.0	315.4	0.0	1,729,462	△1.4	5.5
19	259.4	3.2	66.0	3.1	325.4	3.2	1,781,196	3.0	5.5
20	259.4	0.0	66.0	0.0	325.4	0.0	1,760,651	△1.1	5.4
21	259.4	0.0	66.0	0.0	325.4	0.0	1,693,855	△3.8	5.2
22	267.4	3.1	68.0	3.0	335.4	3.1	1,693,072	0.0	5.0
23	267.4	0.0	68.0	0.0	335.4	0.0	1,664,777	△1.7	5.0
計	8,251.3	-	2,120.1	-	10,371.4	-	66,346,391	-	-

23 基地対策に関する要望事項概要

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S39. 5	河川改修	米軍が駐屯して以来、ママチ川上流で激しい演習行動により、火山灰土等が流入し、川床が上がり、周辺の住宅に浸水被害を与え、また、飛行場周辺の汚水は、氾濫する度に衛生上好ましくない状態となるので、早急な改修工事をお願いしたい。 昭和41年ママチ川汚濁による水稻減収被害について補償。
S39. 7	騒音防止	航空機の旋回コース直下にある下記学校に防音工事を施されたい。 駒里小学校、駒里中学校、協和小学校、蘭越小学校、中央小学校、泉郷小学校、泉郷中学校、千歳第2小学校
S40. 2	基地対策	末広小学校は飛行場進入表面下にあつて、事故の危険にさらされており、滑走路南方延長実現後も離着陸コース下となるので、移転の措置をとっていただきたい。 昭和49年3月移転補償措置により移転
S40. 6	基地対策	千歳市における基地の占める面積は、昭和27年には31,000ha、現在でも53,000haと広大である。このため補償又は必要措置についてすみやかに実現されるよう次の諸点について要望する。 1 基地周辺民生安定法の制定 2 基地周辺の総合調査の実施 3 道路及び河川の破損、機能の低下に対する補償 4 自衛隊演習用道路の整備 5 公共施設の騒音防止対策の促進 6 有線放送施設の改善、ラジオ、テレビ受信料免除地域の拡大と電話料の減免 7 自衛隊員宿舍等の住宅対策 8 米軍及び自衛隊員の隊外における健全娯楽施設の整備 9 自動騒音記録計の配置 4 C経路昭和58年に完成。
S40. 9	河川災害の防止	基地に関係する次の河川について、流域が演習場などとして使用されたため保水力を失い、少量の降雨、融雪などでも、溢水、洪水甚だしいところから、すみやかに恒久措置を講じていただきたい。 1 長都川、遠浅川、ママチ川の全面改修 2 東7線沿線に排水溝の造成(勇舞沢排水路) 3 2基地の汚水排水管の完全復旧について 1 ・昭和42年長都砂防工事(道施工)の一環として砂防沈澱池建設。 ・昭和42年遠浅川砂防沈澱池建設し、改修工事は昭和52年完成。 ・昭和45年ママチ川改修工事に着手。60年度完成。 2 昭和46年勇舞沢排水路着手。 3 昭和44年汚水排水管の復旧完了

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S41. 4	基地対策	<p>北方防衛の最大拠点としての本市には、空陸両自衛隊が駐屯、市役所を中心に、2.5kmの半径をえがくと、実にその48%は基地と騒音激基地帯に占められ、周辺のマチづくりは変形となり、諸産業の振興も著しい影響を受けておりますので、次の諸点を速やかに実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青葉丘、日の出丘地区の都市計画事業実施への援助 2 工業団地造成援助 3 家畜センターの設置 4 老人静養所、児童生徒の学習所の設置 5 体育施設の整備 6 基地の効率使用と用地の返還 7 進入表面の直下にある青葉中学校の移転 8 騒音被害による市内4か所の保育所と4か所の幼稚園の防音工事 9 国鉄千歳線高架にともなう経費の負担 10 市消防本部に化学消防車の配備
		<ol style="list-style-type: none"> 4 昭和42年東雲会館建設。 5 昭和51年総合スポーツセンター完成。 7 昭和48年移転補償措置により移転。 10 昭和44年配備。
S42. 2	基地対策	<p>基地周辺の障害により次の諸点について、速やかに実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東10線、南31号道路の整備 2 下水終末処理施設建設工事に対する助成措置 3 末広高台地区に防火水槽の新設
S42. 3	騒音対策	<p>航空機旋回コース下にある北海道立千歳高校では、屋内体育館を常時講堂として使用しているため教室同様防音工事を施されたい。</p> <p>昭和44年講堂防音改築</p>
S42. 8	基地周辺整備総合対策	<p>千歳所在基地の運用により、周辺住民の生活又事業活動が著しく阻害されていることから、その障害の防止と緩和について次の諸点について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2基地通り拡幅について 2 市道南28号一東7線道路(演習道路)整備について 3 民生安定施設整備について <ul style="list-style-type: none"> ・既設保育所の防音改築工事の実施について ・学習等共同利用施設の設置について 4 千歳市立千歳中学校講堂兼屋体の防音改築について 5 千歳空港滑走路の南方延長について 6 千歳基地における事故並びに騒音防止対策について <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策上の必要な措置について ・騒音防止対策上の必要な措置について ・都市計画の変更に伴う財源措置について
		<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和43年由仁街道舗装拡幅工事。 2 昭和44年採択昭和57年完成 3 ・昭和43年北栄、昭和46真々地、昭和47年千歳、昭和51年末広防音改築 ・昭和45年千歳公民館、昭和46年末広会館完成。 4 昭和44年防音改築 5 昭和53年完成
S43. 1	騒音対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 北進小学校増築に伴う防音工事について 2 日の出小学校屋体建設に伴う防音工事について
		<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和46年実施 2 昭和45年新設

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S43. 4	基地設置	<p>全国最初のナイキ・ハーキュリーズ基地（地对空誘導弾部隊）の設置について、次の点を充分考慮し、地域住民が納得できる方途を講じるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域開発に支障がないこと。 2 千歳国際空港建設に支障がないこと。 3 この種の問題については、今後千歳市と事前に充分連絡をとり、地域住民が納得できる措置を講じた上で事業をとりすすめること。
S44. 1	米軍基地の返還について	<p>米軍が基地を縮小返還すると公表したのに伴い、次の事項が実現されるよう強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支笏湖水上訓練場の一般開放 2 FAC-1002内の100ビルの千歳市への譲渡 3 高速道路アクセスの基地内通過 4 長沼用水以北の基地開放
S46. 2	騒音対策	千歳市立病院防音改築について 昭和50年完成。
S48. 3	騒音対策	道立千歳保健所防音改築について 昭和52年完成。
S48. 3	騒音対策	テレビ等放送受信料減免区域の拡大措置について（長都・釜加地区）
S48. 4	航空機騒音に対する緊急実施に関する要望	<p>昭和49年に千歳基地に配備される予定のF-4EJファントム攻撃機に対する安全対策と騒音防止対策について、次の事項について年次計画を明示するよう4月10日臨時市議会決議をもって要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滑走路を南方に2,000m以上移動させること。 2 騒音を軽減するため、飛行技術面の検討とあわせ、防音林、防音、サイレンサー等あらゆる施設の整備を行なうこと。 3 現行の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」は極めて不充分であるので、抜本的改正を行なうとともに、特別立法等の措置を講じ、対策事業の拡大、騒音被害に対する見舞金を支給するなど、その責任において全額国費をもって万全の救済措置を講ずること。 4 安全確保のため、離着陸時はコース外の住宅地等の飛行を避け、可能な限り計器によることとし、機体の完全整備とあわせ万全の対策を講ずること。 <p>1 昭和53年12月南方1,000m移動完了。 3 新法「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」昭和49年に成立。</p>
S48. 4		<p>基地施設の荒廃により、祝梅地区梅川流域については湿地化し、農耕利用不可能となり、農業経営上重大な支障をきたしているため、早急に梅川改修工事を実施されたい。</p> <p>昭和50、51年実施。</p>
S48. 6	市民生活の安全確保に関する要望	<p>当市第2航空団所属F-104J戦闘機が、6月6日午後2時50分ごろ市内祝梅の農家庭先わずか50m地点に墜落したことに伴い、6月7日臨時市議会決議をもって次の諸点について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戦闘機の飛行安全が具体的に保証されるまで飛行を中止すること。 2 市街地上空及び周辺の飛行を絶対回避するため、あらゆる施策、方途を速やかに講ずること。 3 新機種の当基地配備計画を再検討すること。 <p>1 7月3日まで約1か月間飛行中止。</p>

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S48. 6	道路舗装	C経路の全線舗装について 陸上自衛隊第7師団と北海道大演習場との連絡道路については重車両の往来が激しく、周辺住民は騒音、振動、砂塵等により著しく被害を受けており、早急に全線（約7,300m）を舗装していただきたい。 昭和49年に採択、昭和57年完成。
S48. 7	騒音対策	本市市街地は航空自衛隊千歳基地と隣接しているため、航空機騒音の住民生活に与える影響は重大なものであり、特に地上騒音は記述形容できない激しさである。この騒音緩和対策として飛行場周辺に防音林を設置することは、周辺住民の長年の願望でもあり実現方要望する。
S48. 8	米軍機の飛来について 申し入れ	米海軍機（A-4・スカイホーク）の再三にわたる飛来による千歳飛行場使用については、今後絶対に使用させないよう強く申し入れる。 昭和49年2月1日米海軍西部太平洋艦隊司令官ジェームスカーマイケル・ドナルドソン少将来干、事情説明される。米海軍機の飛来については、あくまでも緊急事態に備えてのテストフライトであり、千歳基地の恒久的使用を意味するのではない旨説明された。
S48. 9	騒音対策	テレビ等放送受信料減免区域の拡大措置について（蘭越・祝梅地区）
S48. 11	騒音対策	テレビ等放送受信料全額免除措置について
S49. 1	視覚障害調査	千歳飛行場の航空機は、市民生活に重大な影響を及ぼしており、最近付近住民から視覚障害（難聴）傾向が強く訴えられており、飛行場の進入及び転移表面2,000mの区域内住民の聴力検査を早急を実施していただきたい。
S49. 3	移転跡地利用	千歳飛行場周辺の移転補償も逐次促進され跡地も約15haに達しておりますが、地域住民より跡地活用について強い要望もあり、市としても公共的活用を計画しておりますので、下記跡地を無償で貸付いただきますよう、特別のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。 1 旧青葉中学校及び末広小学校跡 2 旧ガス工場跡地 3 青葉地区跡地 4 朝日町地区跡地 すべて無償貸付。
S49. 6	道路舗装	市道平和道路の舗装について 昭和54年完成。
S49. 6	危険防止	演習場ガケ下は、蘭越地区住宅開発地域であり、ガケ崩れ防止のためブロック擁壁工事を実施されたい。 昭和50年度調査設計。
S49. 7	騒音対策	1日140回平均の飛行に伴う航空機騒音被害軽減のため、基地周辺における防音林造成は実施されているが、基地内での防音林造成と激甚地区に隣接する部分に防音壁を設置されたい。 1 滑走路南方移動の促進 2 航空基地内に防音壁及び防音林の設置 3 航空機騒音による難聴対策の促進 4 航空機騒音測定装置の設置 5 テレビ放送受信料の全額免除措置の促進 1 昭和53年12月完成供用開始。（1,000m）
S50. 5	基地対策	青葉・日の出地区は、飛行場の東側滑走路、その他飛行施設の工事により、地形、植生に変更が生じ地下水上昇の原因となっているので、下水道また排水施設を施工されたい。
S50. 10	懸案事業に関する陳情	1 滑走路南方移動について 2 住宅防音その他の防音工事の促進 3 交付金の増額について 1 昭和53年12月完成供用開始。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S50. 10	騒音対策	「滑走路の北端を1,000m移動することとし、そのため南方に700mの滑走路を新設する。これを52年度までの2か年で実施する」との方針に対して、当初の約束どおり51年度まで1,000m移動を完了すべく最大限の努力をすること。2,000m移動に係る計画概要を明らかにすること。
S50. 10	騒音対策	第2航空団は可能な範囲で騒音軽減のための諸措置をとっているが、いわば紳士的了解事項であるので、文書協定を締結したい。 51年3月30日付文書回答あり 1 特に静穏を要する全市的行事については、任務に支障のない範囲において、訓練飛行を中止するようにします。 なお、これの実施については、その都度市と打合せをいたします。 2 ジェット機の西側旋回については管制機関と協議し安全上やむを得ない場合を除き行なわないことを原則とします。 3 従来から実施している自主規制については、今後も継続的に実施します。
S50. 12	騒音対策	滑走路南方移動は、航空機騒音に苦しむ千歳市民の悲願であるので、昭和51年度予算として防衛庁が要求している「千歳基地滑走路南方移動」に要する経費についてぜひ認めていただきたい。 51年度予算として3,072百万円の内示あり。
S50. 12	騒音対策	テレビ放送受信料の全額免除措置について
S51. 3	基地対策	陸上自衛隊弾薬庫を特定防衛施設として追加指定していただくとともに、普通交付額算定基礎を改定していただきたい。
S51. 4	騒音対策	航空機騒音に悩む千歳市民の悲願である、千歳基地滑走路南方1,000m移動を52年度に完成するように、最大限の努力をしていただきたい。 昭和53年12月完成供用開始。
S52. 7	基地対策	国防という国家目的のため、基地に起因する諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、次の諸点について、ぜひ実現していただきたい 1 滑走路南方移動の早期完成 2 個人住宅防音工事（WECPNL85以上）の完全実施 1 昭和53年12月完成供用開始。
S52. 7	騒音対策	日夜航空機騒音によって基地住民の生活環境が破壊され、限りない犠牲を強いられている中で、住宅防音事業は千歳市の要求戸数をはるかに下回るものであり、対象範囲の第1種区域（WECPNL85以上）全戸に必要な予算確保のため、大幅増枠を実現していただきたい。 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額措置をぜひ講じていただきたい。
S52. 12	基地対策	1 普通交付額の算定について ターボジェット発動機を主たる動力とする超音速機が離発着する千歳飛行場における算定にあたっては、総理府令第3条第2項第4号アの第2表（最高数値の制限）適用の際、被害の実態に応じた配分を考慮すべきもので、同表は射爆場にかかる第1表との数値の差が6倍もある不合理な内容であります。したがって、当千歳飛行場の実態は射爆場にだけ出動するためのものではなく、しかも特定期間でなく終年24時間スクランブル出動という防衛施設の運用に伴う著しい被害恒常性が高いので、第1義的に加味されるよう所要の補正措置をしていただきたい。 2 運用の態様変更に係る算定について ・ F-4EJ戦闘機等の衝撃音に悩まされ耐え難い劣悪な生活環境条件 ・ 大規模な52年度航空自衛隊総合演習により昼夜の別なく通常訓練時における騒音度をはるかに超えた実態 ・ 墜落事故及び被害は、国家目的とはいえ市民の安全を確保することが絶対的使命である立場から、これらに対する具体的な補償の意味で所要の加算をいただきたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S53. 5	騒音対策	市街地全域にわたって激甚騒音をもたらしている厳しい現況下で、環境基準の達成年次もあと4年後と迫り、市民の生活環境を速やかに改善すべく住宅防音工事助成措置拡大を図っていただきたい。 1 住宅防音工事の対象区域(WECPNL85以上)をWECPNL70以上に拡大すること。 2 対象範囲は、「全室防音」に拡大し、早期完成を図ること。 1 昭和57年3月WECPNL75以上に是正。
S53. 12	騒音対策	滑走路南方移動1,000mに伴い運用の円滑化のため、平行誘導路を早期に完成させていただくとともに、新千歳空港を遅くとも昭和50年代には開港していただきたい。 昭和53年12月完成供用開始。 昭和63年7月20日開港。
S53. 12	基地対策	基地に起因する諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、生活安定と環境整備を図るため次の事項をぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S54. 6	基地対策	北方防衛の拠点基地周辺における住民生活の安定と環境の整備のため、次の事項についてぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S55. 8	基地対策	国防という国家目的のため諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、次の事項についてぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S55. 12	騒音対策	滑走路の再延長等、他に有効な音源対策を講じ得ない状況のもとでは「航空機騒音に関する環境基準」達成はもっぱら屋内において達成する以外に手段がないので、住宅防音工事の促進のため、次の施策を速やかに講じていただきたい。 1 住宅防音実施区域の拡大について ・民間空港がすでにWECPNL75をもって実施している中で、自衛隊所管飛行場はWECPNL80にとどまっていますので、均衡を図るうえにも是正していただきたい。 ・WECPNL70に対象区域を拡大、告示措置をしていただきたい。 2 住宅防音工事の促進について ・WECPNL70のコンター設定とともに、1室防音全室防音を弾力的に運用できるようにしていただきたい。 ・全室防音拡大実施のため、予算を大幅に確保していただきたい。 昭和57年3月31日WECPNL75に是正。
S56. 2	基地対策	技能訓練センター(仮称)の建設について
S56. 2	騒音対策	千歳市立向陽台小学校(仮称)の防音工事の実施について 昭和56年実施。
S56. 9	移転事業	自衛隊航空機の騒音障害が極めて高い青葉丘地域の住民は移転を強く要望しており、この要望に応え快適な生活環境を整備すべく、移転先地事業をぜひ採択助成していただきたい。 昭和57年より実施

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S56. 11	基地対策	千歳基地周辺公共地下駐車場建設助成事業について 基地が市街地を三方から囲み、さらに航空機騒音によって土地利用が 大きく制限されているため、生活の便宜に恵まれない市民の多くは、自家用車の保有が不可欠のものとなり、また一方には車両収容スペースを持たない中心商店街は、顧客離れが顕著となって衰微の一途をたどっている。これら都市の機能的活動の回復と中心商店街における事業活動の阻害要因を解消するとともに、航空機による二次災害防止に役立てるため「公共地下駐車場」を建設していただきたい。 昭和58年度実施設計。 昭和60年度一部供用開始。 昭和62年度完成。
S60. 2	基地対策	市道4線大通（C経路）は、自衛隊装軌車等が通行する際車両に付着した泥土が路上を覆い、粉塵公害等の影響を与えていますので、泥土解消の対策を講じていただきたい。 平成2年北海道大演習場内に戦車洗浄施設完成。
S60. 3	道路改良 （30号通）	航空機の進入路になっております東郊地区は、近年都市の発展に伴い住宅の建設が進み、人口の増加は著しいものがあります。万一航空機事故等の災害を考えると、救難救急防災活動が円滑に行われなことが予想されるため、地域住民の不安を解消し民生の安定を図るため、30号通の整備を早期に完成していただきたい。 昭和58年度設計。 昭和59年度着工。 昭和62年度供用開始。
S60. 4	道路舗装 （協和中央線）	自衛隊車両の往来が頻繁な当路線は、未舗装のため粉塵が舞い上がり視界が悪く非常に危険な状態になっており、また沿道の農地・苗畑にも被害がでている状況ですので、舗装工事を早期に着手していただきたい。 昭和60年度より実施設計。
S60. 4	河川改修	北海道大演習場並びに駐屯地にかかわる河川関係障害防止対策事業について、一層のご高配を賜りたい。 1 勇舞沢川及び内別川流域の調査について 2 勇舞沢排水路工事の事業促進及び河川公園計画に基づく改修工事の実施について 3 メムシ川改修工事における下流未改修区間の事業採択および上流市街地地区の計画変更について 4 ホカンカニ川の流域調査について 5 北斗地区の排水整備について 2 河川公園昭和62年より実施。 4 昭和61年度全体計画調査 5 昭和62年度全体計画調査。
S60. 4	基地対策	廃棄物焼却処理施設の採択について
S61. 3	基地対策	国有提供施設（防衛施設）の価格改定に関して隣接の地域開発の状況をご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますようご要望申し上げます。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S61. 6	基地対策	<p>市民の国防に対する理解は深いところではありますが、基地が所在することによって生じる諸障害を解消していただくことが、基地の安定使用につながるものと確信いたしております。つきましては、千歳市が当面の緊急課題として次の対策について特段のご高配を賜りたく謹んでお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国有提供施設(防衛施設)の価格改定について 2 市道4線大通(C経路)の泥土・粉塵及び騒音・振動対策について 3 (専)日本航空大学校併行工事の採択について 4 (仮称)平和地区学習等供用施設の建設について
S61. 8	汚水対策	<p>千歳基地からママチ川に放流されている排水は、流量の減少などから直接放流するのではなく、当市の公共下水道に接続されるよう特段のご高配を賜りたく、ご要望申し上げます。</p> <p>昭和63年度接続。</p>
S61. 10	市民生活の安全確保に関する要望	<p>9月15日のF-15、9月25日のRF-4E偵察機の相次ぎ発生したパンク事故にともない、次の諸点について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原因が究明されるまでは飛行を自粛していただきたい。 2 安全性と定時性確保のため万全な体制を確保していただきたい。
S61. 10	基地対策	<p>特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等について、ご配慮のうえ特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害について <ul style="list-style-type: none"> ・日米共同訓練の実施状況 ・航空自衛隊各種演習 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する発進 2 千歳基地の態様の変更について <ul style="list-style-type: none"> ・F-15戦闘機における2個飛行隊の編成 ・基地防空群の編成 ・日米共同訓練(陸)の拡大 3 基地対策に係る要望事項 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大演習場の特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・安定飛行による基地の運用
S62. 7	事故防止対策の確立に関する要望	<p>7月1日千歳基地において発生した「ジェット燃料タンクの爆発、炎上事故」は、多くの市民を震撼させ不安に陥れた。誠に遺憾であります。今後とも基地内におけるあらゆる事故の未然防止のため、万全の対策を確立されますよう強く要望いたします。</p>

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S62. 9	基地対策	<p>特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千歳飛行場から生じる騒音障害について <ul style="list-style-type: none"> ・日米共同訓練（空）の拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進 2 千歳基地における態様の変更について <ul style="list-style-type: none"> ・航空自衛隊の各種演習と日米共同訓練の同時実施 ・基地防空群の編成 ・第8移動警戒隊の編成 ・日米共同訓練（陸）の拡大 ・化学防護小隊の編成 3 基地対策に係る要望事項 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用。 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確保。
S62. 10	異常接近に係る申し入れ	<p>8月18日千歳上空において発生したF-15と民間航空機との間の異常接近により市民に不安を与えたことは誠に遺憾であります。2度とこのような事態が起こらないよう、万全な体制を確立されるよう申し入れいたします。</p>
S63. 9	基地対策	<p>特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害 <ul style="list-style-type: none"> ・千歳基地所属部隊（第2航空団）の演習枠拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・日米共同演習（空）の拡大 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進 2 千歳基地等における態様変更について <ul style="list-style-type: none"> ・千歳飛行場の追加提供及び使用期間の大幅拡大 ・第3高射群改編とペトリオット配備について ・日米共同救難訓練の実施について ・電子偵察小隊の編成 ・化学防護小隊の編成 ・日米共同演習の拡大 3 基地対策に係る要望事項 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確立。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
S63. 9	演習に係る申し入れ	<p>来る9月29日から10月15日まで航空総隊総合演習及び日米共同演習が予定されておりますが、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保 2 西側旋回をしないような配慮 3 航空機事故のないよう安全性への配慮 4 早朝、深夜の演習の回避 5 米軍外出時のトラブルの防止 6 10月9日は予備日となっておりますが、日曜日という事で回避を
S63. 10	基地対策	<p>千歳市域における防衛施設の設置及び運用等に係わるまちづくりのため、当面の緊急課題について特段のご高配を賜りたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千歳飛行場周辺等地域整備計画の推進 2 新千歳空港周辺地域開発計画の推進
H元. 8	演習に係わる申し入れ	<p>来る8月29日から8月31日まで千歳基地を含めて展開される北部航空方面の演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 9月1日は予備日となっておりますが、千歳神社秋季大祭ということで避けられたい。
H元. 9	演習に係る申し入れ	<p>来る9月21日から10月12日まで千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮していただきたい。
H元. 9	基地対策	<p>特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害 <ul style="list-style-type: none"> ・千歳基地所在部隊（第2航空団）の演習枠拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・日米共同演習（空）の拡大 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進 2 千歳基地等における態様変更について <ul style="list-style-type: none"> ・第3移動通信隊の新設について ・第3高射群改編とペトリオット配備について ・入間ヘリコプター空輸隊の移動訓練について ・三沢ヘリコプター空輸隊の移動訓練について ・北海道大演習場の使用期間の変更について ・第7師団の増強について ・第1特科団の第102特科大隊の編成について ・日米共同訓練の拡大について 3 基地対策に係る要望事項 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確立。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H元. 10	日米共同訓練に係る申し入れ	<p>来る10月6日から10月13日まで千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 土曜日の午後、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮していただきたい。
H2. 5	日米共同訓練に係る申し入れ	<p>来る5月11日に、千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H2. 6	日米共同訓練に係る申し入れ	<p>来る6月21日、22日の両日に、千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H2. 7	早朝飛行訓練に係る申し入れについて	<p>来る7月17・18日のいずれかに、千歳基地で展開されます態勢移行訓練に連繋する早朝飛行訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練の時間帯については、昭和51年3月30日文書回答における自主規制を守った中で実施されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H2. 11	日米共同訓練（実動訓練）に係る申し入れ	<p>11月30日に、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練（実動訓練）について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H3. 9	演習に係る申し入れ	<p>来る9月27日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい。 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮されたい。
H3. 10	日米共同訓練（実動訓練）に係る申し入れ	<p>来る10月14日から10月18日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練（実動訓練）について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 米軍の外出時のトラブルがないように配慮されたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H3. 10	F-15標的機のけん引ワイヤーによる事故について	<p>平成3年10月22日9時45分頃、空対空射撃訓練を終えた第2航空団のF-15標的機が、標的けん引ワイヤーの離脱を確認しないまま着陸したため、着陸コース直下にある家屋、車両、電線等に多大なる損害と市民に脅威感を与えたことは誠に遺憾であります。千歳市としては、あらゆる事故・不安を排除し、市民生活の安全確保を図ることが緊要でありますので、次の事項を申し入れします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 このたびの事故の原因究明がなされるまでF-15戦闘機による標的えい航機の飛行訓練を中止すること。 2 原因をただちに究明し、再発防止策等を含めて市へ報告すること。 3 被害状況はすべて明確にするとともに、補償には万全を期すこと。
H4. 9	演習に係る申し入れ	<p>来る9月8日から9月9日まで千歳基地を含めて展開される北部航空方面隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜の演習は避けられたい。
H4. 9	演習に係わる申し入れ	<p>来る10月1日から10月16日まで千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習について、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H4. 11	日米共同統合演習（実動演習）に係る申し入れ	<p>来る11月4日から6日までの日米共同訓練及び11月7日から16日までの日米共同統合演習（実動演習）がともに千歳基地を含めて展開されますが、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 百里基地のF-15の事故に鑑み、原因究明結果及び再発防止策を含めて市に報告するとともに、今後とも航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 日米共同統合演習（実動演習）に係わる早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい。
H5. 9	自衛隊統合演習（実動演習）に係る申し入れについて	<p>来る9月29日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される自衛隊統合演習（実動演習）について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日等演習は避けられたい。
H5. 10	自衛隊統合演習に関する申し入れ	<p>平成5年度自衛隊統合演習において、千歳基地から発進したF-15DJジェット戦闘機1機が、10月6日（水）午前8時18分頃、帰還途中海上に墜落した事故に関し、千歳市といたしましては、市民の事故に対する不安を解消し、市民生活の安全を確保するためつぎの事項について申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに事故原因を究明するとともに、航空機の安全が確認されるまでは、訓練飛行を中止していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策等を含めて早急に、市に報告していただきたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H5. 10	日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る11月1日から11月13日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 祝日の訓練は避けられたい。
H6. 5	桂木地区崖地対策について	<p>北海道大演習場千歳地区の南側は延長約1.6km、高低差20~25m、最大斜度約34度の崖地の形状をなしており、そのうち約3分の2が住宅地に近接しております。</p> <p>崖地法面の現状は大部分が植生、雑木により安定状態にあると推察されますが、局所的、主に法尻部に中小規模の法面崩壊が確認されており、土質、形状、経年等から更に崩壊が進行すると住宅地に被害が及ぶことも予想されます。</p> <p>つきましては、地域住民の不安解消のためにも一日も早い崖地の安定対策を講じて頂きたくご要望申し上げますので、特段のご高配をお願いします。</p>
H6. 10	航空総隊総合演習及び日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れについて	<p>来る11月1日から11月25日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同統合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H6. 12	C経路対策について	<p>千歳市祝梅根志越線ほか3路線等からなる通称C経路の装軌車通行に伴う諸障害の緩和或いは軽減については、この度その検討結果を取りまとめ、市のC経路対策の基本として、沿線地域住民の理解を求めてまいりたいと考えております。つきましては、この対策の計画を実施するにあたり、何よりも貴職のご支援が必要でありますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p>
H7. 9	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	<p>来る9月28日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 早朝、夜間、土曜日、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 西側旋回をしないように配慮されたい。
H7. 10	日米共同訓練延期の申し入れについて	<p>10月6日に石川県小松基地で発生したF-15のオーバーラン炎上事故、及び10月18日には沖縄県嘉手納基地所属のF-15が海上に墜落する事故等、F-15に関する事故・トラブルが発生しております。</p> <p>事故機と同型の機種が配備されている千歳基地において、また、11月2日から18日まで、事故機と同型の沖縄米空軍嘉手納基地所属のF-15が、千歳基地を中心に展開予定の日米共同訓練についても、事故やトラブルの原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民の理解と協力が得られず、また、市民に与える不安は多大なものがあります。つきましては、市民生活の安全性を確保するためにも、次の事項について申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに各事故の原因を究明されると共に、航空機の安全性が確認されるまでは、11月2日から11月18日までの間の実施予定の、日米共同訓練を延期していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策を含めて、早急に市に報告していただきたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H7.10	千歳基地における訓練等の自粛の申し入れについて	<p>10月6日に石川県小松基地で発生したF-15のオーバーラン炎上事故、及び10月18日には沖縄県嘉手納基地所属のF-15が海上に墜落する事故等、F-15に関する事故・トラブルが発生しております。</p> <p>事故機と同型の機種が配備されている千歳基地において、事故やトラブルの原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民の理解と協力が得られず、より一層、市民に不安を与える事となり、市民生活の安全性を確保するためにも、次の事項について申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに各事故の原因を究明されると共に、千歳基地における訓練を自粛していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策を含めて、早急に市に報告していただきたい。
H7.10	日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る10月31日から11月18日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全には特に留意されたい。 3 西側旋回をしないように配慮されたい。
H8.10	日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る11月4日から11月17日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 戦闘機・偵察機等の西側滑走路の使用を自粛し、騒音の軽減を図られたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
H8.11	航空自衛隊総合演習に係る申し入れについて	<p>来る11月26日から12月10日まで、千歳基地を含めて展開される航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 早朝、夜間、土曜日、日曜日の演習は避けられたい。 3 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H9. 2	長都川濁水対策に係る要望について	<p>北海道大演習場千歳地区・恵庭地区に源流を発し、延長約13kmに及ぶ千歳川の支流長都川につきましては、かねてより流域住民から環境保全、濁水対策、洪水・砂防対策等について、原因調査並びに各々対策の実施について要請されておりました。</p> <p>対策の樹立にあたっては、流域が演習場内と言う特殊性と、流域上流部が戦車等の訓練により相当地形が変化している事など、基本的調査に相当の時間を要する事が考えられます。</p> <p>したがいまして、演習場を管理しております貴職におかれましては、次の事項につきまして早急に応急対策を講じられ、流域住民の民生安定が図られますように要望いたします。</p> <p>1 源流部の保全及び流域の環境保全</p> <p>1) 7線橋より下流の長都川周辺の森林保全、及び保全のための車両乗り入れ等の制限措置。</p> <p>2) 湧き壺周辺の荒廃防止並びに環境整備。</p> <p>2 洪水及び砂防対策</p> <p>1) 沢地を流下する水の流速を抑え、土砂等の流出を抑える施設、工作物の設置。</p> <p>3 濁水対策</p> <p>1) 演習場内道路側溝の濁水について、河川への直接放流をさげ、大型の沈砂池等の設置。</p>
H9. 9	航空総隊総合演習及び日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る9月16日から10月6日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <p>1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい</p> <p>2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。</p> <p>3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。</p> <p>4 早朝、深夜、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。</p>
H9. 10	日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る11月3日から11月14日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <p>1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。</p> <p>2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。</p> <p>3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。</p> <p>4 早朝、祝日の訓練は避けられたい。</p> <p>5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。</p>
H10. 5	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	<p>来る5月25日から6月5日まで、千歳基地を含めて実施される平成10年度航空総隊戦技競技会について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <p>1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。</p> <p>2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。</p> <p>3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。</p> <p>4 早朝、深夜、土曜日及び日曜日の飛行訓練は避けられたい。</p>

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H10. 9	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	<p>来る9月24日から10月13日まで、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H10. 10	航空総隊総合演習中の事故に係る申し入れについて	<p>航空総隊総合演習のため千歳基地に展開していた青森県三沢基地所属のF4-EJ改機が、10月9日に千歳基地から撤収する際、消息を絶ち、行方不明になるという事故が発生しております。</p> <p>事故機と同型機は、航空総隊総合演習や移動訓練等において年に何度となく千歳基地へ展開してきており、かかる事故の原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民に大きな不安を与えております。</p> <p>ついては、市民生活の安全性確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の原因について、すみやかに調査、究明し公表されたい。また、事故原因が究明されるまでは、F4-EJ改機の千歳基地への展開を行わないでいただきたい。 2 二度と事故のおきることのないよう、再発防止策に万全を期するとともに千歳基地所属航空機の安全飛行と整備点検の徹底を図っていただきたい。
H10. 10	日米共同統合演習に係る申し入れについて	<p>来る11月2日から11月13日（実動）まで、千歳基地を含めて行われる日米共同統合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 2 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
H11. 11	日米共同訓練に係る申し入れについて	<p>来る11月8日から11月19日（実動）まで、千歳基地を含めて行われる日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H11. 11	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	<p>来る11月15日から11月29日(千歳基地参加:11月22日~11月25日)まで、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早朝及び祝日の飛行は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい <p>航空自衛隊機墜落事故(入間基地)のため中止</p>
H12. 6	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	<p>次の事項について申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。 2 早朝・深夜及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 5 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。
H12. 6	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	<p>来る7月12日から7月20日まで、千歳基地を含めて実施される平成12年度航空総隊戦技競技会について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次の事項について申し入れをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今回の戦技競技会においては7月15日(土)も競技会を実施するとの通知がありましたが、国民の週休日制定着の中、土曜日の飛行は、真に遺憾であります。 土・日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知について、市民等への対応から2週間前には説明されたい。 3 早朝の飛行は避けられたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 5 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 6 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 <p>航空自衛隊機墜落事故(美保基地、松島基地)のため中止</p>
H12. 10	航空自衛隊総合演習に係る申し入れについて	<p>来る11月6日から11月20日まで、千歳基地を含めて行われる航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早朝及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 5 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H13. 6	島松空対地射撃場を使用した訓練に関する事故について	平成13年6月25日10時55分頃、第83航空隊(那覇)所属のF-4EJ改戦闘機が、島松爆撃訓練中、20mm訓練弾が不時に発射され、民間施設へ撃ち込まれるという事項が発生しました。 千歳市といたしましては、かねてより、市民生活の安全性の確保について要請を行っていたところではありますが、今回、かかる事故が発生したことは、誠に遺憾であります。 つきましては、事故原因の早急な究明と安全管理の徹底を図られるまで訓練の中止を強く求めます。 1 事故原因を早急に究明すること 2 安全管理の徹底が図られるまで訓練を中止すること
H13. 9	事故再発防止策の履行と安全対策について(申し入れ)	去る6月25日に、島松空対地射撃場において訓練中に発生した航空自衛隊F-4型機機関砲誤発射事故は、整備ミスが原因との調査結果が9月3日本市に報告されました。今回の事故は、一歩間違えば人的被害を引き起こし、あってはならない事故であり、市民に大きな不安感を与えた事については、真に遺憾であります。従いまして、事の重大性に鑑み、二度と整備ミスを起こさない様、示された再発防止策の徹底履行と安全対策には、今までにまして万全を期されるよう申し入れます。
H13. 9	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る10月1日から10月15日までの期間、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。 2 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 早朝及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 5 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 米国同時多発テロにより中止
H14. 5	航空総隊戦技競技会参加に伴う土曜日の飛行訓練実施に係る申し入れについて	来る5月16日(木)から5月29日(水)まで、航空自衛隊小松基地で実施される平成14年度航空総隊戦技競技会参加に伴う土曜日の飛行訓練実施について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れします。 1 航空自衛隊千歳基地から、今回の戦技競技会参加に伴う事前訓練として、5月11日(土)に飛行訓練を実施するとの通知がありましたが、本市は、これまでも土・日曜日及び祝日の訓練自粛を申し入れており、貴隷下部隊が予定している飛行訓練は、真に遺憾であります。よって、土曜日実施となっている今回の飛行訓練は避けられたい。
H14. 10	日米共同統合演習及び航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る11月11日から11月22日までの期間行われる日米共同統合演習及び航空総隊総合演習について、市民の生活環境を守るため、次のとおり申し入れします。 1 航空自衛隊千歳基地から、今回の日米共同統合演習及び航空総隊総合演習として、11月16日(土)と17日(日)に演習のため自衛隊機の飛行を実施するとの通知がありましたが、本市はこれまでも土・日曜日及び祝日の飛行自粛を申し入れております。よって、土・日曜日実施となっている今回の飛行訓練は避けられたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H15. 10	平成15年度航空自衛隊総合演習に係る申し入れ	<p>来る10月6日から10月17日まで千歳基地を含めて行われる航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早朝、夜間、土曜日、日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知は、市民周知等の対応が確保可能な期間をもって行っていただきたい。 3 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。
H16. 11	日米共同統合演習に係る申し入れ	<p>来る11月10日から11月19日まで千歳基地を含めて行われる日米共同統合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び祝日並びに深夜・早朝の飛行を自粛していただきたい。 2 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意していただきたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。
H17. 3	早期の事故原因究明と安全対策について（申し入れ）	<p>去る3月5日に、北海道大演習場島松地区において発生した、96式自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着の可能性の事態は、あってはならないことであり、市民に大きな不安と不信感を与える結果となりました。千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては、安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については、誠に遺憾であります。つきましては、事の重大性に鑑み、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徹底した捜索を行うこと。 2 早期に原因究明を行うこと。 3 再発防止策、安全対策の確立を行うこと。 4 原因究明、再発防止策及び安全対策が確立するまでの間、実弾訓練を行わないこと。 5 事故発生の際には、地元自治体等に対し、速やかに通報すること。
H17. 9	早期の事故原因究明と安全対策について（申し入れ）	<p>本日、北海道北西海上訓練空域において発生した、第2航空団所属のF-15戦闘機の接触事故は、あってはならないことであり、市民に大きな不安を与える結果となりました。千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては、安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については、誠に遺憾であります。つきましては、事の重大性に鑑み、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早期に原因究明を行うこと。 2 再発防止策、安全対策の確立を行うこと。 3 原因究明、再発防止策及び安全対策が確立するまでの間、F-15戦闘機による事故の要因となった同種の訓練を行わないこと。 4 事故発生の際には、地元自治体に対し、速やかに通報すること。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H17.11	平成17年度航空総隊総合演習に係る申し入れ	<p>来る11月14日から25日に千歳基地を含めて行われる、平成17年度航空総隊総合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 深夜早朝、土・日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知は、市民周知等の対応が確保可能な期間をもって行っていただきたい。 3 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。
H18.9	平成18年度航空ページェント及び三沢航空祭における展示飛行等に係る申し入れ	<p>来る9月10日に行われる航空ページェント及び三沢航空祭における展示飛行について、騒音軽減の観点から、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 騒音直下の住民に対する影響を考慮し、土・日曜日、祝日の騒音軽減のため十分な配慮を願いたい。 2 行事の開催日が重なったことが、日曜日における離着陸回数の増加につながったことから、各行事の開催日については、上級部隊等とも事前に十分な調整を図っていただきたい。 3 地域住民への周知などのために、十分な時間的余裕を持って通知いただきたい。
H18.10	平成18年度航空総隊総合訓練に係る申し入れ	<p>平成18年11月6日から17日までの間、千歳基地を含めて行われる平成18年度航空総隊総合訓練(実動訓練)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練期間中の土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、騒音直下の住民に対する影響を考慮し飛行を避けられたい。 2 訓練日程の通知は、かねてから市民周知が可能な十分な余裕をもって行うことを申し入れており、市民生活への影響を十分考慮し、今後は早期に訓練日程を通知されたい。 3 訓練に際しては、騒音軽減に配慮した飛行を徹底するとともに、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。
H19.10	平成19年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	<p>11月5日から11月16日までの期間に行われる日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H20. 11	平成20年度自衛隊統合演習（実動演習）に係る申し入れ	<p>11月10日から11月17日までの期間に行われる自衛隊統合演習（実動演習）について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H21. 10	平成21年度自衛隊統合演習（実動演習）に係る申し入れ	<p>11月5日（木）から11月11日（水）までの期間に行われる自衛隊統合演習（実動演習）について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H21. 12	F15 戦闘機の安全確保についての申し入れ	<p>去る11月25日に千歳基地所属F15戦闘機のエンジン構成品の一部不時落下、11月29日には築城基地所属F15戦闘機の水平尾翼一部の不時落下、更に12月4日には小松基地所属F15戦闘機の胴体着陸と、F15戦闘機に関してトラブルが連続して発生しております。</p> <p>千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については大変重く受け止めております。</p> <p>このことから市民の安全・安心を守る観点から、次のとおり強く申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同型機の安全確保のため、徹底した点検を実施すること。 2 安全が確保されるまで、訓練飛行の自粛をすること。 3 各自案について、原因の究明に努め適切な時期に情報を公表すること。
H22. 5	平成22年度航空総隊戦技競技会に係る申し入れ	<p>5月29日（土）及び30日（日）に行われる飛行について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり強く申し入れをいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮して避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練情報は、速やかに市民周知するため、周知期間を考慮し早期に情報の提示をされたい。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望（陳情）内容
		対応・結果
H22. 11	平成22年度日米共同統合演習（実動演習）に係る申し入れ	<p>12月3日（金）から12月10日（金）までの期間に行われる日米共同統合演習（実動演習）について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H23. 2	グアムにおける日米共同訓練の実施に係る申し入れ	<p>1月19日（水）から3月7日（月）までの期間に行われる日米共同訓練の実施について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 共同訓練に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 共同訓練に係る情報は、市民周知を速やかに行うため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H24. 2	F-15戦闘機の部品落下についての申し入れ	<p>平成19年4月から平成23年12月末までの間に、航空自衛隊の主力戦闘機であるF-15が部品落下を起こした全国の発生件数は113件あり、このうち、地方自治体に通知された件数は9件であったと防衛省航空幕僚監部が公表し、新聞報道がされたところであります。</p> <p>このことについて、貴基地に内容などを確認したところ、この5年間に発生した件数は14件であり、このうち、平成21年11月25日（木）に発生した「エンジン部品の一部落下」の1件は、千歳市に通知したとの回答がありました。</p> <p>一連の報道から、貴基地をはじめ、F-15戦闘機の配備されているほとんどの基地において、同機の部品落下について地方自治体に通知されていなかったことが明らかとなりましたが、本市としては、市民の安全・安心を守る観点から、次の点について、強く申し入れをいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の部品落下については、発生後速やかに本市に通知すること。 2 通知にあたっては、できる限り情報の提供を行うこと。 3 安全確保のための点検をより徹底すること。 4 発生した部品落下については、早期に原因の究明を図るとともに、結果を速やかに公表すること。 5 部品落下を起こした同型機の安全が確保されるまで、訓練飛行の自粛をすること。

(「23 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H24.10	北部航空方面隊総合演習(実動演習)に係る申し入れ	<p>平成24年10月22日から10月25日までの期間に行われる北部航空方面隊総合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 総合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
H24.11	平成24年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	<p>平成24年11月5日から11月16日までの期間に行われる平成24年度日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。

(文書による要望事項について掲載)

第5章 市の基地対策（防衛施設と周辺地域との調和）

千歳市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地が所在し、市街地の三方がこれら防衛施設に囲まれています。このため、市街地の発展方向が航空機の飛行経路に重なるほか、新たに宅地開発や住宅建設が行われている地域には、装軌車などが通行する市道南28号外4（陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ路線で、以下、「C経路」という）が所在するなど、都市計画上の土地利用において多くの制約を受けています。

このような中、当市においては、これまで防衛施設の設置・運用に伴う諸障害を防止・緩和するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき建物等の移転措置事業や住宅防音事業、障害防止事業、民生安定事業など地域住民の生活環境の向上に資する各種対策事業が行われていますが、移転措置事業や住宅防音事業は、住宅等が助成対象区域内に所在する場合であっても、区域指定の告示日以降の住宅等が助成対象とならないなど制度上多くの課題があります。

このことから、当市は、今後とも市議会や防衛施設を有する関係自治体で組織される各種団体と連携を図りながら、国に対してこれらの課題解決と各種制度の拡充を求めていくとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、防衛施設と調和のとれたまちづくりを積極的に推進します。

1 基地対策の重点事項

（1）航空機騒音等の対策

- ・飛行訓練に際しては安全対策と騒音軽減に配慮した飛行を徹底するとともに、深夜・早朝、土・日曜日、祝日の飛行自粛を求めています。
- ・安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう求めています。
- ・日米共同訓練等の演習に際しては、事前に市民周知を行う観点から、訓練日程等の情報を早期に公表することを求めています。
- ・米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関しては、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を順守することを求めています。
- ・住宅防音工事に関しては、対象区域や対象施設の拡大、告示後住宅への助成等の制度拡充と建具復旧工事待機世帯の早期解消などを求めています。
- ・地上デジタル放送開始に伴う基地周辺共同受信施設のデジタル化対応を求めています。

（2）まちづくりとの整合

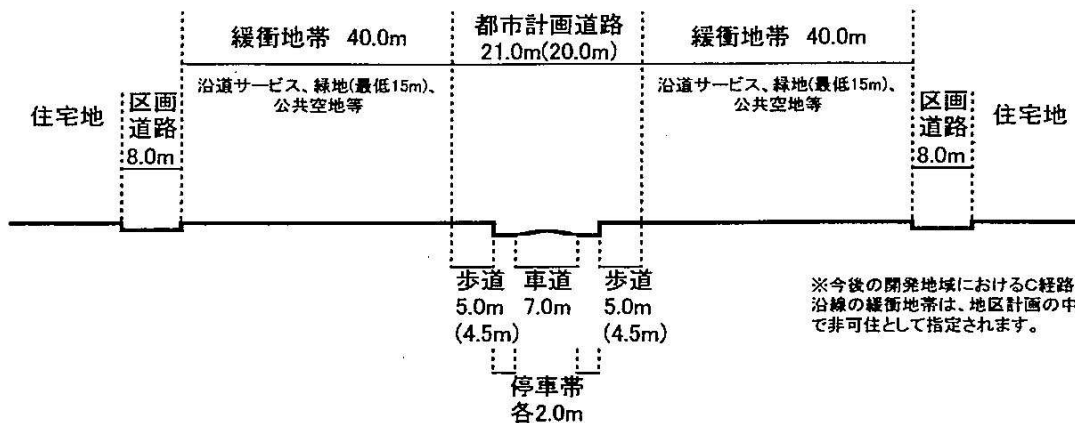
- ・C経路対策委員会報告書（平成6年11月30日）に基づくC経路対策を継続して推進しています。

- ・ 装軌車が通行するC経路沿線地域に、防災学習施設の建設や体験型野外広場の整備などを行う「北海道大演習場等周辺まちづくり事業」を推進しています。

(3) 国の基地対策関連経費の所要額確保など

- ・ 防衛省所管の基地周辺対策にかかる補助対象施設・範囲の拡大及び制度拡充を求めるとともに、予算の増額確保を要望しています。
- ・ 総務省所管の国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金にかかる対象資産の拡大と予算の増額確保を求めています。
- ・ 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金を活用した地域振興策について、地元要望に即した事業採択と所要の予算確保を求めています。

C 経 路 定 規 図



※ () は旧基準


第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

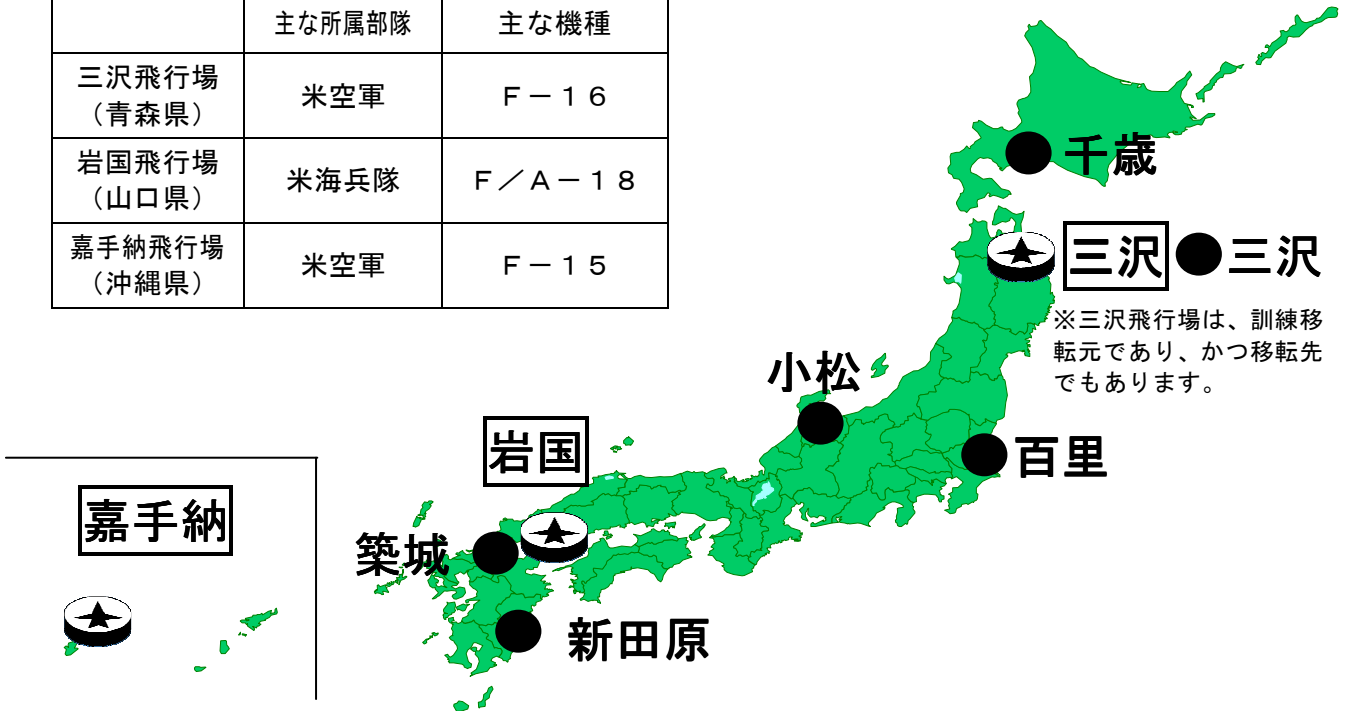
1 訓練移転の概要

《移転元の米軍飛行場の概要》

	主な所属部隊	主な機種
三沢飛行場 (青森県)	米空軍	F-16
岩国飛行場 (山口県)	米海兵隊	F/A-18
嘉手納飛行場 (沖縄県)	米空軍	F-15

 **訓練移転元** (3か所)

 **訓練移転先** (6か所)



2 訓練移転問題に対する判断 (平成18年7月7日)

在日米軍再編に係る訓練移転問題については、騒音の加重が避けられないなど、誰もが快く歓迎する案件とはなり得ず、受け入れに対する反対意見もあるなかにおいて、国の専管事項に関するものであり、極めて難しい判断が求められてきたところであります。

また、再編に係る基本方針等は、すでに日米合意を経て、閣議決定され、政府一体となって取り組むとの方針が明確となっており、国は、この着実な実施を目指しているところでありますが、私(市長)としては、この事実を受け止めたうえで、地元自治体が求める対策などが反映されない状況下での訓練実施だけは、避けなければならないものと受け止めてきたところであります。

このようなことから、私(市長)は、市民の皆さんの意見はもとより、議会審議の経過などを踏まえるとともに、国防が国の重要な政策であることを認識した中で判断しなければならないものと考えてきたところであります。

こうした基本認識のもとで、これまで防衛庁、防衛施設庁及び札幌防衛施設局と

進めてきた協議において、国と千歳市における協定の締結、騒音対策の推進、事故・事件に対する国の責任ある対応、関係機関による連絡協議会の設置、市の要望を踏まえた地域振興策の実施が確認できたことなどから、訓練移転の受け入れは、やむを得ないものと判断するものであります。

<判断の理由>

- ① 不安定な国際情勢のなかにあつて、国防に関する基本的な政策に基づくものであり、地方自治体はこれに協力する必要があること
- ② 沖縄の負担軽減は同じ国民の1人として重く受け止めており、可能な限り負担の軽減に努める必要があること
- ③ 騒音の加重、事故の発生、米軍人による事件など治安面での不安、まちづくりへの影響などの懸念事項に対しては、完全に不安を払拭することは難しいものの、国と千歳市による協定の締結とその順守、各種対策等の実施などにより、一定程度、解消や緩和が図られること
- ④ 自衛隊が駐屯して50年を超える歴史のなかで、防衛施設の安定的な設置運用に理解を示し、国防の一翼を担いながら発展してきたまちづくりの経過を踏まえた判断が求められていること

(1) 国防に関する認識

わが国の防衛力については、自衛のために必要な限度において整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知をしている。

新防衛大綱では、ますます相互依存関係を深めている国際社会の現状を踏まえ、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除するとともに、国際的な安全保障環境を改善して、脅威が及ばないようにすることを目標に掲げ、わが国自身の努力、日米安全保障体制を基調とする同盟国との協力、さらには、国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成するとしている。

このような国防に対する基本的な政策は、国の専管事項と認識しているところであり、わが国全体を網羅した隙の無い防衛体制を構築するためにも、地方自治体は、防衛施設の設置運用に伴う障害等の解消や緩和策の推進を前提として、こうした政策に協力する必要があるものと受け止めている。

(2) 沖縄の負担軽減に対する認識

このたびの在日米軍の再編については、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとされている。特に沖縄の負担軽減では、主に次のような軽減策を講ずるとしている。

- ① 人口密集地の基地を可能な限り返還することを目的として、嘉手納以南の市街地にある基地の全面・一部返還

- ② 普天間飛行場の早期返還に向けて、代替施設の建設と緊急時の基地機能を航空自衛隊築城、新田原基地において確保
- ③ アメリカ海兵隊司令部等の移転で、8千人の人員をグアムへ移駐
- ④ 嘉手納飛行場を含む米軍基地での航空機訓練の一部を6箇所の航空自衛隊基地へ移転

現在、在日米軍の専用施設面積の約75%が沖縄県に集中している実態からすると、この負担軽減は国全体として担っていかなければならない課題であると認識している。

(3) 騒音等、懸念事項の対策

①協定の締結

現在、航空自衛隊は、通常訓練において自主規制措置を講ずるなど、基地周辺市街地に対する騒音の影響を局限するような運用を行っており、このたびの訓練移転においても、この航空自衛隊と同様の態様で実施するとしている。

一方、このたびの訓練移転は、従来の共同訓練とは別事案との見解が示されてきたところであり、また、市民の間には米軍に対する不安感、不信感が強いことなどから、訓練移転に伴う安全・安心対策、騒音対策、地域振興策、さらには、使用条件である年間の使用日数60日以内を維持することなどを明記した協定の締結について国と協議を行ってきたところである。

このたび、概ね、市の意向に沿った内容により、国と協議が整ったことから、今後は、協定の締結により、各種対策の実施が担保されるとともに、将来、仮に使用条件の変更要請があった場合においても、地元協議を要するとしたルールが明確となるものである。

<協定に明記する事項（要約）>

○千歳基地の位置づけ

- ・日米地位協定第2条4項b（国が管理し、米軍が一時使用する）の施設とする。

○市民の安全・安心対策

- ・国は、事故・事件に適切に対処するため、関係機関との間で連絡体制を整備する。
- ・万が一、事故・事件が発生した際には国が責任をもって対応する。
- ・共同訓練の期間中、札幌防衛施設局の職員を千歳市に派遣し、行政機関への連絡や周辺住民への対応にあたる。

○生活環境の整備

- ・国は、騒音対策、地域振興策等について、市の要望を踏まえ、所要の措置を積極的に講ずる。

○訓練の概要

- ・訓練の形式は航空自衛隊との共同訓練とする。
- ・基地使用の態様では、使用条件のうち年間60日以内とするなどの条件を維持する。
- ・その他の態様では航空自衛隊と同様の態様とする。

○地元への情報提供

- ・国は、共同訓練の計画を市に事前に通知する。

②騒音の加重と対策

<騒音の加重>

訓練移転に伴う騒音の加重については、国からは、これを把握するためには、機種ごとの飛行回数、飛行時間帯、飛行経路、騒音データ等を要するとされており、現時点では、具体的な訓練計画が作成されておらず、しかも実績が無い状況から、1,900回の訓練によるW値（うるささ指数）の変化を予測して示すことはできないとされている。

一方、年間の飛行回数の増減のみに着目して、過去の実績値により比較した場合、自衛隊機の管制回数が約21,000回であった平成16年度と、それより約2,000回多い平成12年度では、住吉地区（国設置測定局）のW値比較で3ポイントの上昇となっているとの説明を受けている。

<騒音対策>

国は、訓練移転計画を踏まえ、必要に応じて騒音度調査を実施し、その結果を受けて、適切に対処する考えであり、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づくなど、障害の実態や地元の意向を踏まえ、各種の周辺対策を進めるとしている。

現在のところ、平成19年度以降において、次のような対策を講ずることにより、騒音影響の軽減を図るとしている。

- ・住宅防音工事については、予算枠を増額確保し、その推進を図っていくが、特に防音建具機能復旧工事は、待機状況の早期解消を図る。
- ・告示後住宅については、今後騒音度調査を実施し、この結果に基づいて騒音区域の見直しを行ったうえで、対象住宅について防音工事を実施する。
- ・市民が訓練に伴う騒音発生状況を閲覧するための「騒音情報公開システム」の設置に向けて検討する。

③事故・事件の対策

国からは、このたびの訓練移転は航空自衛隊との共同訓練であり、米軍人については訓練期間中の滞在はあるものの常駐は無く、訓練終了後は速やかに撤収するとの内容が示されている。

平成9年から11年にかけて実施された航空自衛隊との日米共同訓練では、約2週間前後にわたり、約120人から250人の米軍人が、また、平成15、17年の陸

上自衛隊との日米共同訓練では、2週間から約1か月にわたり、各年約1,500人の米軍人が来干しているが、いずれも事故・事件などの事案は発生していない。

従って、これまでの実績等からも、米軍人による事故・事件が発生する可能性は低いものと想定されるが、次のような対策等を講じ万全を期するものとする。

<国が主体となって実施する対策>

- ・国は、米軍人による事故・事件の抑制については、米国側に対して、さまざまなレベルから安全管理や綱紀粛正の徹底を図るなど、実効性ある措置を講ずるよう求めている。引き続き外務省と連携して強く要請していく。
- ・札幌防衛施設局、北海道、北海道警察本部、千歳市などの地元関係自治体をメンバーとする連絡協議会を組織し、訓練計画に関する情報提供とともに、事故・事件への体制整備等を行う。
- ・万が一、事故・事件が発生した際には、速やかに関係機関に対し事実を詳細に報告するとともに、国が責任を持って対応する。
- ・訓練期間中、札幌防衛施設局職員が常駐し、行政機関への連絡や周辺住民の対応にあたる。

<市が主体となって実施する対策>

- ・市が従来から実施している、関係部隊、千歳警察署、医師会、料飲店組合などの市内関係団体による連絡調整会議を引き続き開催し、訓練計画の周知とともにトラブルの未然防止に努める。
- ・米軍人による事件については、その規模や影響を与える範囲がさまざまであることから、事件の一報があった時点において、災害警戒本部に準じた体制をとり事後の対応を決定する。庁内の連絡体制についても、緊急連絡対応マニュアルに準ずるものとする。

④まちづくりに対する影響

当市のまちづくりの核をなす新千歳空港の機能拡充に対する影響については、国からは、千歳飛行場及び新千歳空港の管制は、これまでも、安全かつ円滑な運航に寄与する態勢を取ってきており、このたびの訓練移転が、民間航空による新規路線就航や増便、国際線旅客ターミナルビルの新設に影響を与えるものではないと回答されており、影響は無いと判断している。

騒音の加重に伴うまちづくりへの影響については、土地利用の面では、現在の騒音区域の最終告示が、昭和57年3月であり、その後、新千歳空港の開港や、航空機の機種変更などにより、騒音の低減が進んでいることなどから、今後予定されている騒音区域見直しでは、影響範囲の拡大はないものと予想され、土地利用規制への影響は少ないと考えている。

⑤地域振興策の推進

国は、閣議決定において再編関連措置を実施する際に、新たな負担を担う地元自治体の要望に配慮し、地域振興策等の措置を実施するものとしており、新たな法制度による交付金の創設を検討するほか、市の周辺対策等の要望を踏まえ、その実現に向けて最大限努力するとしている。

これらの新たな財源を活用することによって、財政の健全性の確保とともに、将来のまちづくりに資する重点事業等の推進が可能となるものと考えている。

また、地域経済に対する影響では、騒音対策として、国の直轄事業である住宅防音工事の促進が明確となっているほか、地域振興策に位置づけた事業の推進などにより、地元企業の受注機会が拡大するなど、活性化が期待できるものと考えている。

(4) 自衛隊と共存共栄のまちづくり

当市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地が所在し、わが国における北方の防衛拠点として機能するとともに、地域防災への任務などを通じて市民生活を守る大きな存在となっている。

また、自衛隊員及び家族などを含めた総数は、人口の約4分の1を占めており、自衛隊駐屯地・基地の維持管理経費をはじめ、隊員の居住や消費活動、防衛施設周辺整備事業経費、さらには、隊員等の社会活動等により、市財政はもとより、市域経済の活性化、教育文化の振興などに大きく寄与している。

一方で、演習場を含めた防衛施設面積は、市街化区域面積の約1.7倍という広大な面積を占めるとともに、航空機騒音をはじめとして、装軌車両が通行する際の騒音・振動、交通障害などの課題を抱えていることから、これまで騒音防止対策や河川・道路の改修、公園の整備など、障害の防止や緩和、さらには民生安定に資する対策を積極的に講じてきている。

このように、当市は、自衛隊が駐屯して50年余を数えるなかで、国防の一翼を担いながら、都市施設の整備等を積極的に推進し、内外から住みよいまちとの評価を得て発展を続けてきたところであり、今後も、こうした歴史を踏まえ、自衛隊と共存共栄したまちづくりを基本姿勢として市政運営にあたっていくものである。

(5) 市民、団体等からの意見とその対応

平成17年10月31日に、国から「訓練移転先として、千歳飛行場が候補地となる可能性がある」との説明があり、これが報道で取り上げられて以来、市民等から市に対し、電話、電子メール、手紙、要望書などの形式により意見、要望等が寄せられている。

一方、市としては、平成18年3月21日に、国から訓練移転の概要が示されたことを受けて、この内容をいち早く周知するとともに、市内公共施設に意見箱を設

置し、広く市民の意見を聴いたところである。

この意見箱には、429人の方から意見が寄せられ、その主な内容は、騒音の加重、治安悪化や事故に対する不安、国・米軍に対する不信感など、訓練移転に対する不安や抵抗感などを表明するものや、訓練の受け入れに際しては、騒音対策や地域振興策が条件、国防上必要であるなどとなっている。

また、千歳商工会議所をはじめとして、千歳市町内会連合会、陳情団体である米軍移駐に反対し、平和で安全な街づくりを考える会などとの懇談、さらには、女性団体協議会など各種団体の要請による出前講座などにおいて、計12回にわたり、国からの説明経過や訓練計画の概要等を説明したうえで、参加者から意見・要望等を伺ってきたところである。

この意見等の内容については、米軍の訓練そのものに対する反対や、今後の米軍基地化につながるなどの意見のほか、騒音の加重や治安面での不安、騒音対策の充実を求めるもの、市民の不安解消に向けた実効性ある協定締結を求めるものなどさまざまであるが、基本的には、市民の意見箱における内容と類似している状況にある。

私（市長）としては、9万2千市民が、もうこれ以上騒音はいらないとの気持ちを持っていることについては理解しており、このことを受け止めたなかで、市民の皆さんが不安や懸念を持たれている事項に対しては、協定の締結などにより、国の取組方針を明確化したうえで、その実施を確認してきたところである。

なお、市としては、今後、市民説明会を開催するなどして、市民の理解と協力を得るよう取り組んでいく。

3 訓練移転に関する主な経過

年月日	件名・経過
H17. 10. 29	・米国ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会「2 プラス 2」開催（現地時間） （「在日米軍再編に係る中間報告」発表）
10. 31	・札幌防衛施設局より、「在日米軍再編に係る中間報告」の説明 （中間報告：「日米同盟：未来への変革・再編」） ・総務文教常任委員会 （中間報告：「日米同盟：未来への変革・再編」について）
11. 11	・「千歳市在日米軍再編調査委員会」設置（市設置）
11. 21	・総務文教常任委員会 （「千歳市在日米軍再編調査委員会」設置について）
11. 28	・米軍嘉手納飛行場の現地調査（11/28～11/30）
11. 30	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 設置（市議会設置）
12. 13	・在日米軍再編調査委員会 （これまでの経過、米軍嘉手納飛行場の現地調査結果について）
12. 14	・「在日米軍再編に係る調査特別委員会」 （これまでの経過、米軍嘉手納飛行場の現地調査結果について）
12. 15	・米軍三沢飛行場の現地調査（12/15～12/16）
H18. 1. 18	・米軍岩国飛行場の現地調査（1/18～1/20） ・「在日米軍再編に係る調査特別委員会」沖縄現地調査 （第1班：1/18～1/21、第2班：1/23～1/26）
2. 9	・在日米軍再編調査委員会 （これまでの経過と米軍三沢飛行場、岩国飛行場の現地調査結果について）
2. 10	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 （これまでの経過と米軍三沢飛行場、岩国飛行場の現地調査結果について）
2. 15	・札幌防衛施設局施設部長来庁 （「在日米軍の再編問題についての確認事項」について）
2. 27	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 （「在日米軍の再編問題についての確認事項」回答について）
3. 15	・「千歳市在日米軍再編問題検討会議」設置（市設置）
3. 21	・札幌防衛施設局長来庁 （「訓練移転に関する協議経過」の説明）
3. 22	・千歳市在日米軍再編問題検討会議 （「訓練移転に関する協議経過」について） ・在日米軍再編に係る調査特別委員会 （「訓練移転に関する協議経過」について）
4. 10	・広報ちとせ4月号（号外）全戸配布 （訓練移転に関する協議経過、市民の意見聴取、訓練移転の概要）
4. 12	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 （広報ちとせ4月号（号外）の発行などについて）
4. 18	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 設置（市議会設置）
4. 26	・防衛施設庁次長来庁 （「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について） ・千歳市在日米軍再編問題検討会議 （市の照会事項に対する国からの一部回答、「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について）
4. 28	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （市の照会事項に対する国からの回答、「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について）
5. 1	・米国ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会「2 プラス 2」開催（現地時間） （「再編実施のための日米のロードマップ」発表）

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H18. 5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌防衛施設局長来庁 (共同発表(日米安全保障協議委員会)、「再編実施のための日米のロードマップ」の説明) ・千歳市在日米軍再編問題検討会議 (共同発表(日米安全保障協議委員会)、「再編実施のための日米のロードマップ」について)
5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (共同発表(日米安全保障協議委員会)、「再編実施のための日米のロードマップ」について)
5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編問題検討会議幹事会 設置(市設置) (協定検討部会、振興策検討部会、事故・事件検討部会、騒音等検討部会)
5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・議員協議会開催
5. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」閣議決定 ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (市の照会事項に対する国からの回答、広報ちとせ4月号(号外)の市民意見集約結果、市民カレンダー6月号(号外)の発行について)
6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレンダー6月号(号外)全戸配布
6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (陳情案件[13件]の審査)
6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (陳情案件[13件]の審査)、市の照会事項に対する国からの回答などについて)
6. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌防衛施設局長来庁 (「訓練移転に関する国の取組方針」について)
6. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市在日米軍再編問題検討会議 (経過報告、各検討部会報告、国の取組方針について)
6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (「訓練移転に関する国の取組方針」について)
7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (陳情13件について陳情者5人から参考人聴取。陳情13件を不採択とする)
7. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (市長の態度表明：<u>「訓練移転の受け入れは、やむを得ないものと判断する」</u>)
7. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛庁長官、防衛施設庁長官に「訓練移転に関する緊急要望書」を提出
7. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (訓練移転に関する緊急要望、市民説明会の日程、市民カレンダー8月号(号外)などについて)
7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年第2回臨時会(市議会) (「在日米軍再編に係る対策特別委員会」委員長報告：陳情13件の審査の結果、不採択とする。)
7. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会(鉄東コミュニティセンター)
8. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレンダー8月号(号外)全戸配布 (市長の態度表明、市民説明会の開催など)
8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会(富丘コミュニティセンター)
8. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会(泉沢向陽台コミュニティセンター)
8. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会(市民文化センター)
8. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (市民説明会の実施結果、緊急要望に係る防衛施設周辺整備対策事業補正予算(案)について)
9. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会の実施結果について町内会回覧
10. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍再編に係る対策特別委員会による札幌防衛施設局要望 (「在日米軍再編に伴う訓練移転に関する要望」)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H18. 10. 24	・在日米軍再編に係る対策特別委員会による他市行政視察、防衛庁、防衛施設庁要望（10/24～10/26）（「在日米軍再編に伴う訓練移転に関する要望」）
11. 5	・千歳飛行場騒音鉄東地区整備協議会 設立
11. 27	・綾瀬市、小美玉市現地視察（11/27～11/28）
H19. 1. 11	・日米合同委員会合意 （米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）について）
1. 23	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （平成19年度基地周辺対策関係予算案、日米合同委員会合意、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定などについて）
1. 26	・「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結
1. 29	・千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議 設置（国設置） ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会 設置（国設置） ・防衛大臣、防衛施設庁長官に「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望書を提出（千歳市単独要望書） ・防衛大臣、防衛施設庁長官に「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望書を提出（千歳市、苫小牧市連名要望書）
1. 31	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （米軍再編に係る訓練移転に関する平成19年度計画について）
2. 7	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議（北海道設置）
2. 10	・広報ちとせ2月号（号外）全戸配布
2. 13	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議（北海道設置）による防衛施設庁要望（「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請」）
2. 26	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会（国設置） （平成18年度共同訓練計画概要（福岡県築城基地）について）
2. 27	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）」、「千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議（国設置）」、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議（北海道設置）」の設置、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議（北海道設置）」による防衛施設庁要望、米軍再編に係る訓練移転に関する平成19年度計画及び平成19年度共同訓練計画概要について）
3. 5	・平成18年度移転訓練視察（福岡県築上町ほか）（3/5～3/7）
3. 13	・市議会による札幌防衛施設局要望 （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望）
3. 20	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 調査終了
3. 29	・千歳飛行場騒音地区整備協議会設立 （「千歳飛行場騒音鉄東地区整備協議会」の発展的拡大）
4. 13	・FAC-1068千歳飛行場の一部建物の追加提供にかかる日米合同委員会合意（建物約240㎡）
5. 9	・平成19年度移転訓練地元通知（石川県小松基地）（移転訓練：5/16～5/23）
5. 10	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （住宅防音工事概要説明、町内会要望とりまとめなど） ・総務文教常任委員会 （FAC-1068千歳飛行場の一部建物の追加提供にかかる日米合同委員会合意などについて）
5. 30	・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 公布
6. 7	・基地対策特別委員会 設置
6. 13	・平成19年度移転訓練地元通知（福岡県築城基地）（移転訓練：6/18～6/22）
7. 10	・平成19年度移転訓練地元通知（青森県三沢基地）（移転訓練：7/16～7/21）
7. 23	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議（道設置）による札幌防衛施設局要望（「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請」）

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H19. 8. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練移転に係る千歳基地における現地調査(8/6~8/10) ・基地対策特別委員会 (米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(道設置)による札幌防衛施設局要望、訓練移転に係る千歳基地における現地調査について)
8. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度移転訓練地元通知(宮崎県新田原基地)(9/3~9/5)
8. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 施行
9. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 設置(市設置)
9. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (千歳飛行場騒音地区要望など)
9. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策特別委員会 (「千歳市日米共同訓練に関する庁内会議」の設置、再編交付金の概要について)
9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
10. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度移転訓練地元通知(茨城県百里基地)(10/15~10/19)
10. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度移転訓練地元通知(石川県小松基地:タイプII訓練)(11/5~11/16) (※後日、訓練中止)
10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定
11. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策特別委員会 (駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定について)
11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (要望活動結果、再編交付金の概要など)
11. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度再編交付金内定通知(交付額:44,646千円)
11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年12月までの訓練計画は予定されていない」旨の通知
12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策特別委員会 (再編交付金の内定通知などについて)
12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・再編交付金に関する町内会(75W~80W区域)説明会
12. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (地域振興策意向調査とりまとめ、新加入町内会(75W~80W)など)
H20. 1. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度移転訓練地元通知(茨城県百里基地)(1/15~1/18) ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (市への地域振興策意向調査の提出など)
1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策特別委員会 (F-15の飛行問題について)
2. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」【概略公表】) ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度移転訓練地元通知(宮崎県新田原基地)(2/12~2/15)
2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」 【具体的訓練計画の公表】) ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策特別委員会 (「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)に関する訓練計画概要について」などについて) ・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H20. 2. 23	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
2. 25	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）1日目 （2/25～2/28まで）※輸送機：午前展開、F A-18（3機）：午後展開
2. 26	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）2日目 ※F A-18（1機）：午前展開、共同訓練：午前1回 ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （「地域振興策」、「訓練移転に係る市民周知、騒音測定」など）
2. 27	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）3日目 ※共同訓練：午前1回
2. 28	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）4日目 ※F A-18（4機）：午後帰還
2. 29	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
3. 6	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
3. 7	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・基地対策特別委員会 （「在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転（訓練の実施状況、騒音測定の状況）について」）
3. 28	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について）
4. 23	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （平成19年度経過報告、平成20年度事業計画などについて）
6. 20	・「米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）に関する平成20年度計画について」の通知
7. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （要望の実施、市からの報告事項などについて）
7. 15	・平成20年度移転訓練地元通知（青森県三沢基地：タイプII訓練）（7/23～7/30）
7. 23	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
7. 25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
8. 26	・平成20年度移転訓練地元通知（宮崎県新田原基地）（9/2～9/4）
9. 10	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （再編交付金を活用した地域振興策などについて）
11. 13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （町内会等備品整備事業などについて）
11. 17	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転（共同訓練）について」）【概略公表】 ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
11. 21	・平成20年度移転訓練地元通知（石川県小松基地：タイプII訓練）（12/1～12/5）
11. 28	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転（共同訓練）について」） 【具体的訓練計画の公表】
12. 2	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・基地対策特別委員会 （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」などについて） ・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」）
12. 5	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
12. 8	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転（共同訓練）1日目 （12/8～12/12まで）※輸送機（C-17）、F-15（5機）：午後展開

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H20. 12. 9	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)2日目 ※共同訓練:午前1回・午後1回
12. 10	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)3日目 ※共同訓練:午前1回・午後1回
12. 11	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)4日目 ※共同訓練:午前1回・午後、天候不良により中止
12. 12	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)5日目 ※F-15(5機):午前帰還
12. 15	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還 ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
12. 17	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
12. 18	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について)
12. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転実施に関する報告」について)
H21. 1. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)などについて)
2. 12	・基地対策特別委員会 (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の結果について」などについて)
2. 13	・平成20年度移転訓練地元通知(宮崎県新田原基地:タイプI訓練)(2/23~2/27)
2. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (再編交付金に係る地域振興策事業について)
3. 30	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について)【概略公表】
4. 13	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」) 【具体的訓練計画の公表】 ・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」) ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
4. 19	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
4. 20	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)1日目 ※FA-18(5機):午後展開
4. 21	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)2日目 ※共同訓練:午前・午後、天候不良により中止
4. 22	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)3日目 ※共同訓練:午前、天候不良により中止・午後1回
4. 23	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)4日目 ※FA-18(5機):午前帰還
4. 24	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還 ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
4. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について)
4. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会 (平成20年度経過報告、平成21年度事業計画などについて)
4. 30	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転実施に関する報告」について)
7. 17	・平成21年度移転訓練地元通知(青森県三沢基地:タイプII訓練)(7/25~8/1)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H21. 7. 22	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (要望書(案)、市からの報告事項などについて)
8. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
8. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
9. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (新相談役の紹介、市からの報告事項などについて)
9. 25	・平成21年度移転訓練地元通知(茨城県百里基地:タイプI訓練)(10/2~10/9)
11. 6	・平成21年度移転訓練地元通知(石川県小松基地:タイプII訓練)(11/14~11/20)
11. 11	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (市からの報告事項「共同受信施設の地上デジタル放送の対応」などについて)
H22. 1. 22	・平成21年度移転訓練地元通知(茨城県百里基地:タイプII訓練)(1/29~2/5)
1. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (住宅防音工事の取り組みなどについて)
2. 19	・平成21年度移転訓練地元通知(青森県三沢基地:タイプII訓練)(2/27~3/12)
2. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (平成22年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて)
3. 1	・平成22年度移転訓練地元通知(福岡県築城基地:タイプI訓練)(3/5~3/12)
5. 28	・平成22年度移転訓練地元通知(石川県小松基地:タイプII訓練)(6/5~6/18)
7. 14	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成22年度要望(案)についてなど)
9. 1	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
9. 7	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
10. 8	・平成22年度移転訓練地元通知(青森県三沢基地:タイプII訓練)(10/15~23)
10. 18	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について)【概略公表】
10. 20	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (平成22~24年度再編交付金に係る地域振興策事業案の説明、訓練移転概略公表の説明など)
11. 1	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」) 【具体的訓練計画の公表】
11. 2	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」)
11. 5	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
11. 8	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)1日目 ※F-15(6機):午後展開
11. 9	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)2日目 ※共同訓練:中止
11. 10	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)3日目 ※共同訓練:中止
11. 11	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)4日目 ※共同訓練:午後1回 ※F-15(6機):午後展開
11. 12	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)5日目 ※共同訓練:午後1回
11. 15	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)6日目 ※共同訓練:午前1回、午後1回
11. 16	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)7日目 ※共同訓練:午前1回、午後1回

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H22. 11. 17	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)8日目 ※共同訓練:午前1回、午後1回
11. 18	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)9日目 ※共同訓練:午前1回
11. 19	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)10日目 ※F-15(10機):午後帰還
11. 20	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転(共同訓練)11日目 ※F-15(2機):午前帰還
11. 22	・平成22年度移転訓練地元通知(石川県小松基地:タイプII訓練)(12/1~12/11)
11. 24	・「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会」設立
11. 25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による民主党、自民党、道内選出国會議員要望
11. 29	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」)
H23. 1. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転などについて)
3. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (平成23年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて)
4. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会 (平成22年度事業報告、平成23年度事業計画などについて)
6. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (平成23年度要請活動、再編交付金を活用した地域振興策などについて)
7. 1	・平成23年度移転訓練地元通知(福岡県築城基地:タイプII訓練)(7/8~7/15)
8. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(防音工事推進要請署名活動などについて)
10. 4	・平成23年度移転訓練地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ島)(10/10~10/31)
10. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
11. 8	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局、民主党北海道要望
11. 17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望(防衛省、民主党、自民党、道内選出議員)
11. 25	・平成23年度移転訓練地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ島)(12/1~12/18)
H24. 1. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(要請活動結果などについて)
1. 31	・平成23年度移転訓練地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域)(2/6~2/24)
2. 3	・平成23年度移転訓練地元通知(茨城県百里基地:タイプII訓練)(2/13~2/24)
3. 1	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (平成24年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて)
4. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会 (平成23年度事業報告、平成24年度事業計画などについて)
5. 7	・平成24年度移転訓練地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ島)(5/14~6/8)
8. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成24年度要請(案)などについて)
8. 10	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」) 【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)
8. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
8. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」) 【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H24. 8. 28	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地対策本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「移転訓練実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」）
9. 4	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
9. 5	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転（共同訓練）1日目 ※F A-18（4機）：午後展開／共同訓練：午後1回
9. 6	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転（共同訓練）2日目 ※共同訓練：午前1回、午後1回
9. 7	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転（共同訓練）3日目 ※共同訓練：午前1回、午後1回／F A-18（4機）：午後帰還
9. 8	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還 ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
9.18	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第3回）
9.19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」）
9.20	・平成24年度移転訓練地元通知（グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場）（9/27～10/25）
9.25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局、民主党北海道要望
10.15	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」） 【千歳基地における訓練移転の結果について】
10.22	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （平成24年度要請活動、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の報告、再編交付金を活用した地域振興策などについて）
11.15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望（防衛省、民主党、自民党、道内選出議員）
11.22	・平成24年度移転訓練地元通知（グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場）（11/29～12/18）
H25. 1. 7	・平成24年度移転訓練地元通知（宮崎県新田原基地：タイプII訓練）（1/14～1/18）
1.15	・平成24年度移転訓練地元通知（グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場）（1/21～1/30）
1.23	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（要請活動結果などについて） ・平成24年度移転訓練地元通知（グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域）（1/29～2/15）
2.19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望（防衛省、自民党、道内選出議員）
2.26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （平成25年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて）

※ 在日米軍再編に係る訓練移転の実施状況

NO	期 間	参 加 部 隊		訓練の種類
		日本側	米軍側	
1	平成20年2月25日 ～ 平成20年2月28日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊所属 派遣海軍部隊（岩国） F A-18×4機 米軍要員13名	タイプ I
2	平成20年12月8日 ～ 平成20年12月12日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×6機	第18航空団（嘉手納） F-15×5機 米軍要員74名	タイプ I
3	平成21年4月20日 ～ 平成21年4月23日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×5機	海兵第12飛行大隊所属 派遣海軍部隊（岩国） F A-18×5機 米軍要員32名	タイプ I
4	平成22年11月8日 ～ 平成22年11月19日	第2航空団 第3航空団（三沢） 北部航空警戒管制団 F-15×8機、F2×6機	第18航空団（嘉手納） F-15×12機 米軍要員約170名	タイプ II
5	平成24年9月5日 ～ 平成24年9月7日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×8機	第12海兵航空群（岩国） F A-18×4機 米軍要員約20名	タイプ I

4 訓練移転に関する主な要望内容

年月日	要望内容
H18. 7. 11	<p data-bbox="403 309 1091 338">在日米軍再編に伴う訓練移転に関する緊急要望について</p> <p data-bbox="403 344 1410 409">在日米軍再編にかかる千歳飛行場への訓練移転につきましては、7月7日（金）、「訓練移転の受け入れはやむを得ない」と判断したものであります。</p> <p data-bbox="403 416 1410 515">今後、この判断を以って市民説明会を行います。国との協定締結や騒音対策の推進、地域振興策などの実施が、市民の理解を得るための大変重要なポイントと考えております。</p> <p data-bbox="403 521 1410 620">つきましては、国におかれましては、住民の不安や懸念を払拭するための協定の締結と、平成19年度の予算編成に向けた事業として、次の各種事項の実現について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <ol data-bbox="403 658 1410 996" style="list-style-type: none"> 1 協定の締結 2 住宅防音工事（新規・追加）の待機世帯の解消 3 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消 4 訓練に伴う騒音値の情報提供のための騒音情報公開システムの設置検討 5 青葉地区の騒音測定局の新設 6 訓練移転対応窓口の充実 7 各種周辺整備対策事業の実施 8 再編交付金の創設 9 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 10 現行の基地周辺対策予算の確保 <p data-bbox="403 1034 528 1064">（要請項目）</p> <ol data-bbox="403 1070 1410 2004" style="list-style-type: none"> 1 協定の締結 <p data-bbox="443 1108 1410 1238">これまで協議してきた訓練移転に伴う安全・安心対策、騒音対策、地域振興策、さらには、使用条件である年間の使用日数60日以内を維持することなどを明記した協定の締結を確実に実行していただきたい。なお、平成20年度以降の予算編成にかかる地域振興策については、協定締結までに協議をさせていただきたい。</p> 2 住宅防音工事（新規・追加）の待機世帯の解消 <p data-bbox="443 1312 1410 1411">住宅防音工事は、騒音軽減対策として最も有効な対策であり、重点課題としてとらえておりますが、平成17年度末現在で、約350件の待機が発生しています。これらの待機状況を早急に解消していただきたい。</p> 3 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消 <p data-bbox="443 1485 1410 1550">防音建具機能復旧工事については、平成17年度末現在で、約1,800件の待機が発生しております。</p> <p data-bbox="443 1556 1410 1686">これまでの工事対象は、昭和54年頃までに実施している家屋となっており、建物の老朽化に加え、建具の製造年が古く交換部品が生産中止となっている場合もあり、早急な対応が必要でありますことから、平成19年度から3年間を目途としてこの待機状況を解消していただきたい。</p> 4 訓練に伴う騒音値の情報提供のための騒音情報公開システムの設置検討 <p data-bbox="443 1760 1410 1859">行政情報の公開は、現在の行政運営上必要不可欠でありますことから、市民が訓練に伴う騒音発生状況などをリアルタイムで公開できる情報公開システムを構築していただきたい。</p> 5 青葉地区の騒音測定局の設置 <p data-bbox="443 1933 1410 2004">航空機騒音の把握に向けて、騒音直下地域である青葉地区に騒音測定局を設置していただきたい。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
	<p>6 訓練移転対応窓口の充実 このたびの訓練移転に際しては、事故、事件等の未然防止に向け、米国側に対して引き続き安全管理や綱紀肅正の徹底を求めていくとしており、あわせて、訓練期間中、局職員を現地に配置し対応に万全を期していくとしておりますが、万が一米軍人と住民との間にトラブルが発生した際には、迅速に対処できるよう対応窓口を充実するとともに、英語や事故処理に堪能な職員を配置していただきたい。</p> <p>7 各種周辺整備対策事業の実施 平成19年度重点事業として、次の事業を採択していただきたい。 ・水道施設整備事業 ・破碎処理場改修（更新）事業 ・北陽小学校増築事業</p> <p>8 再編交付金の創設 現在、国においては、在日米軍再編にかかる関係自治体に対する「再編交付金」の創設を検討されていると仄聞しております。 逼迫する地方財政において防衛施設の安定的な運用を維持するうえからも、地域振興策等に充当可能な財源となるよう、相応額の確保とともに、用途についても緩和を図っていただきたい。</p> <p>9 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 在日米軍再編に伴う訓練移転が行われた場合には、様々な財政負担が生ずることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額していただきたい。 さらに、平成14・15年度の東側滑走路の改良と改良後の不具合により、市街地に近い西側滑走路の使用頻度が高くなっており、騒音被害が甚大となっておりますことから、引き続き、ご配慮をいただきたい。</p> <p>10 現行の基地周辺対策予算の確保 先の閣議決定においては、在日米軍の再編に関し、「法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる」としておりますが、他方、「政府全体として一層の経費節減・合理化を行う中で、防衛関係費においても思い切った合理化・効率化を行う」としております。 現行の基地周辺対策予算は、防衛施設周辺住民の生活環境の整備に大きく寄与しておりますことから、在日米軍の再編に伴い減額されることのないよう、所要額の確保についてご配慮をいただきたい。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
H19. 1. 29	<p data-bbox="403 271 1294 338">「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望 (千歳市単独要望)</p> <p data-bbox="376 338 1410 405">平素より、千歳市の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p data-bbox="376 405 1410 539">在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、平成18年7月7日に、千歳市は他の自治体に先駆けて受け入れを容認し、7月11日に10項目の緊急要望を行い、更に、当市市議会におきましても10月25日に要望を行っているところであります。</p> <p data-bbox="376 539 1410 640">このような中で、去る1月26日には、騒音対策や地域振興策等の生活環境の整備、市民の安全・安心対策などを内容とする「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を札幌防衛施設局長との間で締結をいたしました。</p> <p data-bbox="376 640 1410 741">つきましては、今後、市民の不安や懸念を払拭するためには当該協定を確実に順守するとともに、騒音対策や地域振興策の推進が必要不可欠と考えておりますので、次の要望事項につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="392 786 528 819">(要請項目)</p> <p data-bbox="384 819 655 853">1 協定の確実な順守</p> <p data-bbox="408 853 1410 920">防衛施設の安定的・継続的な使用のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠でありますことから、協定の順守をお願いいたします。</p> <p data-bbox="384 954 655 987">2 騒音対策について</p> <p data-bbox="392 987 1410 1055">(1) 住宅防音工事(新規・追加)の待機世帯の解消と現騒音区域内の告示後住宅を対象とした防音工事の実施</p> <p data-bbox="408 1055 1410 1155">住宅防音工事は、騒音軽減対策として最も有効な対策であり、重点課題としてとらえておりますが、平成17年度末現在で、約350件の待機が発生しております。これらの待機状況を早急に解消していただきたい。</p> <p data-bbox="408 1155 1410 1256">また、騒音激甚地区における告示後住宅への防音工事につきましては、新たな騒音調査の結果を待つのではなく、早急に対応をされますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="392 1290 1062 1323">(2) 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消</p> <p data-bbox="408 1323 1410 1503">防音建具機能復旧工事については、平成17年度末現在で、約1,800件の待機が発生しております。これまでの工事対象は、昭和54年頃までに実施している家屋となっており、建物の老朽化に加え、建具の製造年が古く交換部品が生産中止となっている場合もあり、早急な対応が必要でありますことから、平成19年度から3年間を目途としてこの待機状況を解消していただきたい。</p> <p data-bbox="392 1536 847 1570">(3) エアコンを助成対象とすること</p> <p data-bbox="408 1570 1410 1671">夏季に窓を閉め切った場合は、北海道においても室温が著しく上昇すること、また、冬季には結露が見られることから、エアコンを助成対象としていただきたい。</p> <p data-bbox="392 1704 1286 1738">(4) 訓練に伴う騒音値の情報提供に向けた騒音情報公開システムの設置</p> <p data-bbox="408 1738 1410 1839">行政情報の公開は、現在の行政運営上必要不可欠でありますことから、市民が訓練に伴う騒音発生状況などをリアルタイムで公開できる情報公開システムを構築していただきたい。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
	<p>(5) 青葉地区の騒音測定局の新設 航空機騒音の把握に向けて、騒音直下地域である青葉地区に騒音測定局を設置していただきたい。</p> <p>(6) 訓練移転対応窓口の充実 このたびの訓練移転に際しては、事故、事件等の未然防止に向け、米国側に対して引き続き安全管理や綱紀粛正の徹底を求めていくとしており、あわせて、訓練期間中、局職員を千歳市に配置し対応に万全を期していくとしておりますが、万が一米軍人と住民との間にトラブルが発生した際には、迅速に対処できるよう対応窓口を充実するとともに、英語や事故処理に堪能な職員を配置していただきたい。</p> <p>3 各種交付金の増額配分について</p> <p>(1) 各種地域振興策の推進 平成20年度以降の予算編成にかかる地域振興策については、今後、協議をさせていただきます。</p> <p>(2) 再編交付金の創設 現在、国においては、在日米軍再編にかかる関係自治体に対する「再編交付金」の創設を検討されていると仄聞しております。 逼迫する地方財政において防衛施設の安定的な運用を維持するうえからも、地域振興策等に充当可能な財源となるよう用途の制限緩和とともに、所要額の配分にご配慮をいただきたい。</p> <p>(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 在日米軍再編に伴う訓練移転が行われた場合には、様々な財政負担が生ずることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額していただきたい。 さらに、平成14・15年度の東側滑走路の改良と改良後の不具合により、市街地に近い西側滑走路の使用頻度が高くなっており、今後も滑走路の改修工事に伴い騒音被害が長期に亘ることから、引き続き、ご配慮をいただきたい。</p> <p>(4) 現行の基地周辺対策予算の確保 在日米軍の再編に関し、「法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる」としてしておりますが、他方、「政府全体として一層の経費節減・合理化を行う中で、防衛関係費においても思い切った合理化・効率化を行う」としてしております。 現行の基地周辺対策予算は、防衛施設周辺住民の生活環境の整備に大きく寄与しておりますことから、在日米軍の再編に伴い減額されることのないよう、所要額の確保についてご配慮をいただきたい。</p>
H19. 1. 29	<p>「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望 (千歳市・苫小牧市連名要望)</p> <p>平素より、千歳市、苫小牧市の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、既に両市共に受け入れを容認しておりましたが、去る1月26日に、騒音対策や地域振興策等の生活環境の整備、市民の安全・安心対策などを内容とする「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を札幌防衛施設局長との間で締結したところであります。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
	<p>つきましては、防衛施設の安定的・継続的な使用のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠でありますことから、協定の順守とともに騒音対策や地域振興策などの基地周辺対策の推進につきまして、地元の実情を十分ご理解いただき、特段のご配慮をお願い申し上げます。</p>
H19. 2. 13	<p>米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請について (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」要望)</p> <p>米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、全国に先駆けて千歳市が昨年7月に、また、苫小牧市が同年8月に受け入れを容認し、本年1月26日には、その内容等を確認する協定を、札幌防衛施設局との間で締結したところであります。</p> <p>地元としては、訓練移転に伴う地域住民の不安や懸念を解消するためには、早期に具体的な訓練内容の説明を行うことが重要と考えておりますが、1月31日に防衛施設庁から発表された訓練計画には、具体的な基地名などが示されておらず、地域住民に説明する内容としては十分であるとは言い難いものと考えております。</p> <p>特に、最も関心の高まる訓練初年度における住民への対応は、非常に重要なものと考えます。</p> <p>つきましては、次の事項について要請いたしますので、国におかれましては、地元の意向を十分に配慮していただくようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協定の遵守について 訓練の実施にあたっては、千歳市・苫小牧市が札幌防衛施設局と締結した「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を確実に遵守すること。 2 訓練情報について 住民の不安や懸念を解消するためには、訓練に関する様々な情報をできるだけ早く周知することが重要であり、訓練の実施時期や規模など、住民生活に密接に関連する情報については、早期に提示すること。 3 地域振興策について 米軍再編推進特別措置法が2月9日に閣議決定されたところであるが、具体的な内容の決定にあたっては、地元の意向を十分に反映すること。
H19. 7. 23	<p>米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請について (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」要望)</p> <p>米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、本年1月26日に貴局と千歳市、苫小牧市の間で協定が締結され、2月13日には連絡会議として協定の遵守などについて、防衛省、防衛施設庁へ要請を行ったところであります。</p> <p>私どもとしては、訓練移転に伴う地域住民の不安や懸念を解消するためには、訓練計画が早期に地元へ通知されることが重要と考えております。</p> <p>また、米軍再編特措法が5月30日に公布されましたが、再編交付金の内容が示される政令については、未だ公布されておられません。</p> <p>つきましては、今回、次の項目について要請いたしますので、国におかれましては、これら地元の切実な要望に対し、ご配慮いただけますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練計画の早期提示について 住民の不安や懸念に応えるためには、訓練の実施時期など、訓練に関する様々な情報をできるだけ早く住民に対して周知することが重要であり、訓練計画を可能な限り早期に提示すること。 2 地域振興策について 各種周辺整備対策事業の着実な実施を図るとともに、米軍再編特措法に基づく再編交付金に関する政令の制定にあたっては、地元の意向に十分に配慮すること。 3 騒音対策について 住宅防音工事に対する助成の拡充など、これまで地元が要望している騒音対策について、十分に配慮すること。

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
H23. 11. 24	<p data-bbox="403 275 1302 338">在日米軍再編の訓練移転に関する要望 (「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会」要望)」</p> <p data-bbox="376 342 1402 443">わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。</p> <p data-bbox="376 448 1410 548">在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。</p> <p data-bbox="376 553 1410 616">これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。</p> <p data-bbox="376 620 1410 752">各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。</p> <p data-bbox="389 757 528 788">(要望項目)</p> <p data-bbox="389 792 651 824">1 訓練移転について</p> <p data-bbox="389 828 1302 860">(1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。</p> <p data-bbox="389 896 1402 958">(2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。</p> <p data-bbox="389 994 1402 1057">(3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。</p> <p data-bbox="389 1093 1358 1124">(4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようしていただきたい。</p> <p data-bbox="389 1167 679 1198">2 再編交付金について</p> <p data-bbox="389 1202 1402 1265">(1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。</p> <p data-bbox="389 1301 1410 1433">(2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。</p>
H24. 11. 29	<p data-bbox="403 1451 1302 1514">在日米軍再編の訓練移転に関する要望 (「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会」要望)」</p> <p data-bbox="376 1518 1402 1619">わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。</p> <p data-bbox="376 1624 1410 1724">在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。</p> <p data-bbox="376 1729 1410 1792">これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。</p> <p data-bbox="376 1796 1410 1928">各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
	<p>(要望項目)</p> <p>1 訓練移転について</p> <p>(1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。</p> <p>(2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。</p> <p>(3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。</p> <p>(4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。</p> <p>2 再編交付金について</p> <p>(1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。</p> <p>(2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。</p> <p>3 住宅防音工事の助成について</p> <p>(1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。</p> <p>(2) 対象区域を70W区域まで拡大していただきたい。</p>
H25. 1. 31	<p>在日米軍再編の訓練移転に関する要望 (「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会」要望)</p> <p>わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。</p> <p>在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。</p> <p>これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。</p> <p>各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。</p> <p>(要望項目)</p> <p>1 訓練移転について</p> <p>(1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。</p> <p>(2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。</p> <p>(3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。</p> <p>(4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。</p>

(「4 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
	<p>2 再編交付金について</p> <p>(1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。</p> <p>(2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。</p> <p>3 住宅防音工事の助成について</p> <p>(1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。</p> <p>(2) 対象区域を70W区域まで拡大していただきたい。</p>

5 在日米軍再編に係る訓練移転 <資料編>

(1) 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）

I. 概 観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元を与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

II. 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1. 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- －日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）
- －国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

●二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。

●日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。

●米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。

●周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。

●日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。

●米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

●また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

●地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。

●迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

●自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

●防空

●弾道ミサイル防衛

●拡散に対する安全保障構想（P S I）といった拡散阻止活動

●テロ対策

●海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動

●捜索・救難活動

●無人機（U A V）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察（I S R）活動

●人道救援活動

- 復興支援活動
- 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- 大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- 非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

●緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

●計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

●情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

●相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力を資する。

●日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張するとの米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

●自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる（下記参照）。

●弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システム間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

●アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

●再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。

●柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元を与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。

●自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。

●米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

●米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

●米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2. 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

●共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

●米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

●航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

●横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

●ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオット PAC-3 やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防衛能力を展開する。

●柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に依りて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということ認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の棧橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。(参照：2005年10月26日付のイニシャルされた概念図)

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。

・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。

・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(III MEB)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力(航空、陸、後方支援及び司令部)の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

●訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

●在日米軍施設の収容能力の効率的使用

在日米軍施設の収容能力の効率的使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

(2) 再編実施のための日米のロードマップ (平成 18 年 5 月 1 日)

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

●日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる(別添の2006年4月28日付概念図参照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

●合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

●普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

●普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

●普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

●民間施設の緊急時における使用を改善するための所々が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

●普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

●米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

●約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開

部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

●対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

●沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

●第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

（c）土地の返還及び施設の共同使用

●普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる

●双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

○キャンプ桑江：全面返還。

○キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

○普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

○牧港補給地区：全面返還。

○那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

●返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

●SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

●キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。

●航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

（d）再編案間の関係

●全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

●特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄から

グアムへの移転完了に懸かっている。

●沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

●キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度(以下、日本国の会計年度)までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

●在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

●この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため(約15ヘクタール)、また、道路及び地下を通る線路のため(約2ヘクタール)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約35ヘクタール)は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。

○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1ヘクタール)は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

●航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

●横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

●軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。

○横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー一進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得

られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

●日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

●第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

●厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

●KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

●海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

●訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

●恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

●将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

●双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

●新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

●米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

●米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

●双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(3) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について（平成18年5月30日）閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。

米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃

止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「Ⅱ 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

(4) 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定（平成19年1月26日締結）

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関し、札幌防衛施設局長と千歳市長との間で、下記のとおり協定する。

記

- 1 千歳基地の位置付け
航空自衛隊千歳基地においては、日米地位協定第2条4（b）の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。
- 2 生活環境の整備について
国は、千歳飛行場の周辺における騒音対策及び地域振興策等について、千歳市の要望を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。
- 3 市民の安全・安心対策について
 - (1) 国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。
 - (2) 国は、共同訓練時の事故及び米軍人等の事件が発生した時は、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に通知するとともに、国が責任をもって対応する。
 - (3) 国は、周辺住民の不安を解消するため、札幌防衛施設局職員を千歳市に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。
- 4 移転される米軍機の訓練形式等について
 - (1) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練（関連活動を含む。）とする。
 - (2) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日から20日まで、年60日以内とする。
 - (3) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。
- 5 地元への情報提供について
国は、訓練計画について、事前に千歳市へ通知する。

附則

本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月26日

札幌防衛施設局長 松本 実
千歳市長 山口 幸太郎

（協定内容に関する札幌防衛施設局との確認事項（回答））

※「航空自衛隊と同様の態様」

・現在、航空自衛隊は、付紙の「航空自衛隊の飛行にかかわる騒音の軽減措置について（回答）（51.3.30）」でお答えしていますように、千歳基地周辺市街地に対する航空機騒音の影響を局限するような運用を実施していますが、その内容を申し上げれば、「特に静穏を要する全市的な行事については、任務に支障のない範囲において飛行訓練を中止する。ジェット機の西側旋回については、管制機関と協議し安全上やむを得ない場合を除き行わないことを原則とする。従来から実施していた自主規制については、今後も継続的に実施する。」などです。「航空自衛隊の態様」とは、そのような態様です。

※「土日曜日及び祝祭日の飛行訓練について」

・現在、千歳基地では、年間を通し、任務遂行上必要な場合の他、飛行訓練の所要等、様々な事項を考慮して飛行訓練を実施しています。土・日及び祝祭日については、基本的には飛行訓練は実施していませんが、任務遂行等必要な場合は飛行訓練を行うことがあります。今般の移転訓練については、今後、日米間で、具体的な訓練計画を策定することとなりますが、貴市の要望については、これを念頭において、具体的な訓練計画の策定に際して調整したいと考えています。

＜年表＞

大正15年(1926)	10月22日	千歳村住民の手により飛行場造り開始、約2.5haが整地され飛行場誕生 小樽新聞社の北海1号機が着陸
昭和2年(1927)	2月	千歳村に飛行場設置の請願 貴衆両院において採択
9年(1934)	10月26日	千歳飛行場完成 約16ha
10年(1935)	8月18日	陸軍航空特別演習実施
11年(1936)	11月1日	陸軍北海道特別大演習実施
12年(1937)	10月8日	千歳航空基地起工式
14年(1939)	8月27日	毎日新聞社「ニッポン」号千歳飛行場より発進、アラスカ経由で世界一周飛行に成功
	10月1日	海軍千歳航空基地開設(769.2ha、滑走路1,200m×80m 1本)
17年(1942)	5月	町制施行
20年(1945)	8月15日	連山滑走路完成(2,500m×80m)
	10月5日	米第5航空軍の一部約200名が進駐
	10月5日	旧海軍施設と飛行場を占領財産として指定、用地約1,944haを接收
21年(1946)	4月	米陸軍第11空挺師団兵員約7,000名進駐
24年(1949)	4月	米陸軍第11空挺師団撤退 第7歩兵師団約7,000名進駐
	6月	防衛施設事務所設置
25年(1950)	5月	飛行場敷地が約1,050haに拡張され、滑走路(2,700m×45m)も整備される
	8月	警察予備隊発足
	8月23日	警察予備隊千歳臨時訓練所開設(札幌第二管区隊千歳臨時部隊3,750名)
26年(1951)	5月	米本国より「オクラホマ」第45歩兵師団朝鮮戦線に出動のため増強兵員12,000名駐留
	5月8日	閣議決定により民間航空と駐留軍との共同使用許可
	9月	民間航空開設(千歳空港が北海道空港に指定)
	10月26日	日本航空定期運行開始(千歳・羽田間1日1往復)
	11月16日	日航ターミナルビル竣工
	12月	警察予備隊 千歳から移駐
27年(1952)	1月1日	米陸軍第1騎兵師団兵員約12,000名駐留
	6月	警察予備隊千歳臨時部隊設置
	7月26日	行政協定に基づく在日合衆国軍隊に提供する施設としてFAC-1002キャンプ千歳とFAC-1003千歳小火器射撃場決定
	10月1日	警察予備隊法改正により保安隊千歳臨時部隊と改称
	11月15日	保安庁北部方面隊創設
	12月12日	保安隊千歳駐屯地開設(後の北千歳)
28年(1953)	5月	保安隊千歳臨時部隊を解隊し保安隊千歳駐屯部隊を新設 第2基地にASA通信施設設置
	10月	西側滑走路改良(2,700m×45m)
29年(1954)	7月1日	保安隊法改正により保安隊は自衛隊となり、陸上自衛隊は東千歳に移駐
	8月10日	全日本空輸が使用開始(東京～三沢～千歳間)
	8月25日	千歳駐屯地を北千歳駐屯地に名称変更、東千歳駐屯地開設業務隊を編成
	9月15日	特科団本部札幌から東千歳へ移駐
	9月23日	第11普通科連隊が東千歳駐屯地に移駐
	11月	米陸軍第1騎兵師団の主力撤退
30年(1955)	4月	第39米空軍師団管下の第4戦闘爆撃隊兵員約1,500名が三沢基地に撤収
31年(1956)	1月26日	第7混成団編成
	3月	沖縄から米軍ASA通信部隊移駐
	10月1日	航空自衛隊第2航空団が、浜松基地で編成(航空団を第1航空団と改称)
	12月	米軍第4昼間戦闘隊撤収

(「<年表>」の続き)

昭和32年(1957)	8月24日	航空自衛隊第2航空団第3、第4飛行隊浜松基地から主力移動完了
	9月2日	千歳基地発足(第3、第4飛行隊F-86F)管制分遣隊、気象分遣隊編成
33年(1958)	1月	米第5空軍第4戦闘爆撃隊三沢基地より移動完了
	4月28日	第2航空団対領空侵犯措置任務付与(空自初)
	5月13日	第2航空団初のホットスクランブル
	7月1日	市制施行
	8月1日	第2航空団北部航空方面隊に編合
	9月	千歳空港の航空管制権米軍から日本へ返還
34年(1959)	2月1日	千歳救難分遣隊編成
	3月31日	FAC-1002キャンプ千歳補助施設は、米空軍から米陸軍に移管
	7月20日	FAC-1002 1基地約1,366haの大規模返還となり、飛行場は米軍から航空自衛隊第2航空自衛隊が引継ぎ使用(防空任務を米軍より完全移譲)
	8月1日	第2航空団にF-86Fによる第6飛行隊編成
	10月26日	第6飛行隊本部新田原基地に移動
35年(1960)	5月	東側平行滑走路新設に着手
36年(1961)	6月	防衛庁が管理する飛行場として告示
	6月9日	第2航空団第4飛行隊が本州(5月16日小松基地に)に移動し、新たにF-86Dによる第103飛行隊が、小松基地から移駐
	8月8日	第103飛行隊全日警戒態勢アラート任務
	11月	東側平行滑走路完成(2,700m×45m)
	12月1日	自衛隊との共用飛行場として告示
37年(1962)	1月1日	防衛庁による航空交通管制業務開始
	1月18日	第7混成団本部真駒内から東千歳へ移駐、特科団本部は東千歳から北千歳へ移駐
	2月	ラプコン(レーダー管制センター)完成
	3月22日	第2航空団に臨時F-104J訓練隊を編成
	7月11日	第24普通科連隊真駒内から東千歳に移駐
	8月15日	東千歳駐屯地の第7混成団が改編され、第7師団となる
	9月20日	F-104J初飛行
38年(1963)	3月2日	F-86Fによる第2航空団第3飛行隊は、松島基地に移動
	3月5日	F-104Jによる第201飛行隊を編成
	4月1日	千歳空港ビル完成
	8月24日	千歳基地にF-104の消音装置設置
39年(1964)	4月1日	対空誘導弾ナイキJを陸上自衛隊から航空自衛隊へ移管(第1高射群編成)
	6月25日	F-104Jによる第2航空団第203飛行隊を編成
	12月1日	第203飛行隊アラート任務
40年(1965)	6月18日	第201飛行隊アラート任務
	6月27日	千歳基地のスクランブル500回
41年(1966)	6月16日	ラプコン(レーダー進入管制装置)運用開始
42年(1967)	11月25日	千歳空港乗降客年間100万人突破
	12月20日	副滑走路を南側に422.6m、オーバーラン110m、着陸帯382.6m延長
43年(1968)	6月7日	第103飛行隊廃止(F-86D)
	12月12日	東千歳小火器射撃場完成
	12月14日	主滑走路嵩上げ工事完成
44年(1969)	1月	千歳VORの運用開始(超短波全方向式無線標識)
	5月	千歳ILSの運用開始(計器着陸装置)
	10月	出入国港に指定
45年(1970)	5月14日	千歳基地のスクランブル1,000回に達する
	6月30日	第3高射群(地对空、ナイキJ、ミサイル部隊)千歳基地に編成
	12月	東側滑走路3,000mに完成供用開始
	12月28日	米軍クマ基地閉鎖

(「<年表>」の続き)

昭和46年(1971)	1月	千歳空港乗降客年間200万人突破
	7月1日	キャンプ千歳の共同使用等について政府間協定締結
	7月31日	第1陸曹教育隊を東千歳に創設(方面直轄)
47年(1972)	3月24日	第1高射団(対空誘導弾、ホーク集団)東千歳基地に編成される (昭和39年11月同基地内に設置された第1高射特科団の編成替え、 昭和51年8月20日第1高射特科団と改称)
	12月20日	東側滑走路の幅員60mとなる
48年(1973)	12月24日	新千歳空港設置告示
	12月27日	航空機騒音環境基準告示
49年(1974)	8月1日	第1戦車団を編成
	10月1日	第201飛行隊解散(F-104J)
	10月1日	第302飛行隊編成(F-4EJ)
	12月1日	東亜国内航空、丘珠空港から千歳空港に移転
50年(1975)	3月10日	千歳飛行場が特定防衛施設として告示される
	6月30日	昭和47年に開設されたOTH基地の撤去により、戦後30年に及ぶ米軍 の駐留も終わり完全撤退
	11月	新千歳空港着工
	11月1日	302飛行隊、アラート任務
	12月26日	新アラート・ハンガー(緊急発進待機格納庫)完成
51年(1976)	2月24日	74式戦車初の実戦配備(第7師団)
	10月15日	滑走路南方移動工事に着工
	10月22日	千歳飛行場開基50周年
52年(1977)	3月18日	第2航空団のスクランブル1,500回に達する
53年(1978)	3月20日	北千歳の第1特科団第126大隊美唄市に移駐
	12月1日	東側滑走路1,000m南方移動完成供用開始
54年(1979)	7月1日	検疫空港に指定
55年(1980)	5月	日本近距離航空使用開始
	8月18日	要撃機のみ사일搭載を開始
	10月1日	千歳空港駅開業
	10月	千歳基地に気象レーダー設置
56年(1981)	3月16日	千歳空港が植物防疫法および家畜伝染予防法による指定空港となる
	3月20日	税関空港に指定される
	3月25日	第7師団改編(機械化を機甲化に)、第1戦車団を解散、第1戦車群を編成
	7月9日	第2航空団のスクランブル2,000回に達する
	9月21日	東千歳駐屯地第1電子隊編成
57年(1982)	8月31日	日米地位協定による施設提供告示(東千歳駐屯地ほか)
	9月10日~18日	千歳においての初の日米共同訓練(陸)
	10月2日	日米地位協定による施設提供告示(千歳飛行場)
	10月18日~21日	千歳基地を拠点とした初の日米共同訓練(空)
58年(1983)	2月1日	航空自衛隊スクランブル10,000回(千歳基地2,453回)
	4月13日	F-15配備開始
	10月3日	日米地位協定による施設提供告示(追加)
59年(1984)	3月14日	第203飛行隊の改編(F-104J→F-15)
	6月21日	千歳基地に基地防空訓練隊編成
	12月1日	第203飛行隊アラート任務(F-104J→F-15)
60年(1985)	10月28日	千歳基地のスクランブル3,000回に達する
	11月26日	第302飛行隊(F-4EJ)が沖縄に移駐

(「<年表>」の続き)

昭和61年(1986)	3月19日	第201飛行隊編成
	5月16日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(千歳飛行場)
	8月10日	千歳飛行場開基60周年
	9月26~31日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(東千歳駐屯地ほか)
	10月20日	千歳基地に第1基地防空群編成(基地防空訓練隊解隊)
	10月27日	陸・海・空による初の統合実動演習
	12月1日	第201飛行隊アラート任務(F-15)
62年(1987)	3月31日	千歳基地に第8移動警戒隊編成
	7月1日	千歳基地ジェット燃料タンク爆発炎上
	8月18日	自衛隊と全日空機が千歳上空でニアミス
	10月	C経路泥土粉塵対策として戦車洗淨施設新設工事の着工(平成元年度竣工)
	11月27日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(東千歳駐屯地)
	12月31日	千歳空港年間乗降客1,000万人突破
63年(1988)	3月25日	第7師団に化学防護小隊編成
	4月22日	日米地位協定に基づき施設を追加提供及び提供条件変更(千歳飛行場)
	6月20日	千歳基地新管制塔運用開始
	7月20日	新千歳空港開港
	7月22日	防衛施設庁施設部長と運輸省航空局飛行場部長との間で航空機騒音に係る防音工事等の周辺対策の覚書締結
平成元年(1989)	7月8日	新千歳空港ターミナルビル新築工事完成、起工式
	8月29日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(北海道・千歳演習場)
	12月	第203飛行隊のスクランブル1,500回に達する
2年(1990)	3月31日	第3高射群改編・ナイキシステムからペトリオットシステムへの換装完了 千歳基地に第3移動通信隊新設
	11月30日	第7師団司令部庁舎竣工
	12月6日	千歳基地司令部庁舎(200ビル)改修竣工
	12月21日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(東千歳駐屯地)
3年(1991)	3月28日	政府専用航空機格納庫建設工事着工
	4月16日	千歳基地のスクランブル4,000回に達する
	10月7日	新千歳空港輸入食品届出窓口開設
	10月22日	F-15J型戦闘機標的曳航ワイヤー切断ミス事故 民家・工場・架線等被害
	11月14日	政府専用機駐機のため飛来
4年(1992)	3月27日	第1地对艦ミサイル連隊新編(第125特科大隊廃止)
	4月10日	臨時特別航空輸送隊新編
	6月29日	90式戦車配備開始
	7月30日	政府専用機格納庫完成
	11月2日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(北海道・千歳演習場)
	12月14日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(北海道・千歳演習場)
5年(1993)	5月18日	201飛行機スクランブル1,000回達成
	6月1日	航空自衛隊特別航空輸送隊編成完結
	12月14日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(北海道・千歳演習場)
6年(1994)	6月	札幌試験場空力推進研究施設の一部が東千歳駐屯地の隣接区に完成
	6月23日	新千歳空港24時間開港運用開始(国内初)
	7月1日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)
7年(1995)	6月27日	航空自衛隊千歳管制隊新ラプコン落成
	10月3日	日米地位協定に基づき施設の使用条件変更(千歳飛行場)
	10月6日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(千歳飛行場)
	12月21日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(東千歳駐屯地)

(「<年表>」の続き)

平成8年(1996)	3月29日	陸上自衛隊北千歳駐屯地129特科大隊新編完結
	4月26日	新千歳空港B滑走路供用開始(3,000m×60m)
	6月7日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)
	8月	千歳救難隊にMU-2に変わりU-125A配備
	9月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還及び追加提供(千歳飛行場)
	10月22日	千歳線開通・千歳空港開港70年記念式典
9年(1997)	3月17日	日米地位協定に基づき土地の一部返還(柏台演習場)約5,100m ²
	10月30日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳基地)建物約1,300m ² 工作物、水道等
	12月2日	札幌試験場空力推進研究施設の燃焼風洞装置完成
10年(1998)	3月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約1,300m ²
	7月	第2基地防空隊及び基地防空教導隊が第2航空団に新設
	7月7日	日米地位協定に基づき土地の一部返還(東千歳駐屯地)約8,600m ²
11年(1999)	7月16日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約100m ² 、 同じく施設の一部を提供(千歳基地)建物約100m ²
12年(2000)	3月	陸上自衛隊第7師団改編(コア部隊化・後方支援体制等)
	4月14日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約100m ²
13年(2001)	6月25日	F-4EJ改型機が民間施設に機関砲を誤発射
14年(2002)	3月27日	陸上自衛隊第7師団に第7化学防護隊創設
	8月27日	千歳飛行場東側滑走路整備工事(西側滑走路使用:H14.8.19~ H15.9.30)
	9月12日	千歳基地のスクランブル5,000回に達する
	10月22日	酒井飛行士ブロンズ像除幕式
15年(2003)	5月13日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場) 土地904,463m ²
	7月8日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物1棟274m ²
	7月30日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物2棟274m ²
16年(2004)	1月6日	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路の表面隔離を確認
	11月4日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地) 建物5棟約11,441m ²
17年(2005)	2月7日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物1棟223m ²
	3月5日	自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着(北海道大演習場(島松地区))
	3月25日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地) 建物7棟の一部約9,076m ²
	5月18日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場) 土地13,300m ²
	5月30日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物の一部約223m ²
	9月6日	航空自衛隊第2航空団所属F-15型戦闘機が空中接触
	12月	陸上自衛隊第7師団創設50周年
18年(2006)	7月7日	「在日米軍再編に係る訓練移転」に対する判断(訓練の受け入れを表明)
	10月5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物2棟25m ²
	10月23日	千歳空港開港80周年記念(献花式)
19年(2007)	1月26日	「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結
	3月27日	日米地位協定に基づき使用条件の変更(千歳飛行場)年間約4回を撤廃
	4月26日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場) 建物1棟の一部約240m ²
	5月	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路改修工事(11月末日まで) ※平成21年度までの3か年計画
	9月1日	防衛施設庁廃止、防衛省本省に統合
	9月2日	航空自衛隊千歳基地開庁50周年記念

(「<年表>」の続き)

平成20年(2008)	2月25日	米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練) ※2月25日～2月28日まで(タイプI)	
	12月8日	米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練) ※12月8日～12月12日まで(タイプI)	
21年(2009)	4月2日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物3棟約500㎡	
		日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場) 建物3棟約450㎡	
	4月20日	米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練) ※4月20日～4月23日まで(タイプI)	
	6月30日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場) 建物2棟約450㎡	
	7月1日	千歳基地のスクランブル5,555回に達する	
	10月15日	米空軍アクロバットチーム「サンダーバズ」展示飛行	
	10月23日	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路改修工事完了	
	11月5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地) 建物2棟約2,800㎡	
	11月13日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地) 建物2棟約2,700㎡	
	11月25日	航空自衛隊第2航空団所属F-15型戦闘機のエンジンの一部が不時落下	
	11月26日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物3棟約500㎡	
	22年(2010)	2月5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地) 建物1棟約830㎡
		11月8日	米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練) ※11月8日～11月19日まで(タイプII)
23年(2011)	1月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物1棟の一部約300㎡	
	2月16日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場) 建物1棟の一部約300㎡	
	10月18日	千歳空港開港85年記念(献花式)	
24年(2012)	8月6日	航空自衛隊千歳飛行場誘導路整備工事 ※8月6日～10月15日まで	
	9月5日	米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練) ※9月5日～9月7日まで(タイプI)	

<資料>

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうち生きようとする願望を再確認し、
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

昭和35年6月23日条約第7号

第一条

この協定において、

- (a)「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b)「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。)をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c)「家族」とは、次のものをいう。
 - (1)配偶者及び二十一才未満の子
 - (2)父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

- 1 (a)合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
(b)合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a)合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
(b)合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和32年5月16日法律第104号

最終改正：平成17年3月25日法律第5号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号

最終改正：平成19年8月3日政令第235号

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第一項の固定資産）

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和三十二年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

（市町村助成交付金の交付）

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、

当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額

二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）

第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあつては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

第四条 ～省略～

（土地、建物又は工作物の価格）

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

第六条から第九条 ～省略～

（市町村助成交付金の用途の制限等の禁止）

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

第十一条から第十二条 ～省略～

（事務の区分）

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(5) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱(抄)

昭和45年11月6日自治省告示第224号

最終改正：平成18年10月27日総務省告示第556号

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付金については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。

2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。

2 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象資産の範囲

		飛行場		演習場		弾薬庫・燃料庫		その他の施設	
米軍 使用基地	土地	■	■	■	■	■	■	■	■
	建物	■	■	■	■	■	■	■	■
	工作物	■	■	■	■	■	■	■	■

		飛行場		演習場		弾薬庫・燃料庫		その他の施設	
自衛隊 使用施設	土地	■	□	■	□	■	■	■	□
	建物	■	注1	■	注2	■	■	注3	注4
	工作物	■		■		■	■	■	

■ …… 対象資産 □ …… 非対象資産

(注1)

- ・ 航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設以外の施設（司令部・隊舎・食堂・事務所・倉庫等）

(注2)

- ・ しょう舎施設

(注3)

- ・ 通信施設（航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る。）

(注4)

- ・ 駐屯地、港湾施設、補給処（弾薬庫・燃料庫以外のもの）、司令部、倉庫等

(7) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

昭和49年6月27日法律第101号

最終改正：平成23年4月27日法律第28号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、

当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

- 2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

- 2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

- 2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条から第十八条 ～省略～

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 ~省略~

(8) C経路対策委員会報告書(抄)

平成6年11月30日

1. はじめに

陸上自衛隊東駐屯地と北海道大演習場(千歳地区)を結ぶ装軌車の通行経路は、千歳市道祝梅根志越線他3路線及び国道337号からなる延長約10kmの公道で、通称C経路と呼ばれている。

戦後、東千歳に駐留した米軍の機甲車輛の実弾による砲撃等の演習は、島松演習場で行なわれ、その機械力を移動するために、市内を通過するA経路、千歳飛行場の南側を通行するB経路が順次使用されたが、昭和37年の第7師団発足後は専らC経路が使用されるようになり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ最重要路線となったものである。

当初は、現在のコースのうち南28号から年月の経過と共に東10線、9線、8線を通行しており、市街化が進むと共に東7線に定着したが、国鉄千歳線(当時)、国道36号と平面交差であったことから、交通量の増加に伴い次第に横断が困難となった。

また、未舗装であったために、降雨時は泥濘化して一般車両の通行が困難となり、日照時には大量の砂塵が舞い上がり農作物に影響を与える等大きな問題となったところである。

こうした状況の中で、東5線から国鉄、国道を高架として東4線を通行して北海道大演習場へ入るといった経路の一部変更が計画され、昭和41年ごろから用地交渉が開始されたが、政治的、社会的に大きな問題となり交渉も難航した。

計画は、第3工業団地造成の契機となる等紆余曲折を重ねながらも、昭和44年度に用地買収を完了し、47年11月に砂利道として整備が完了している。

一方、道路の損壊や砂塵対策のために、昭和43年に防衛施設庁所管の障害防止対策事業としてコンクリート舗装による整備が採択され、15年の歳月と10億円の事業費をもって昭和58年に全線の舗装が完了し、現在の姿となったものである。

しかしながら、舗装がコンクリートであることから、どうしても騒音振動が大きく、また演習場から装軌車に付着した土砂が砂塵化すること等が新たな問題となり、頻繁な装軌車の通行に伴ってC経路沿線地域からは、生活環境、営農或は営業上の支障を理由に苦情や対策を求める要望が続いている。

千歳市は、第7師団、第2航空団等多くの部隊が所在しており、自衛隊と共存して発展してきた街である。

これらの基地は、国防という国家の要請に基づいて所在していることから、基地の継続的、安定的使用には協力していかなければならないが、同時に基地の所在又は運用によって市民生活に与える諸障害の解消や緩和対策は、国民全体の負担を持って、国の施策の中で解消すべきものと考えており、C経路に関わる問題についても、国等関係機関に対し、これらの解消或は緩和のための恒久対策を要望してきたところである。

演習場から付着して砂塵化する土砂は、平成元年度の戦車洗浄施設の完成により大幅に減少したところであるが、騒音振動の緩和或の軽減については、今日まで効果的な対策が見出せない状況が続いている。

自衛隊の装軌車は、定められた手続きを経てC経路を自走しており、引き続き自走による移動を

行なう場合、千歳市の都市計画が南27号以南地域に市街化区域を想定していることから、C経路は住居系開発との競合を避けることが出来ず、装軌車の通行経路の位置付けと適切な対策を確立することが急務である。

C経路対策委員会は、このような状況の中で、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場（千歳地区）を結ぶ自衛隊装軌車の通行経路について、関係する庁内行政各部門との調整を図りながら、ルート変更の可能性をはじめとする諸対策を検討し、所要の施策を整理するため平成5年2月12日に設置され、以来9回の委員会を開催してきたところである。

その検討結果をまとめたので、以下のとおり報告する。

2. 新ルートの可能性の検討

C経路対策委員会は、C経路沿線地域から寄せられた苦情や要望に応えるため、C経路の現況を再認識すると共に、基本的には住居系との整合性を重視し、現ルート以外の装軌車の通行経路を想定して、各々のルートの課題等を整理しながら、新たなルートを設定することの可能性を検討した。

(1) 障害の原因及び現況

①装軌車の頻繁な公道使用

近年、自衛隊の機甲車輛及び装備・装置の近代化、大型化と共に装軌車の公道自走が頻繁となり、C経路沿線住民の生活環境や事業経営等に種々の障害をもたらしている。

ア、現況コンクリート舗装道路の幅員狭小

大部分の舗装幅員が7mであるため、すれ違い、追越し等の際通行速度の違いもあり、円滑な通行が図れない。

イ、装軌車のキャタピラによる路面の損傷

路面の損傷、摩耗が進み、目地材の突出、亀裂、路肩の損傷や段差が生じており、通常の維持管理が困難である。

ウ、橋梁の耐荷重不足の懸念

通行する装軌車量の重量から橋梁の劣化が進み、補強又は通行の制限をしなければならない。さらに、経年によるひび割れ等、通常監視、見回りが不可欠とされ、安全性が懸念される。

エ、市民生活の安全対策

歩道が未整備の状況にあり、生活道路、通学道路等の用に供している公道としての役割が万全でない。

②生活環境等との整合性

生活上、事業経営場の整合性を図るという視点において、また、今後の市街化区域の進行に伴い、このC経路沿線の環境保全対策が不可欠である。

ア、騒音振動の増大

装軌車の通行に伴う著しい振動騒音により、C経路沿線に多大な影響を与えている。

その騒音振動のレベルについては、数次にわたり測定を実施しているが、いずれも大きなピーク値を記録している。

なお、騒音振動により電話、日常会話の通話困難、大型機甲車輛とこの騒音振動の圧迫感、恐怖感による不快、不安、農畜産経営上の阻害について苦情が多いが、因果関係と損害が立証される場合を除き、このことが直ちに損失補償に結びつくものと考え難い。

イ、住居系との整合性

住居系土地の充足が急務であり、C経路沿線地域の宅地開発のメリットを著しく阻害しており、傷害の波及化は避けられない。

(2) ルート変更の検討

現C経路以外の装軌車の通行経路を求めるため、当初は5本の変更ルートを想定したが、最終的にはこれを3本の案に絞り、ルート変更の可能性を検討した。

なお、各ルート案は、市道用地を活用しながら用地幅員8m、現C経路と同じ構造の道路を想定し、緩衝地帯の設置は考慮していない。

①最終ルート変更案

A案：現通用門～放水路沿い（放水路東側又は西側）を北上～横断自動車沿いを西行～東3線を横断自動車道沿いに南下

D案：駐屯地正門付近から南長沼用水路南側に沿って西行～千歳基地内を国道36号及び千歳イ

ンターゴルフ場を沿いに西行～千歳インターチェンジを迂回し演習場へ

E案：現通用門～千歳バイパス沿いに西行～東3線を横断自動車沿いに南下

②ルート変更案の問題点

ア、ルート沿線住民の理解を得ることが出来るのか。

- ・沿線戸数の多少はあるが、振動・騒音・砂塵問題に拒否反応が起こる。
- ・用地の割愛に同意を得ることが難しい。
- ・沿線に緩衝地帯を設置する場合、更に用地を必要とする。
- ・ルート沿線に新たな問題の発生を招く。

イ、ルート変更に自衛隊（国）の理解を得ることが出来るのか。

- ・自衛隊側の必要性に基づくルート変更でない。
- ・走行距離及び移動時間が増となり、経費が掛かる。

ウ、各ルートの道路造成に多額の費用を必要とする。

- ・道路の損壊及び砂塵の防止のために、C経路と同様のコンクリート舗装を必要とする。
- ・大規模工作物の新設が多い。
- ・現C経路に相当の費用を投入しており、新たな負担（補助）に理解を得ることが難しい。

エ、関係機関（国、道、開発局、道路公団、JR等）との調整を必要とする。

- ・他事業の進捗状況と整合性が取れるのか。
- ・他事業の完成年次が不明である。
- ・規模の大きな施設の利用を変更しなければならない。

オ、代替ルート実現までの現C経路の対策をどうするのか。

- ・短時間にルート変更が出来ない場合、現状を放置することはできない。

（3）検討結果

C経路対策委員会は、新たなルート設定の可能性を積極的に探ってきたが、想定したいずれのルートも千歳川放水路計画などの大規模な事業と関わり、これらの事業が不透明な要素を抱えながら事業期間が長期に亘ること、或いは規模の大きな施設の利用を変更しなければならないこと等を考えあわせたとき、想定したルート沿線地域住民の了解と関係機関等の合意を得て、短期間にルート変更を実現することは極めて困難であると判断したところである。

従って、C経路対策委員会としては、ルート変更の可能性を求める余り、長期に亘って現状の公共施設の整備（道路整備等）に手を付けないことは、現行C経路沿線地域における生活環境又は事業経営や地域の開発に及ぼしている影響から見て公平を失うと考え、現行C経路において抜本的な対策を講ずることが最善であるとの結論に至ったものである。

3. C経路対策の基本方針

C経路においては、頻繁な装軌車の通行に起因して、安全かつ円滑な交通及び、その騒音振動による生活環境への影響等が大きな問題となっていることから、装軌車通行時のC経路交通の安全及び沿線地域の環境保全に対する基本的な対策を、次の通りとした。

（1）道路構造の改良

コンクリート道路の拡幅、歩道の新設、路面の補修改良並びに橋梁の補強及び架設を必要に応じて実施する。道路構造は、都市計画道路である28号通の幅員20mを基本に整備するものとする。

①車道の拡幅及び歩道の新設

車道幅員を11mに拡幅し、両側に歩道4.5mを設置する。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）については、現況（車道幅員11m、歩道2.5m）のままとする。

②道路用地の確保

現況道路用地幅員は、東千歳駐屯地から国道337号（延長≒1,730m）は9m、10線中通からJR千歳線（延長≒3,860m）は14.54mであり、上記車道拡幅及び歩道の設置のために必要な用地を確保する。

③橋梁の架け替え、拡幅、補強

第2祝梅橋、第1ムムシ橋、勇舞28号橋、JR跨線橋、国道36号上長都陸橋の架け替え、拡幅、補強工事を必要に応じ実施する。

④その他

路面の補強、補修等必要な付帯工事一式を実施する。

(2) 緩衝地帯の配置

装軌車自走の特殊性から、市民生活環境等との整合性を図るため、緑地帯、公共空地等の緩衝空間を適正に配置し、市民生活との整合性に配慮する。

①緩衝地帯の新設

道路端から40mを緩衝地帯とする。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）沿線については、工業専用地域であることから、道路用地幅員（22m）の中で、植樹等により騒音振動の緩和を図る。

②緩衝地帯の土地利用

緩衝地帯に、沿道サービス、緑地帯、公共空地等を適正に配置する。

なお、緑地帯は、15m幅を基本とする。

③緑地帯等用地の確保

沿道サービスを除き、緑地帯等の配置に必要な用地を確保する。

④その他

緑地帯等設置工事及び必要な付帯工事一式を実施する。

(3) 交通安全対策

交通事故の防止を図るため、道路構造の改良を行なうと共に、交通量等の動向を見極めながら交通安全施設の設置等を行なう。

①交通安全施設の設置

道路管理者として、必要な交通安全施設を設置する。

②信号機等の設置

関係機関に対し、信号機等の設置を要請する。

③道路線形の一部見直し

交通安全に資するため、道路線形の一部見直しを行ない、線形の改良を必要とする場合は適正な措置を講ずる。

(4) その他

住居系開発計画に当たっては、緩衝地帯と住居の用に供する土地との間に、C経路に平行した区画街路を配置するように努めるものとする。

4. 装軌車走行要領の改善要請

装軌車走行時の騒音振動の軽減及び交通の安全並びに沿線住民の意向に配慮した走行要領の改善を要請する。

(1) 走行要領の改善

引き続き装軌車の走行速度、車輦間隔及び統制員の配置等を検討のうえ改善されるよう要請する。

(2) 通行時の安全徹底

これまで以上に操縦技量の向上に努め、歩行者、一般車輦及び装軌車の通行安全をより徹底されるよう要請する。

5. 緩衝地帯の幅員の考察

(1) 自衛隊の特殊車輦の通行手続き

車輦の幅、重量、高さ、長さ等は、道路構造の保全、交通の危険防止のため、その最高限度が定められており、この最高限度を超える車輦、いわゆる特殊車輦については、道路法により道路管理者が通行の条件を付して通行を許可することが出来ると規定されている。

しかし、自衛隊法上の行動のため使用される車輦並びに部隊、自衛隊の機関の編成、配置及び教育訓練のため使用される車輦のうち、特殊車輦の通行については、道路保全のため必要な処置を講じることによって通行が認められている。

この場合の自衛隊の特殊車輦の通行手続きは、防衛庁と建設省の「覚書」により、自衛隊が道路情報便覧（特殊車輦通行許可限度資料）及び特殊車輦通行許可限度算定資料（建設省通達）を用いて算定し、一定の条件の範囲で通行可能と判断したときは道路管理者に「通行通知」を、不可能と判断したときは「通行通知」及び「通行照会」を提出して行なわれている。

従って、C経路の装軌車通行も上記の手続きを経て行なわれているものである。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

自動車及び原動機付き自転車の運行に伴い発生する騒音、いわゆる自動車騒音は、騒音規制法で指定地域内の限度（要請基準）を定めている。

また、自動車及び原動機付き自転車が道路を通行することに伴い発生する道路交通振動については、振動規制法により指定地域内の限度を定めている。

両法でいう自動車とは、道路運送車両法に原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具（軌条若しくは架線を用いないもの）又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、原動機付き自転車以外のものと規定されている。

しかし、騒音規制法では、総理府令によりこの自動車のうち、種別が普通自動車、小型自動車、軽自動車であるものと規定し、大型及び小型の特殊自動車を除いている。また、自衛隊法の規定により、自衛隊で使用する自動車のうち、大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車は、道路運送車両法の規定を適用しないこととなっていることから、自衛隊の装軌車は騒音規制法及び振動規制法にいう自動車に当たらない。

(3) 緩衝地帯の幅員の予測

装軌車は定められた手続きに従い通行し、騒音規制法及び振動規制法にいう自動車でないとしても、他の自動車の通行に比して騒音振動により沿線地域に大きな影響を及ぼしていることから、通行に伴う障害の軽減又は緩和を図るためには、緩衝地帯の設置が有効と考える。

この場合、装軌車への適用はないものの、騒音規制法及び振動規制法に定められた限度を満たす幅員の確保が最も良策と考えるが、一般的にもキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車が騒音規制法の適用から除外されているため、騒音という視点での幅員予測は難しい。

そこで、自衛隊法では適用除外されるものの一般的にはキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車が振動規制法にいう自動車に含まれること、昭和58年に作成された千歳市緑のマスタープランにおいて、緩衝緑地帯が位置付けられていること、根志越第2土地区画整理事業の中で、戦車通過時の振動対策として緩衝地帯を設置していることから、振動に着目して緩衝地帯の幅員を予測した。

現在C経路沿線の大部分は、振動規制地域となっていないが、当該地域を振動規制法の第1種区域の道路に面する地域と仮定すると、昼間の限度値は65dBである。

この規準を満足する距離を平成5年5月13日の測定調査のピーク値（90式戦車）でもとめると、走行速度が30km/hの場合で30mの緩衝地帯があれば限度を満たす。

(4) 緩衝地帯の幅員の考察

装軌車を運用する部隊では、その走行速度をC経路の一部区間を除き内規で時速30km以下として公表しているが、振動のレベルは走行車両の重量、走行条件及び路面の平坦制、舗装構造、路面条件等の要因に左右されることから、限度を満たす最低の幅員では十分でない。

更に、将来C経路沿線の開発を考慮し、根志越第2土地区画整理事業のような沿道サービス地域としての土地利用を考えた場合、この区画整理事業と同じく、緩衝地帯は40mの幅員が必要と考える。

なお、40m地点での騒音値（ピーク値）は、時速30km走行時で74式戦車は82dB（A）、90式戦車は83dB（A）となっており、走行要領の改善或いは緩衝地帯での植樹等により、騒音値の軽減を図る必要がある。

6. C経路対策実施のための負担の考え方

(1) このC経路対策は、国の補助事業として実施を求める。

(2) 開発区域内において、C経路が存することによりC経路対策を実施し、このため土地所有者等の開発行為者に通常の開発行為における負担を上回る負担が生じないように配慮する。

(3) C経路沿線で、開発行為が行なわれない地域については、C経路の安全かつ円滑な交通のために必要な道路幅員の確保と改良及び必要な橋梁の架け換え、拡幅、補強は、国の補助事業として実施を求める。

(4) 4線大通沿線の工業専用地域の植樹等は、国の補助事業として実施を求める。また、地先の土地所有者が、この対策を補完するために所有地内で同等の措置を講じようとする場合は、これを助成する。

7. C経路対策の実施予定時期

このC経路対策は、順次段階的に取り組むものとし、今後関係機関との協議を継続的に進め、関係地権者との協議調整を図るものとする。

施策を進めるに当たり、基本的概要調査の後、基本調査、調査測量、実施設計等を実施しなければならないが、実施時期について関係機関等との調整を行なうと共に、この施策の概要について議会及び地元組織の意向聴取や調整を行ない、速やかに進めるものとする。

(9) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成19年5月30日法律第67号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

(基本理念等)

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得よう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに係る防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第七条から第二十六条及び附則 ～省略～

(10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）

平成19年8月20日政令第268号

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- 一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

（再編関連特別事業）

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 住民に対する広報に関する事業
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三 防災に関する事業
- 四 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五 情報通信の高度化に関する事業
- 六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八 環境衛生の向上に関する事業
- 九 交通の発達及び改善に関する事業
- 十 公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一 環境の保全に関する事業
- 十二 良好な景観の形成に関する事業
- 十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

（再編交付金を交付しない事業）

第三条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- 一 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 二 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

（再編交付金の交付）

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第一項に規定する日又は同条第二項に規定する交付終了日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- 一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- 二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化

- 三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
 - 四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
 - 五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
 - 六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - 七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
 - 八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - 九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合
- 3 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで逡増させるものとする。
 - 4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。
 - 5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から逡減させるものとする。
 - 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の目的及び内容
- 二 事業の始期及び終期
- 三 事業に要する経費の総額

2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。

3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。

4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第六条から第十四条及び附則 ～省略～

(11) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（抄）

平成19年8月29日防衛省令第11号

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二条に掲げる市町村は、その区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該駐留軍等の再編により次のいずれかに該当すること。

イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機（以下「駐留軍機等」という。）の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として次条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上の地域となること。

ロ 計器進入路の直下となること（再編関連特定防衛施設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。）。

二 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の運用の態様の変更である場合にあっては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による指定の際現にその指定を受けた再編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号。以下「防衛施設周辺環境整備法施行規則」という。）第一条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上の地域であること。

（音響の影響度の算定方法）

第二条 再編関連特定防衛施設の周辺地域における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度の算定方法は、次のとおりとする。

$$dB(A) + 10 \log N - 27$$

2 前項の算定方法において、次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

一 $dB(A)$ 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により生ずると見込まれる音響のそれぞれの最大値をパワー平均して得た値

二 N 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により生ずると見込まれる音響のうち、午前零時直後から午前七時までの間に発生するものの回数を N_1 、午前七時直後から午後七時までの間に発生するものの回数を N_2 、午後七時直後から午後十時までの間に発生するものの回数を N_3 及び午後十時直後から午後十二時までの間に発生するものの回数を N_4 として、次に掲げる式によって算出して得た値

$$N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

3 防衛大臣は、前項各号の値の算定に当たっては、駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）が実施される再編関連特定防衛施設ごとに、当該再編関連特定防衛施設を使用する駐留軍機等の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

第二章 再編交付金

（定義）

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、法第五条第一項に規定する再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（以下「対象市町村」という。）に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値（飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施

設を廃止する場合にはその数値から一を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値から〇・五をそれぞれ減じた数値)

三 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における別表第三の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

四 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5$$

五 整備等按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第四の上欄に掲げる法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在における当該駐留軍等の再編が行われる再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該対象市町村に係る面積に応じ、同表の下欄に掲げる数値

六 市町村整備等点数 整備等点数をこれに係る整備等按分点数に応じて按分して得た数値

七 装備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上である地域をその区域とする市町村若しくはその区域が当該防衛施設に係る計器進入路の直下である市町村（当該防衛施設が所在する市町村に隣接するものに限る。）（以下この条において「装備訓練関係市町村」という。）となる別表第五の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備に応じ、同表の下欄に掲げる数値（当該航空機の過半数がターボジェット発動機を有するものである場合には、その数値に一・五を乗じて得た数値）

八 訓練点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が装備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

九 装備訓練点数 一の駐留軍等の再編について、装備点数及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5 + A$$

（この式において、Aは、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く装備訓練関係市町村の数が、一又は二である場合にあっては〇・一五、三以上である場合にあっては〇・三を表すものとする。）

十 装備訓練按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第七の上欄に掲げる対象市町村に係る次に掲げる式によって算出した数値に係る区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値 $a + b \div 3 + c \div 100$

（この式において、a、b及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

a 対象市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編について法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が九十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が九十以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からaを減じた数値

c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が七十五以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る

防衛施設周辺環境整備法第四条 に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条 に規定する算定方法により算定した値が七十五以上である地域の面積をヘクタールで表した数値から a 及び b を減じた数値

- 十一 市町村装備訓練点数 装備訓練点数をこれに係る装備訓練按分点数に応じて按分して得た数値
- 十二 再編点数 一の駐留軍等の再編について、一の対象市町村の市町村整備等点数及び市町村装備訓練点数を合算した数値
- 十三 計画進捗率 別表第八の中欄に掲げる再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の法第四条第一項の規定による指定の日若しくは当該指定の日の属する年度後の毎年度四月一日現在の進捗状況の段階又はその実施から起算した期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合
- 十四 計画点数 一の駐留軍等の再編について、再編点数に年度の計画進捗率を乗じて得た数値を交付終了年度（令第四条第一項 に規定する交付終了年度をいう。以下同じ。）までの年度の計画進捗率の合計で除して得た数値
- 十五 交付点数 年度の再編関連特定周辺市町村に係るすべての駐留軍等の再編に係る計画点数を合算した数値（当該再編関連特定周辺市町村の長が当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編について、当該年度の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の円滑かつ確実な実施の妨げとはならないが、次に掲げるいずれかの事由を当該駐留軍等の再編の実施に必要な条件として主張しており、防衛大臣が翌年度以降の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その数値に二分の一を乗じて得た数値（計画進捗率が十分の一の年度にあっては零））
- イ 当該駐留軍等の再編の内容の変更
- ロ 当該駐留軍等の再編の効果を損なう再編関連特定防衛施設の使用に係る協定の締結
- ハ 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）その他の法令の趣旨に適合しない国の補助金等（同法第二条第一項 に規定する補助金等をいう。次号において同じ。）の交付
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、国が実施することが困難な事項
- 十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額（令第四条第一項 に規定する年度交付限度額をいう。次号において同じ。）を算定するものとして、防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更が当該防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を考慮して交付される他の補助金等の交付の事例を勘案して、最初に法第五条第一項 の規定による指定を行うときに防衛大臣が定める額

（再編交付金の額の算定）

- 第四条 年度交付限度額は、基本配分額に交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る当該年度の交付点数を乗じて得た額とする。
- 2 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る交付点数を乗じて得た額が当該年度の再編交付金の予算額を超える場合は、当該年度の再編交付金の額は、当該年度の当該予算額を当該再編関連特定周辺市町村の交付点数で按分して得た額を限度とする。
- 3 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編として、一の駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更が二以上の再編関連特定防衛施設にわたって行われる場合にあっては、当該二以上の再編関連特定防衛施設を一の再編関連特定防衛施設とみなして行うものとする。
- 4 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の区域が駐留軍等の再編以外の事由により減少する場合には、その減少後の区域を基礎として行うものとする。
- 5 再編交付金の額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（不可分な変化に係る点数）

- 第五条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留軍等の再編によるものと不可分である場合にあっては、それぞれの駐留軍等の再編に係る面積点数は、当該変化を一の駐留軍等の再編によるものとみなして算定した数値をそれぞれの駐留軍等の再編に係る部隊点数により按分した数値とする。

- 2 前項の規定は、第三条第二号に規定する変化について準用する。この場合において「面積点数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替えるものとする。

(再編点数の調整)

第六条 対象市町村の再編点数に負数のものがある場合には、当該対象市町村の再編点数は、当該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町村の正数の再編点数のうち最も大きいものから順次に相殺する。

(按分点数の調整)

第七条 防衛大臣は、対象市町村に係る駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加について、特別な事情があるときは、当該駐留軍等の再編について整備等点数のある対象市町村の数に相当する数値を限度として、当該特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数に数値を加算することができる。この場合において、当該特別な事情がある対象市町村が二以上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加算する数値を合算した数値は、その限度とする数値を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、装備訓練按分点数について準用する。この場合において「整備等点数」とあるのは「装備訓練点数」と、「整備等按分点数」とあるのは「装備訓練按分点数」と読み替えるものとする。

(点数等の修正)

第八条 駐留軍等の再編の内容のうち特定できなかった事項を特定した場合又は第三条各号に掲げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項に変更がある場合には、それらの数値又は割合は、当該特定又は変更に応じて修正するものとする。

- 2 前項の数値の修正が再編実施交付年度以前であって、再編点数が減少する場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、修正した再編点数から当該年度前のすべての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 3 第一項の数値の修正が再編実施交付年度であって、再編点数が増加する場合には、計画進捗率が一である年度の最後の年度（以下「上限終了年度」という。）後の計画点数は、修正した再編点数から上限終了年度以前のすべての年度の計画点数を減じて得た数値に上限終了年度後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を上限終了年度の翌年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 4 前項の場合において、上限終了年度の翌年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えるときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。
- 5 前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画点数を超える場合に準用する。
- 6 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が遅延した場合には、遅延した年度以後の計画点数は、再編点数から遅延した年度前の計画点数（その遅延が国の行為（不作為を含む。）又は自然現象以外の事由に起因するものであって、関係する再編関連特定周辺市町村の長がその事由の解消に努め、又は協力していると認められないときは、当該計画点数及び遅延した年度の当初の計画点数）を減じて得た数値に遅延した年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を遅延した年度から交付終了年度までの計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 7 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が前項の事由に起因して遅延した場合には、その遅延した年度（その遅延が継続した年度を含む。）及びその翌年度の計画進捗率は、別表第九の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

(交付点数の調整)

第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編関連特定周辺市町村に係る当該再編関連特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛大臣は、当該再編関連特定周辺市町村の指定の時期その他の事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は零とすることができる。

- 2 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定により難いと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越

すことができる。

- 3 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の後に、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、前条までに規定するところにより再編交付金の額を定めることが適当でないと認める特段の事情があるときは、当該再編関連特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることができる。

(市町村の合併に係る配慮)

第十条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合には、第三条から前条までの規定にかかわらず、これにより交付点数が減少することのないよう配慮するものとする。

附則 ～省略～